参考資料

1　港区環境基本条例

○港区環境基本条例

平成十年三月三十日
条例第二十八号

港区は、活発な都市活動と多様な居住環境とが共存するまちとして発展してきた。また、歴史的な景観も多く、緑や水辺などの貴重な自然環境も有するまちである。

しかし、さまざまな社会経済活動が営まれる中で資源やエネルギーが大量に消費されることにより、港区にも大きな環境への負荷がもたらされている。

もとより区民は、人と自然とが共生することのできる良好な環境のもとに健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない環境を守り、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくべき責務を負っている。

今こそ、すべての人びとが日常の生活や事業活動の中で、自らの行動を考え、創意と工夫によって、環境にやさしい継続的な行動をとることが求められている。

このような認識の下に、環境への負荷の少ない、居住と都市活動とが調和した居住環境都市をつくりあげていくために、ここに、この条例を制定する。

（目的）

第一条　この条例は、環境の保全について基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、 その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を実現することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　環境の保全　良好な環境を維持し、回復し、及び創造することをいう。

二　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

三　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

（基本理念）

第三条　環境の保全は、次の各号に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

一　区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を実現し、これを将来の世代へ継承して行くことを目的として行うこと。

二　人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって行うこと。

三　すべての事業活動及び日常生活において行うこと。

（区の責務）

第四条　区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

一　公害の防止に関すること。

二　大気、水、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。

三　人と自然との豊かなふれあいの確保、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全等に関すること。

四　資源循環、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。

五　地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

（区民の責務）

第五条　区民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか、区民は、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する

（事業者の責務）
第六条　事業者は、事業活動を行うときは、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を行う責務を有する。
２　事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うときは、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を行うよう努めなければならない。
３　前二項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（環境基本計画）
第七条　区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全についての基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。
２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　環境の保全に関する目標
二　環境の保全に関する施策の方向
三　前二号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項
３　区長は、環境基本計画を策定するときは、区民及び事業者（以下「区民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を行うものとする。
４　区長は、環境基本計画を策定するときは、あらかじめ港区環境審議会の意見を聴かなければならない。
５　区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
６　前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境行動指針）
第八条　区長は、区及び区民等が環境の保全に関して配慮すべき事項を、環境の保全についての行動指針（以下「環境行動指針」という。）として策定しなければならない。
２　区長は、環境行動指針を策定するときは、区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を行うものとする。
３　区長は、環境行動指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
４　前二項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

（施策の策定等にあたっての配慮）
第九条　区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するときは、環境基本計画及び環境行動指針との整合を図るものとする。
２　区は、環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を行うものとする。

（環境影響調査の措置）
第十条　区は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者に対し、その事業の実施前に環境の保全について適切な配慮がなされるよう必要な措置を行うものとする。

（資源循環の推進）
第十一条　区は、環境への負荷を低減するため、区民等による資源循環が促進されるよう必要な措置を行うものとする。
２　区は、環境への負荷を低減するため、区の施設の建設及び維持管理その他の事業を実施するときは、資源循環、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

（区民等の意見の反映）
第十二条　区は、環境の保全に関する施策に、区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を行うものとする。

（情報の提供）
第十三条　区は、環境の保全に資するため、必要な情報を区民等に適切に提供するよう努めるものとする。

（区民等の自発的な活動の促進）
第十四条　区は、区民等による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を行うものとする。

（環境学習の推進）
第十五条　区は、区民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、区民等による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるように、環境の保全に関する学習の推進を図る

ものとする。

（調査及び研究の実施等）
第十六条　区は、環境の保全に関する施策を適切に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集並びに調査及び研究に努めるものとする。

（監視及び測定等）
第十七条　区は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視及び測定等の体制を整備するものとする。
２　区は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

（国及び東京都等との協力）
第十八条　区は、環境の保全を図るため、国、東京都その他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

（地球環境の保全の推進）
第十九条　区は、地球環境の保全に資する施策を国等と連携して推進するものとする。

（環境審議会）
第二十条　環境の保全に関する基本的事項について調査審議するため、区長の付属機関として港区環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
一　環境基本計画に関すること。
二　一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項
三　前二号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項
３　審議会は、環境の保全に関し、区長に意見を述べることができる。
４　審議会は、環境の保全について学識経験を有する者、区民、事業者及び区議会議員のうちから区長が委嘱する委員十四人以内をもって組織する。
５　委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
６　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区規則で定める。

（委任）
第二十一条　この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

付　則
１　この条例は、平成十年四月一日から施行する。
２　この条例の施行の際、現に存する港区環境基本計画は、第七条の規定により策定された環境基本計画とみなす。

付　則（平成一一年一二月一六日条例第三二号）
１　この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
２　この条例の施行の日以後平成十二年八月三十一日までの間に、この条例による改正後の東京都港区環境基本条例第二十条第四項の規定により新たに委嘱される東京都港区環境審議会の委員の任期は、同条第五項の規定にかかわらず、平成十二年八月三十一日までとする。

2　計画策定の経緯

年月	会議等	内容
令和８（2026）年 ３月 24 日	第 70 回港区環境審議会	・区長から環境基本計画の策定に係る基本的な考え方について諮問
５月 22 日	第 71 回港区環境審議会	・答申案の検討
７月 30 日	第 72 回港区環境審議会	・MINATO ビジョンとの整合性について説明 ・答申案の検討（決定は正副会長に一任となる）
８月７日	答申	
９月４日	港区環境調整委員会	・環境基本計画改定方針について庁内検討
10 月４日	港区環境調整委員会	・環境基本計画（素案）について庁内検討
10 月 13 日	第 73 回港区環境審議会	・環境基本計画策定方針について説明 ・環境基本計画(素案)の検討
11 月 20 日～ 12 月 21 日 （予定）	区民意見募集	・インターネット、郵送、ＦＡＸ、持参にて受付
12 月 11 日 （予定）	区民説明会	

3　港区環境審議会への諮問及び答申

(１)諮問

７港環環第 4549 号
令和８年３月 24 日

港区環境審議会
　会長　青　柳　み ど り　様

港区長　　清　家　　愛

港区環境基本条例（平成１０年港区条例第２８号）第２０条第２項第１号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

１　諮問事項

「港区環境基本計画」の策定に係る基本的な考え方について

２　諮問理由

区は、令和５年２月に、令和３年度から令和８年度までを計画期間とする「港区環境基本計画」を改定し、めざす環境像「多様な暮らし・活気・自然が調和する持続可能な都市 みなと」の実現に向け、環境施策を総合的かつ計画的に推進してきました。改定に当たっては、国・都が脱炭素や生物多様性「30by30」など環境目標を強化し、資源循環やＤＸ・ＧＸが進展していることなどから、こうした動向を踏まえ、脱炭素化、資源循環、生活環境保全、生態系保全及び環境学習と協働体制の強化を重要な要素として位置付け、最新動向を反映した目標設定、多様な主体連携、重点プロジェクトの推進等を軸に取り組んできました。また、地球温暖化対策地域推進計画、生物多様性地域戦略、気候変動適応計画及び環境教育等行動計画を包含する環境分野の総合計画として位置付け、横断的施策の強化を図るとともに、施策の一体的かつ効果的な推進に努めてきました。

一方で、引き続き温室効果ガス排出量が都内で最も多い状況や、気候変動による生物多様性の損失に加え、循環型社会の形成に向けた持続可能な資源循環施策の一層の強化など、課題は多岐にわたります。さらに、区民・事業者の環境配慮行動の拡大が求められる中、日常の行動を見直す契機となる行動変容に向けた意識付けの取組も必要になってきます。

こうした環境行政を取り巻く状況を踏まえ、計画期間の最終年度である令和８年度に新たな計画を策定する必要があります。策定に当たっては、港区基本構想、港区基本計画、港区実施計画を統合した新たな総合計画「ＭＩＮＡＴＯビジョン」や港区一般廃棄物処理基本計画等との整合を図りつつ、区民、事業者と区が協働し、総合的な視点から対策を進めることが必要です。

つきましては、港区環境基本計画の策定に当たり、基本的な考え方について諮問いたします。

（２）答申

「港区環境基本計画」の策定に係る基本的な考え方について

（答申）

令和８年８月

港区環境審議会

内容

第１章 港区環境基本計画策定に求められる視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 152
第１節 国内外の環境情勢の変化と本区を取り巻く動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 152
第２節 区のこれまでの取組の成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 153
第３節 策定の視点 ・・・ 155
第２章 めざす環境像 ・・ 156
第３章 施策の基本的考え方・・ 157
第１節 脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める（地球環境分野）・・・・・・ 157
第２節 未来につなぐ循環型の都市をつくる（循環型社会分野）・・・・・・・・・・・・・・ 159
第３節 良好で快適に暮らせる生活環境をつくる（生活環境分野）・・・・・・・・・・・・ 162
第４節 自然と生きものにやさしい都市環境をつくる（自然環境分野）・・・・・・・・ 163
第５節 環境に対する意識を高め行動を広げる（環境保全活動分野）・・・・・・・・・・ 165
第４章　分野横断的な取組・・ 166
第５章　施策の推進に向けて・・・ 167
第１節 推進体制 ・・ 167
第２節 進行管理 ・・ 167

文章中などにおいて＊が付く用語は、用語解説（p.167～）に解説を掲載しています。

第１章 港区環境基本計画策定に求められる視点

第１節　国内外の環境情勢の変化と本区を取り巻く動向

区ではこれまで港区環境基本計画のもと、脱炭素*や資源循環、生物多様性の保全をはじめとした環境施策を総合的に推進してきました。令和５（2023）年度の現行計画改定以降も、国内外を取り巻く情勢は変化し続けており、国や東京都の政策においても、より実効性を重視した施策強化が進められています。

国は、令和６（2024）年５月に閣議決定した「第６次環境基本計画」において、環境政策の最上位目標として「国民一人一人のウェルビーイング*／高い生活の質」を掲げており、その実現のために脱炭素、循環経済（サーキュラーエコノミー）*、ネイチャーポジティブ（自然再興）*を同時達成する統合的アプローチが重要としています。

こうした方針に基づき、国や東京都においては、各分野で以下のような施策が進められています。

［地球環境分野］

国は、令和７（2025）年２月に新たな「エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2035年度▲60％、2040年度▲73％（2013年度比）の新たな温室効果ガス排出削減目標を設定し、再生可能エネルギーなど脱炭素電源の最大活用とエネルギー安全保障の確保とを一体的な取組と捉え、2050年カーボンニュートラル*の実現に向けた対策強化を推進しています。また「気候変動適応計画」においても、令和５（2023）年５月の一部変更により、熱中症対策が喫緊の課題として強化されました。

東京都においても、令和６(2024)年度に「ゼロエミッション*東京戦略 Beyond カーボンハーフ*」を策定し、2035年▲60％（2000年比）の高い目標を掲げています。あわせて、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）*」を改正し、令和７（2025）年４月から新築住宅等への太陽光発電設備設置義務化を施行するなど、再生可能エネルギーの主力化に向けた官民一体の取組を加速させています。

［資源循環分野］

国は、令和６（2024）年８月２日に「第五次循環型社会形成推進基本計画*」を閣議決定し、循環経済（サーキュラーエコノミー）を国家戦略として位置付けるとともに、地域資源を地域内循環させる仕組みづくりの推進や、2040年までに「追加的なプラスチック汚染ゼロ」をめざすことを示しました。あわせて、「資源有効利用促進法*」の改正により、再生資源の利用義務化やＣＥ（サーキュラーエコノミー）コマース*の促進を盛り込んだり、「再資源化事業等高度化法*」の施行により、製造・リサイクル事業者に高度な再資源化を義務付けるなど、関連法制度の整備・見直しを進めており、再資源化の量と質の双方の向上を図る取組の強化を進めています。

［生活環境分野］

国は、令和５（2023）年９月に採択された国際的な枠組み「化学物質に関するグローバル枠組み（GCPF）」に基づき、世界的に化学物質管理の規制・監視が強化される中、令和８（2026）年４月よりPFAS（有機フッ素化合物）を「水質基準」へと格上げしました。これを受け、東京都における水道水の水質管理などの対策が進められています。

東京都においては、令和８（2026）年度から交通結節点や公共施設へのリサイクルステーション整備への補助を開始したほか、区市町村が地域と連携して行う清掃活動やポイ捨て防止対策への支援を強化しています。

［自然環境分野］

国は、生物多様性条約第15回締約国会議（ＣＯＰ15）で採択された国際的な枠組みである「昆明・モントリオール生物多様性枠組*」を踏まえ、令和12（2030）年までのネイチャーポジティブ実現に向けた「生物多様性国家戦略2023-2030*」を策定しました。また、令和７（2025）年４月には「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律*」を施行し、自然共生サイト*の法制化を通じて、企業・団体等による保全活動を促進しています。

東京都でも、外来種対策、重要野生生物の保全方針の策定、自然環境デジタルミュージアム*基本計画の策定など、東京都生物多様性地域戦略のもとで取組を強化しています。令和６（2024）年には東京都生物多様性推進センターを開設し、地域における保全活動の支援や普及啓発を拡充するなど、都内の保全地域の管理やエコロジカルネットワーク*の形成を推進しています。

このように、国や東京都において実効性を重視した法制度の整備や施策強化が急速に進む中、本区においても、区の進むべき未来への確かな道筋を示す、新たな総合計画「ＭＩＮＡＴＯビジョン」と整合を図りつつ、区民、事業者と区が協働し、総合的な視点から持続可能な社会の実現に向けた環境施策を講じていく必要があります。

第２節 区のこれまでの取組の成果と課題

区は現行の港区環境基本計画において、多様な暮らしや経済活動が営まれる中、活発な都市活動と豊かな歴史・自然が共生し、誰もが安全に安心して暮らすことができる環境負荷の少ないまちづくりを推進してきました。また、区内では大規模な民間開発が進んでおり、建物整備に付随する大規模な緑化や、街区・地区単位での二酸化炭素排出量実質ゼロを目指した取組など、環境に配慮した開発が進展しています。こうした取組の進展から、近年の環境データは指標により概ね横ばい又は着実な改善傾向にありますが、区民アンケートにおける評価には依然として課題が残されています。

地球環境分野では、区有施設への再生可能エネルギー100％電力の導入など、区は先導的な取組を進めています。また、ＥＶ*化やシェアサイクル*の普及により、交通環境への区民満足度は向上しています。こうした区の施策や区民、事業者の省エネ行動

等により、区域の二酸化炭素排出量は減少傾向にあります。その一方で、こうした省エネルギー及び再生可能エネルギー施策が、必ずしも区民の実感や満足感に結びついていない状況や、都市部ならではの大規模なエネルギー消費への対策、気候変動の深刻化による区民生活への影響等が課題として挙げられます。このような状況を踏まえ、区民・事業者と危機感を共有し、気候変動適応策及び脱炭素施策を一体的に推進していくため、令和８年５月に「港区気候非常事態宣言」を行いました。

資源循環分野では、区の収集ごみ量は減少傾向にあるものの目標達成には至っていません。資源の分別適正率は 97.3%と高い一方、可燃ごみの適正排出率は 65.3%に留まり、家庭ごみのさらなる減量に向けては、一層普及啓発に取り組むことが必要です。食品ロス削減に向けた「食べきり協力店*」の登録促進や、事業系ごみ削減に向けた立入検査の強化など、実効性の高い施策を実施しており、今後も区民や事業者と連携した取組の継続が重要です。

生活環境分野では、公害苦情は減少傾向にあります。区では、定期的な環境調査を実施し、大気や水質等の状況を継続的に監視・公表することで、生活環境の安全確保に努めています。また、環境美化活動・キャンペーンの実施や喫煙場所の整備推進などにより、ポイ捨ての少なさに対する区民満足度は向上する一方、来街者の増加に伴い、ごみの管理や路上喫煙などのマナーに関する課題が顕在化するなど、新たな取組の推進が必要となっています。

自然環境分野では、緑被率*の向上、雨水浸透対策*の進展、区立公園の自然共生サイト認定など着実な成果を上げています。一方、区民の緑や水、生物多様性に対する満足度は向上していますが、川や海のきれいさや水辺への親しみに対する満足度は必ずしも高くなく、環境の質と区民の実感との間にギャップが生じています。今後は、みどりの保全や創出、生物多様性の理解と浸透に向けた取組を継続しつつ、水辺の利活用を通じた体験価値を向上する取組の強化が必要です。

環境保全活動においては、環境学習やイベントへの参加者数は増加しており、区民の参加機会は着実に拡大しています。一方で、環境について学ぶ機会や活動参加に対する満足度は必ずしも高くなく、活動量の増加が充実感につながっていない可能性があります。また、「みなと環境にやさしい事業者会議（ｍｅｃｃ）」の会員事業者数が減少しており、活動の認知や参画促進に向けた情報発信の強化が必要です。

今後も人口や事業所の増加が見込まれる中、区は環境課題の解決を牽引し、効果的な支援策や普及啓発を通じて区民や事業者の主体的な行動を促すとともに、多様な主体が連携して環境施策を推進し、環境の質の向上と暮らしやすさの実現を図る必要があります。

第３節 策定の視点

本計画の策定に当たっては、現行計画策定後の社会情勢の変化や、環境分野に関する国内外の動向、区民・事業者の意識、それらに基づく課題を踏まえ、将来にわたり全ての人々が安全かつ安心して暮らし、活動することができる持続可能な先進都市を実現するため、次に掲げる視点に立って計画の改定を行うことが重要です。

① 「ＭＩＮＡＴＯビジョン」が掲げる目標や施策との整合を図りつつ、各分野の多様な施策との連携を強化することで、環境・社会・経済に係る課題の統合的解決を図り、区民の「健康・安全・快適性・つながり」といったウェルビーイングの向上をめざします

② 活発な都市活動と豊かな歴史・自然が共生する港区のポテンシャルを活かし、地球温暖化対策や資源循環、生物多様性保全などを一体的に推進することで、環境保全と都市価値の同時向上をめざします

③ 区民、事業者、地域の団体など、多様な主体の協働・連携を深めるとともに、一人ひとりの行動変容を促進し、多様化・複雑化する環境課題に取り組みます

第２章 めざす環境像

港区には、時代を超えて受け継がれてきた歴史や、地域で守り育まれてきた文化があり、国内外から多くの人が行き交う国際色豊かなまちとして発展してきました。

また、海や運河などの水辺や、四季の移り変わりを楽しめる公園・緑地などの豊かな自然環境が都会の風景の中に広がっており、これらが港区の大きな魅力となっています。

一方で、自然災害の脅威や地域コミュニティの衰退など、都心特有のさまざまなリスクも抱えており、その対応が必要となっています。

「ＭＩＮＡＴＯビジョン」では、港区がめざす2040年代のまちの姿として**『今を引き継ぎ、社会課題を乗り越え、未来を創る。「歴史と未来」「都会と自然」「地域と世界」が交差し、一人ひとりが自分らしく幸せに暮らせるまち』**を将来像に掲げています。

あわせて、環境・リサイクル分野の将来像として**『みんなの意識と行動が未来を変える。自然が暮らしを彩るサステナブルシティ*』**を示しています。

誰もが幸せを感じられるまちの実現に向け、想いを一つに、港区に関わる人たちが協力し合いながら歩みを進めていくことが重要であり、本計画においても「ＭＩＮＡＴＯビジョン」で掲げる将来像をめざす環境像として位置付け、環境・リサイクル分野における持続可能なまちづくりを一体的に推進していきます。

本計画のめざす環境像

自然が暮らしを彩るサステナブルシティ みなと
～みんなの意識と行動が未来を変える～

第３章 施策の基本的考え方

「第１章　港区環境基本計画策定に求められる視点」を踏まえつつ、めざす環境像を実現していくため、引き続き環境施策を次の５つの方針で捉え、以下に示す方向性に沿って施策を講じていくことを提言します。

方針	方向性
（１）脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める ［地球環境分野］	・二酸化炭素の排出抑制（地球温暖化の緩和策） ・気候変動に起因すると指摘されている様々な影響への対策（気候変動への適応策）
（２）未来につなぐ循環型の都市をつくる ［循環型社会分野］	・３Ｒ（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進 ・循環経済の推進、プラスチック・食品ロス対策の推進
（３）良好で快適に暮らせる生活環境をつくる ［生活環境分野］	・大気汚染等の公害の防止 ・開発が環境に与える影響への対策 ・環境美化に関する取組の推進
（４）自然と生きものにやさしい都市環境をつくる ［自然環境分野］	・多様なみどりの保全と創出 ・生物多様性に関する取組 ・古川、運河、台場の海の水質改善及び水辺空間と水循環系の保全・再生に関する取組
（５）環境に対する意識を高め行動を広げる ［環境保全活動分野］	・区民、事業者等の環境保全意識の向上による行動変容の促進 ・そのための環境教育、環境学習等の推進

第１節 脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める（地球環境分野）

深刻化する地球温暖化とこれに伴う気候変動は、社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。国や東京都では、2035年度や2040年度を見据えた新たな温室効果ガス排出削減目標を掲げ、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた抜本的な対策強化を打ち出しています。また、激甚化する気候変動の影響から人々の生命と健康を守るため、熱中症対策の強化を強力に推進するなど、脱炭素化と気候変動適応策の双方で施策強化を進めています。

こうした中、事業活動が活発な港区は、東京都内で二酸化炭素排出量が最も多い自治体であり、先導的な脱炭素化に向けた取組の強化・加速化が強く求められています。加えて、都市特有の暑熱環境や、集中豪雨に伴う内水被害などの自然災害リスクの増大も懸念されており、区が表明した「港区気候非常事態宣言」に基づく喫緊の対策であるという共通認識のもと、実効性のある取組を強化しなければなりません。

これらの複合的な課題を解決するためには、区民や事業者の主体的な行動変容を促すとともに、国、東京都、さらには民間企業が有する先進技術を積極的に活用し、多様な主体及び分野を超えた連携を緊密にしながら以下の施策を展開していく必要があります。

① 2050年ゼロカーボンシティ達成に向けた脱炭素化の加速

- 国や東京都の新たな目標設定を踏まえた、港区における新たな二酸化炭素削減目標の設定と、その達成に向けた実効力のある対策強化が必要です。
- 特に、二酸化炭素排出量の多くを民生部門（業務・家庭）が占め、集合住宅やテナントビルが多いという港区の特性を踏まえ、既存建築物の断熱改修や高効率設備等の導入を進めるとともに、新しい省エネ住宅基準である「GX-ZEH*」の普及促進や、国の「ZEB*ロードマップ」を念頭に置いた港区独自のZEB・ZEH*化施策のあり方を整理し、脱炭素化に資する建築物の普及に向けた取組を進めることが求められます。
- 民間建築物における脱炭素化を加速するため、以下の取組等を通じて都市の魅力や価値を高めながら創エネルギー・省エネルギー施策を推進していくことが必要です。
  - 建築主だけでなくテナントビルや集合住宅の入居者・管理組合への働きかけの強化（ライフサイクルカーボン*の把握・見える化、各主体にあわせた経済的・環境的メリットの分かりやすい啓発など）
  - 創エネルギー・省エネルギー機器等助成制度のさらなる深化（カーボンクレジットの創出など新たなアプローチの推進）
  - 限られた都市空間で効果を発揮するペロブスカイト太陽電池等の先進技術の積極的な導入
- 区内二酸化炭素の約13%を占める運輸部門の対策において、これまで区が推進してきた自転車シェアリングのほか、次世代自動車の導入促進に向けた国や東京都による取組動向を踏まえ、地球環境に配慮し自然環境への負荷を最小限に抑えるエコフレンドリー*な移動手段への転換を後押しする啓発や支援が必要です。
- 全国の自治体や企業等との先駆的な連携（国産木材の利用促進、森林整備を通じた二酸化炭素吸収、再生可能エネルギー由来電力の調達など）による取組を、より多くの区民や事業者に浸透・拡大し大きな成果につなげるため、実際の二酸化炭素削減効果に加え、カーボンクレジット*などの環境価値を活用した普及啓発、施策の展開が重要です。

  環境分野にとどまらない分野横断の視点で、都市計画や産業振興、教育等の各分野が緊密に連携し、大規模都市開発や中大規模建築物の施設更新等の機会を的確に捉え、新たな技術の導入などによる脱炭素化を誘導・促進していくことが必要です。

・　区民や事業者の属性、ライフスタイル、事業活動の状況等にあわせ、実効性のある行動変容の契機となる啓発を行うことが必要です。

②　区有施設における脱炭素化の推進

・　区は、エネルギーを消費する一事業者として、また区内の脱炭素化を牽引する立場として、自らの事務事業から排出される二酸化炭素の削減に率先して取り組むことが必要です。
・　これまで実施してきた区有施設への再生可能エネルギー100％電力の導入をはじめとする先導的な取組をさらに進めながら、公共建築物の新築や大規模改修の機会を的確に捉えたZEB化やペロブスカイト太陽電池等の導入など、先進的な省エネルギー・創エネルギー技術の実装を積極的に進めていくことが重要です。

③　気候変動への適応による都市のレジリエンス*強化、安全・安心な暮らしの確保

・　令和８（2026）年５月に表明した「港区気候非常事態宣言」を受け、区民の「いのち」と「暮らし」を守るため、既に現れ始めている気候変動の影響に対する危機感や取組を地域全体で共有し、区民・事業者の「適応」にかかる行動変容を加速させていくことが必要です。
・　喫緊の課題である都市の暑熱問題については、関連部局（健康、福祉、土木、防災等）が認識を一つにした迅速かつ柔軟な取組が必要です。
    - 高齢者や乳幼児、外国人区民等に対する、熱中症予防に関する情報発信の強化
    - 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）*のさらなる拡充・周知
    - 日陰のある心地よいまちづくりの推進　など
・　激甚化する自然災害への対応として、雨水流出抑制や都市の熱環境緩和に資するグリーンインフラ*やブルーインフラ*の活用、停電時にも都市機能を維持するための再生可能エネルギー等の活用によるエネルギーの強靭化など、関連施策を総合的かつ一体的に展開し、安全・安心な暮らしの基盤確保と都市の環境価値の向上を図っていくことが必要です。

第２節 未来につなぐ循環型の都市をつくる（循環型社会分野）

国において、循環経済（サーキュラーエコノミー）を国家戦略に位置付ける新たな基本計画が策定され、法制度の整備・見直しを通じて、製品のライフサイクル全体における再資源化の「量」と「質」の向上が進められています。また、食品ロス削減に向けて、事業系食品ロスの削減目標の強化や、目標の早期達成に向けた施策の拡充が図られており、やむを得ず廃棄される食品のリサイクルも推進されています。東京都においても「東京都資源循環・廃棄物処理計画」に基づき、持続可能な資源利用の実現に向けた社会変革と、廃棄物処理システムの一層の充実強化が進められています。

こうした中、港区においては、家庭から排出される可燃ごみの中に再資源化可能な資源が相当数混入している実態等も踏まえ、適正な分別による資源化率のさらなる向

上が求められています。加えて、「2050年ゼロカーボンシティ」の実現や、最終埋立処分場の残余期間延伸に向けた将来的な課題も見据え、３Ｒの徹底や食品ロスの削減はもとより、ごみとなり得るものを作らない・使わない、長く使い続ける、シェアリングする等、サーキュラーエコノミーの視点を取り入れた施策の展開が重要です。

あわせて、全国的に多発しているリチウムイオン電池などの小型充電式電池等を原因とする清掃車両や処理施設での火災事故等への安全対策も大きな課題となっています。さらには、近年の大規模災害の教訓を踏まえ、災害時においても迅速かつ適切に災害廃棄物を収集・運搬・処理できる、強靭で実効性の高い廃棄物処理体制の整備を進めることが急務となっています。

① 使い捨てや無駄のない暮らしの定着と社会課題に対応した清掃事業の実施

・ 大量生産・大量消費型の社会から循環型社会への移行を進めるため、区民及び事業者が自ら排出者であることを認識し、行動変容していくことが不可欠です。
・ 効果的な普及啓発や環境学習を通じて、マイバッグやマイボトルの利用促進などによるプラスチックの使用抑制を強化するとともに、フードドライブの拡充や食べきりの推進など、家庭や事業活動における食品ロス削減の取組を進めていくことが必要です。
・ 安全・安心で利便性の高い収集体制の確立に向け、ごみ出しが困難な高齢者やひとり親世帯への支援、外国人区民に対する周知など、世帯構造の変化に伴い多様化するニーズへ対応するため、福祉分野等とも連携しながら柔軟な収集サービスへの改善が必要です。
・ 大規模災害時においても、都市機能や生活・事業活動が維持できるよう、自治体間の広域連携も図りながら、実効力のある災害廃棄物処理体制を整備し、持続的な都市の社会基盤を構築していくことが必要です。

② 生活スタイルに適応したリサイクルの推進

・ 港区は全国に先駆け、全てのプラスチックの分別回収・リサイクルに取り組んできましたが、国の循環経済政策の強化を踏まえ、質の高い再生利用の仕組みを構築していくことが必要です。
・ 資源化率の向上に向けて、家庭における分別徹底の啓発に加え、資源回収の品目や回収拠点などの拡大、民間事業者と連携して再資源化の推進が必要です。
・ 区民のライフスタイルや地域コミュニティの変化に対応した、持続可能な集団回収制度の再構築が必要です。

③ 都市の清潔な環境の確保と持続可能な資源循環の推進

・ 活発な経済活動が行われる港区において、都市の清潔な環境の確保と持続可能な資源循環を実現するためには、大きな割合を占める事業系ごみの発生抑制と適正な分別・排出・資源化が不可欠です。

・ これまで実施してきた大規模建築物への再利用計画書の提出義務や立入指導等に加え、事業者が自らの社会的責任として廃棄物の適正処理、排出抑制、再使用・再利用、再資源化に主体的に取り組むことが必要であり、都市の清潔な環境を維持する観点からも、特に飲食店等における適正な保管及び排出の徹底が重要です。

・ 事業者に対する普及啓発や情報提供、実態に応じた指導等を通じて、都市環境の質の維持と経済活動との調和を図りながら、資源循環の取組を促進することが必要です。

第３節 良好で快適に暮らせる生活環境をつくる（生活環境分野）

港区における生活環境の保全状況をみると、光化学オキシダント*や非メタン炭化水素*を除き、多くの項目で環境基準を達成しています。区民からの苦情としては、都市再開発等の建設工事に起因する騒音・振動が多く、事業者に対する継続的な指導が必要です。

また、誰もが快適に暮らすことができるまちを実現するためには、地域清掃をはじめとするクリーンキャンペーンの推進や、適切な分煙環境を確保するための喫煙場所の整備など、多角的な取組を継続していく必要があります。特に、近年における訪日外国人客の急増をはじめとして、多くの来街者が港区を訪れるなか、路上等におけるごみのポイ捨て対策が急務となっています。

① 良好で安全な生活環境の確保

- 大気環境や水質の保全、騒音、振動、有害化学物質など、区民の生活環境を守るための基本となる取組について、法令に基づく監視、測定、指導や、区民・事業者への情報提供、都に対する要請などに、引き続き取り組むことが必要です。
- 羽田空港の新飛行経路に関わる騒音や環境影響について、区民の不安や影響を低減するため、区は引き続き必要な対策や国への要請、区民への情報提供等を推進することが必要です。

② 街づくりにおける環境配慮の促進

- 区内で行われる民間の大規模な開発事業等において、周辺の生活環境や自然環境へ及ぼす影響を最小限に抑えるため、区独自の環境アセスメント*（環境影響調査）を活用し、計画段階からの環境配慮の徹底や適切な誘導を図るとともに、区民に対して取組を周知していくことが必要です。

③ 環境美化の推進

- 国内外からの来街者が多い港区の特性を踏まえ、路上等へのごみのポイ捨て対策など環境美化の取組強化が必要です。日本に根付くごみの持ち帰り文化の啓発に加え、地域の状況に応じた適切なごみ箱の設置検討など、実効性のあるアプローチが重要です。
- 快適な分煙社会に向けて、「みなとタバコルール」の周知・啓発の一層の強化が必要です。
- 住居に大量の物品を溜め込み、近隣の生活環境に影響を及ぼす家庭に対して、福祉分野などの関係部署と連携した適切な対策、及び周辺住民への丁寧な対応が必要です。

第４節 自然と生きものにやさしい都市環境をつくる（自然環境分野）

国において、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向けた動きが本格化しており、法制化された「自然共生サイト」などを通じて、企業や団体等の多様な主体による保全活動を促進する仕組みが整えられています。また、東京都においても、保全活動の拠点となる「東京都生物多様性推進センター」の開設など、積極的な取組を展開しています。

港区ではこれまで、公共空間の整備や民間開発に伴う緑化推進、区立公園の自然共生サイト認定の取得、雨水浸透施設の導入などを積極的に進めてきました。ネイチャーポジティブを実現するには、区民や事業者とのパートナーシップをこれまで以上に強化し、都心に残された貴重な緑地や水辺における生物多様性の保全・再生に向けた取組を加速していく必要があります。

①　みどりあふれる快適なまちづくり

- 緑被率やみどり率に加え、「緑に関する新たな指標」を導入することで、都市における緑の価値を多角的に評価し、みどりの質の向上を図っていくことが必要です。
- 民有地等に現存する樹木や樹林等の貴重な緑を、次世代へ継承することができるよう、歴史あるみどりの保全に対する支援の拡充が必要です。
- 生きものの生息環境の向上を図るため、エコロジカルネットワークの形成に資するビオトープの整備が必要です。

②　生物多様性への理解促進と保全、再生

- 日々の消費行動や事業活動が生態系に与える効果や影響を「自分ごと」として捉えることができるよう、区民・事業者に対する普及啓発や環境学習の充実が必要です。
- 生物多様性の理解と浸透を図るとともに、生物多様性に配慮した製品の選択を促すなど、具体的な行動変容につながる取組の推進が必要です。
- ネイチャーポジティブの実現に向けて、自然共生サイトへの認定申請など、民間企業や地域団体が主体となった生物多様性の保全、再生の取組を後押しし、官民連携の強化を図ることが必要です。
- 都市空間の形成においても、公共空間の整備や民間の大規模なまちづくり・開発事業に対して、緑地・水辺の創出はもとより、在来種の選定や生態系ネットワークに配慮した整備を促すなど、生物多様性の保全・創出に向けた取組の誘導が必要です。

③　水環境・水循環の保全、再生

・　臨海部や運河など、港区の象徴である豊かな水辺資源において、環境保全と区民利用の双方が高い次元で両立するよう、区は明確な管理方針を整理するとともに、官民一体の協働運営体制を構築することが必要です。

・　魅力的な水辺の利活用をさらに推進するため、その基盤となる水質保全対策のさらなる拡充が必要です。

第５節 環境に対する意識を高め行動を広げる（環境保全活動分野）

国は「環境教育等の推進に関する基本的な方針」の改定を通じて、『個人の変容に留まらず、それを組織や社会経済システム全体の変革へとつなげていく重要性』を示し、その具体策として、中間支援機能*の強化や環境教育・協働の取組を推進しています。

港区においては、これまでの積極的な取組により、環境学習・環境イベントの開催数及び参加者数は拡大傾向にあります。今後はこれらの取組をさらに深化させ、区民の学習内容・機会の充実につなげるとともに、次世代の社会を担う子どもたちをはじめとした多様な層に対し、行動の変容と定着を促すようなアプローチが必要です。

また、多様な主体の参加を促し活動の裾野を広げるためには、区内の環境保全活動や団体等に関する魅力的な情報発信を強化し、その存在や役割の認知度を向上させるとともに、区民や事業者が活動しやすい環境を整備していくことが不可欠です。加えて、「みなと環境にやさしい事業者会議（ｍｅｃｃ）」をはじめとした環境プラットフォーム*において、情報発信やマッチングなどの中間支援機能を強化し、実効性を高めていくことが重要です。

① 環境教育等による環境保全意識の向上

・ 暮らしの場面などにおいて行動変容の考え方を取り入れた啓発を行うなどにより、実効性のある普及周知を図っていくことが必要です。
・ 学校教育との連携や、子どもたちが楽しみながら主体的に取り組むことができる体験型の学習メニューを環境教育に盛り込むなど、多様な世代やライフステージに配慮した周知啓発や学ぶ機会の創出・拡充が重要です。

② 環境配慮行動の実践に向けた支援を拡充

・ 区民や事業者が日々の生活や業務の中で実践すべき指針である「環境行動指針*」について、ライフスタイルや時代の変化に合わせた更新が必要です。
・ 区民を対象としたみなとエコチャレンジや事業者によるみなとエコ宣言などの取組を進め、実践を促すことで、主体的な環境配慮行動につなげることが必要です。

③ 協働による環境保全活動の推進

・ 区民のライフスタイルや企業の事業環境の変化に柔軟に対応するため、区民、事業者、活動団体等の多様な主体をつなぐ「官民連携プラットフォーム」の機能の拡充が必要です。
・ それぞれの主体が抱える課題やニーズを丁寧にマッチングし、既存の枠組みを超えた共同プロジェクトや、互いの専門性を活かした協働・連携による環境保全活動の創出が必要です。

第４章 分野横断的な取組

現代の環境課題は、地球温暖化、資源循環の停滞、生物多様性の損失など、それぞれが複雑に絡み合い、多様化しています。こうした背景から、地球環境、資源循環、生活環境、自然環境、環境保全活動といった各分野を個別の課題として捉えて施策を展開するのではなく、これらを相互に関連し合う一連の「システム」として捉える統合的アプローチが不可欠となっています。

さらに、こうした環境課題のみに留まらず、福祉、防災、教育、産業振興といった環境の枠を超えた他の行政政策との連携や環境視点の組み込みが重要です。環境対策を講じることが、地域の防災力向上や、区民の健康・福祉の増進、地域経済の活性化といった「副次的効果（シナジー）」を生み出すという視点を持つことで、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、ひいては区民のウェルビーイングの向上へと結びつけていくことが非常に重要です。

港区がこれまで進めてきた、区民や事業者とのパートナーシップ及び全国の自治体との広域連携は、こうした分野横断的な取組を展開する上で大きな強みとなります。多様な主体が持つ多様な知見やリソースを掛け合わせることで、地域に新たな価値やイノベーションを創出していくことが期待されます。

港区が今後も都市型の環境政策におけるトップランナーとして走り続けるためには、多様な効果と価値を生み出すことが期待される「分野横断的な取組」について計画の中で重点化を図り、具体的な施策の実装と体制の強化を進めていくことが必要です。

第５章　施策の推進に向けて

第１節 推進体制

環境基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進していくためには、「ＭＩＮＡＴＯビジョン」との整合を図りつつ、全庁的な連携・協力体制を構築し、包括的な視点から環境施策を推進していくことが必要です。また、広域的な環境問題に対応するため、東京都や近隣区との連携を図るとともに、区がこれまで先駆的に取り組んできた全国の自治体との協働・連携ネットワークをさらに深めていく必要があります。

港区では、これまで区と区民、事業者、地域団体など多様な主体が協働・連携することで、地域に根ざした活動を展開してきました。これらの活動をさらに発展させるため、地球環境、資源循環、自然環境、環境教育など、分野の垣根を越えて多様な主体が交流し、互いの知見の融合によって新たな価値を共創できる場や機会を拡充していくことが求められます。

環境問題の解決には、区民や事業者が環境の保全に配慮した行動に主体的に取り組むことが不可欠です。デジタル技術やポイント制度等を効果的に活用しながら、誰もが「自分ごと」として捉えられるよう分かりやすく情報発信し、具体的な環境行動の実践へとつなげていく必要があります。特に、これからの未来を担う次世代の子どもたちに対しては、より共感を呼ぶアプローチや分かりやすい周知啓発が期待されます。

第２節 進行管理

本環境基本計画を実効性のあるものとするため、区は、「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（点検・評価）」「Act（対策・改善）」のサイクルを繰り返し、事業を継続的に改善するという形で計画の進行管理を行ってきました。また、事業の実施状況や成果については環境審議会へ報告し評価を受けるとともに、施策の進捗状況を包括的に点検・評価した結果を「港区環境白書」に示すことにより、区民や事業者への分かりやすい公表に努めてきました。

今後も引き続き、計画の実効性を更に高め、区民や事業者等の環境意識の啓発及び行動を促していくため、PDCA サイクルに沿った施策の点検・評価、改善を継続し、その結果を区民、事業者等に分かりやすく伝えていくことが必要です。

■用語解説

ＥＶ
バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。
ウェルビーイング
身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む。
雨水浸透対策
降った雨水を集めて地下に浸透させることにより水路や河川の負担を軽減する役目を果たす他、開発等で地表を覆うことにより起こる地下水・湧き水の枯渇を防止するなど、水環境を守る効果もあり、都市における健全な水循環の保持・創出に資する対策のこと。
エコフレンドリー
「環境に優しい」という意味。
エコロジカルネットワーク
個々の生きものの生息地が、生きものの移動が可能であるようにつながれた状態にあること。野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然のふれあいの場の提供などの機能が発揮されることが期待される。
カーボンクレジット
省エネルギー設備の導入や森林管理の取組などによるCO_2の排出削減量や吸収量を、第三者機関による検証等を経て、企業等の間で取引できるよう認証したもの。
カーボンハーフ
東京都が令和３（2021）年１月に表明した、令和12（2030）年までに温室効果ガス排出量を平成12（2000）年比で50％削減するという目標のこと。
環境アセスメント
開発事業等が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業実施に際して環境配慮がなされるようにするための一連の手続のこと。
環境行動指針
港区環境基本条例前文にある「すべての人びとが日常の生活や事業活動の中で、自らの行動を考え、創意と工夫によって環境にやさしい継続的な行動をとる」という理念に基づき、条例第８条に区長が策定することを規定されている、区民・事業者・区がとるべき具体的な環境保全行動のこと。
グリーンインフラ
自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの。これは、人と自

然の関わりから形成されるものであり、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できる。
光化学オキシダント
大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、強い日射（紫外線）による光化学反応で生成する酸化性物質の総称。光化学スモッグの主な原因となる。
昆明・モントリオール生物多様性枠組
令和４（2022）年12月に中国の昆明とカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（ＣＯＰ15）で採択された、新たな生物多様性に関する世界目標。生物多様性条約に限らず、他の条約や協定、枠組みとの連携促進を図りつつ、過去の教訓に基づいて、先住民や地域社会の貢献と権利の尊重、全政府的及び全社会的アプローチ、人権に基づくアプローチ、ジェンダー・世代間衡平（※）、生物多様性と健康などが考慮事項として掲げられている。 ※世代間衡平とは、現在生きている世代と、将来生まれてくる将来世代との間で、環境･資源･経済･社会保障などの負担や利益を公平に分かち合うべきという考え方。
再資源化事業等高度化法
効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の過程の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律のこと。
ＣＥ（サーキュラーエコノミー）コマース
３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも「ごみの発生量を減らすリデュース」・「ものをそのまま繰り返し使うリユース」を事業スキームとして体現したビジネスのこと。
サステナブルシティ
環境、経済、社会のバランスを保ち、将来の世代に負担をかけることなく、今も未来も人々が快適に暮らし続けられるように設計された都市のこと。
シェアサイクル
地域内のどのサイクルポートからでも、自転車を貸出・返却ができる自転車の共有サービスのこと。ポートにある自転車を乗りたいときに借りて、行きたい場所のポートで返すことができる。区では放置自転車対策、環境負荷の低減、区民の利便性の向上、地区内の回遊性を高め、観光振興や商店街振興など関連する施策の推進等を目的とした自転車シェアリング事業を実施している。
GX-ZEH
「GX Net Zero Energy House（グリーントランスフォーメーション・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略称。今後、より高い省エネルギー性能を掲げることが期待されること、また、再生可能エネルギーの自家消費の拡大の促進を行う必要があることを踏まえ、新しく作成されたZEHの定義のこと。

資源有効利用促進法
資源が大量使用・大量廃棄されることを抑制し、リサイクルによる資源の有効利用の促進を図るための法律。
自然環境デジタルミュージアム
東京都が昭島市に整備を進める、生物多様性に関する情報を継続的に収集・一元管理し、その発信を通じて生物多様性の保全・回復に向けた行動変容を促す戦略的拠点となるミュージアム。
自然共生サイト
「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づき、企業の森や里地里山、都市の緑地などにおいて、民間の取組等による生物多様性を増進する活動計画として国から認定を受けた活動を、実施する区域のこと。
指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）
「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときに、暑さをしのげる場所として一般に開放するほか、熱中症特別警戒アラート発表の有無にかかわらず、暑さを避けるための滞在場所としても開放している施設のこと。区内には106か所（2026年７月31日時点）のクーリングシェルターがある。
循環経済（サーキュラーエコノミー）
３Ｒ（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化））の取組による資源循環に加え、資源の投入・消費を抑えつつ、効率的・循環的に資源を利用し、付加価値を生み出すことを図る経済活動のこと。「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線形経済から移行することで、事業活動の持続可能性を高め、中長期的な競争力を培うことが期待されている。
生物多様性国家戦略2023-2030
令和５（2023）年３月に閣議決定された、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である。2050年ビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げ、その達成に向けた短期目標（2030年ミッション）として「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」としている。国際目標である30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復することをめざしている。
ZEH
「Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略称。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることをめざした住宅のこと。
ZEB
「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」の略称。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー

を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることをめざした建築物のこと。
ゼロエミッション
人間の活動から排出される温室効果ガスや廃棄物を実質的にゼロにすることをめざす考え方。
第五次循環型社会形成推進基本計画
令和６(2024)年８月に閣議決定された、循環型社会形成推進基本法(平成12(2000)年制定)に基づく計画。循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として策定された。
脱炭素（カーボンニュートラル）
二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
食べきり協力店
小盛りメニューの導入や、食べ残しを減らすための案内など、食べ残し削減に向けた活動を積極的に行っている飲食店のこと。区内には約300店の登録店がある。※2026年３月現在
地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律
ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずることで、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進しようとする法律。
中間支援機能
区民、事業者、団体、学校、行政など多様な主体をつなぎ、情報交流やネットワーク形成、対話と協働を促進することで、地域課題の解決や持続可能な地域づくりを支える機能。
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）
平成13（2001）年４月に施行され、環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする条例。
ネイチャーポジティブ（自然再興）
自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。いわゆる自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方のこと。
非メタン炭化水素
メタン以外の炭化水素の総称で、光化学オキシダントの原因物質の一つ。

プラットフォーム
情報共有やマッチングの場・仕組みのこと。
ブルーインフラ
CO_2吸収源対策や生物多様性等の様々な課題の解決に貢献するブルーカーボン生態系（藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれた炭素を隔離・貯留する海洋生態系のこと）及びその生息環境を形成する基盤となる藻場・干潟等のこと。
ライフサイクルカーボン
建築物の設計から建設、運用、解体に至るまでのライフサイクル全体において排出されるCO_2を含む環境負荷のこと。
緑被率
緑被地（樹木被覆地、草地、屋上緑地）に覆われている面積の割合のこと。
レジリエンス
災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつこと。

4　港区環境基本計画策定方針　（港区環境リサイクル支援部）

港区環境基本計画は、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、港区環境基本条例に基づき、令和３（2021）年度から令和８（2026）年度までの６年間を計画期間として策定し、令和５（2023）年度に中間の見直しを行いました。

しかし、現行計画改定以降も、国内外を取り巻く環境情勢は変化し続けており、国や東京都の政策においても、より実効性を重視した施策強化が進められています。

このような背景を踏まえ、社会経済情勢や環境の変化を的確に捉えつつ、より時代に即した環境施策を展開していくため、この度、新たな港区環境基本計画を策定します。

1　国内外の環境情勢の変化と本区を取り巻く動向

人々の活動拡大に伴い、地球の環境収容力が限界を迎えつつある中、地球温暖化とそれに伴う気候変動の影響、生物多様性の危機、資源制約の深刻化などが進行しています。

国が令和６（2024）年５月に閣議決定した「第六次環境基本計画」では、環境施策の最上位目標として「国民一人一人のウェルビーイング*/高い生活の質」が掲げられ、その実現に向けて、脱炭素（カーボンニュートラル*）、循環経済（サーキュラーエコノミー*）、ネイチャーポジティブ*（自然再興）の同時達成をめざす統合的アプローチの重要性が示されています。

環境課題が多様化・複雑化するなか、気候変動対策、循環型社会の実現、生活環境の保全、生物多様性の保全など、環境・社会情勢の変化や国内外の動向を広く捉えた施策の展開が求められています。計画の策定にあたり、これらの背景及び以下に示す動向を踏まえ、環境施策を総合的に推進していく必要があります。

[地球環境分野]

国は、令和７（2025）年２月に新たな「エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2035 年度▲60%、2040 年度▲73%（2013 年度比）の温室効果ガス排出削減目標を設定しました。また「気候変動適応計画」では、令和５（2023）年５月の一部変更により、熱中症対策を強化しました。

東京都においても、令和６（2024）年度に「ゼロエミッション*東京戦略 Beyond カーボンハーフ*」を策定し、2035 年▲60%（2000 年比）の目標を掲げるとともに、令和７（2025）年４月から新築住宅等への太陽光発電設備設置義務化を施行するなど、再生可能エネルギーの主力化に向け、官民が連携した取組を加速させています。

[資源循環分野]

国は、令和６（2024）年８月２日に「第五次循環型社会形成推進基本計画*」を閣議決定し、循環経済（サーキュラーエコノミー）を国家戦略として位置付けるとともに、2040 年までに「追加的なプラスチック汚染ゼロ」をめざすことを示しました。あわせて、「資源有効利用促進法*」の改正など、関連法制度の整備・見直しや取組の強化を進めており、再資源化の量と質の双方の向上を図る取組の強化を進めています。

[生活環境分野]

国は、令和５（2023）年９月に採択された国際的な枠組み「化学物質に関するグローバル枠組み（GCPF）」を踏まえ、令和８（2026）年４月から PFAS（有機フッ素化合物）を「水質基準」に格上げしました。これを受け、東京都では水道水の水質管理などの対策が進められています。

また、東京都では、令和８（2026）年度から交通結節点や公共施設におけるリサイクルステーション整備への補助を開始したほか、区市町村による地域と連携した清掃活動やポイ捨て防止対策への支援を強化しています。

［自然環境分野］

国は、生物多様性条約第 15 回締約国会議（ＣＯＰ15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組*」を踏まえ、「生物多様性国家戦略 2023-2030*」を策定するとともに、令和７（2025）年４月には「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律*」を施行し、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組を促進しています。

東京都では「東京都生物多様性地域戦略」に基づき、令和６（2024）年に東京都生物多様性推進センターを開設するなど、生物多様性の保全や地域における保全活動の支援、エコロジカルネットワーク*の形成などを推進しています。

２　区のこれまでの取組の成果と課題

区ではこれまで、活発な都市活動と豊かな歴史・自然が共生し、誰もが安全に安心して暮らすことができる環境負荷の少ないまちづくりを推進してきました。

地球環境分野では、区有施設への再生可能エネルギー100％電力の導入など先導的な取組を進めていますが、都市部特有の大規模なエネルギー消費への対策などが課題となっています。また、深刻化する気候変動の影響を踏まえ、令和８（2026）年５月に発出した「港区気候非常事態宣言」のもと、区民・事業者と危機感を共有し、適応策と脱炭素施策を一体的に推進する必要があります。

資源循環分野では、区の収集ごみ量は減少傾向にあるものの、計画目標の達成には至っていません。今後も人口や事業所の増加が見込まれる中、家庭ごみのさらなる減量や事業系ごみの削減に向け、区民や事業者と連携した実効性の高い施策の推進が重要です。

生活環境分野では、事業者への指導・啓発や公害防止対策の推進により公害苦情は減少傾向にあるなど、一定の効果が見られますが、来街者の増加に伴うごみの管理や路上喫煙問題への新たな対応が必要です。また、ごみの排出状況によっては、ごみの散乱やポイ捨ての誘発等、まちの清潔や生活環境に影響を及ぼす課題も生じています。

自然環境分野では、緑被率*の向上や区立公園の自然共生サイト*認定などの成果が見られる一方、水辺のきれいさや親しみへの満足度は高くなく、環境の質と区民の実感との間にギャップが生じています。今後は水辺の利活用等を通じた環境体験価値の向上が求められます。

環境保全活動においては、環境学習等の参加者は増加しているものの満足度に課題があり、活動の質の向上が求められます。また、「みなと環境にやさしい事業者会議（ｍｅｃｃ）」の会員数が微減となっており、情報発信強化による参画促進が必要です。

今後も人口や事業所の増加が見込まれる中、区は環境課題の解決を牽引し、効果的な支援策や普及啓発を通じて区民や事業者の主体的な行動を促すとともに、多様な主体が連携して環境施策を推進し、環境の質の向上と暮らしやすさの実現を図る必要があります。

３　策定の基本的方向性

「ＭＩＮＡＴＯビジョン」では、港区がめざす 2040 年代のまちの姿として、『今を引き継ぎ、社会課題を乗り越え、未来を創る。「歴史と未来」「都会と自然」「地域と世界」が交差し、一人ひとりが自分らしく幸せに暮らせるまち』を将来像に掲げるとともに、環境・リサイクル分野の将来像として『みんなの意識と行動が未来を変える。自然が暮らしを彩るサステナブルシティ』を掲げています。

将来像の実現に向け、現行計画策定後の社会情勢の変化や、環境分野に関する国内外の動向、区民・事業者の意識、それらに基づく課題を踏まえつつ、将来にわたり誰もが安全かつ安心して暮らし、活動することができる持続可能な先進都市を実現するため、以下の方向性に沿って計画を策定します。

ＭＩＮＡＴＯビジョンで掲げる環境・リサイクル分野の2040年代の港区の将来像

みんなの意識と行動が未来を変える
自然が暮らしを彩るサステナブルシティ

（1）「ＭＩＮＡＴＯビジョン」が掲げる目標や施策との整合を図りつつ、各分野の多様な施策との連携を強化することで、環境・社会・経済に係る課題の統合的解決を図り、区民の「健康・安全・快適性・つながり」といったウェルビーイングの向上をめざします

本計画では、「ＭＩＮＡＴＯビジョン」と整合した施策・基本方針・方針を掲げ、それぞれの施策における個々の課題解決を図るだけでなく、脱炭素や資源循環、生物多様性保全などの相互に関連する取組を総合的に推進し、統合的な課題解決をめざします。

また、福祉、防災、教育、産業振興といった他分野との連携を深め、区民のウェルビーイングの向上につなげていきます。

（2）活発な都市活動と豊かな歴史・自然が共生する港区の強みを生かし、地球温暖化対策や資源循環、生物多様性保全などを一体的に推進することで、環境保全と都市価値の同時向上をめざします

港区には、時代を超えて受け継がれた歴史や文化があり、多くの人が行き交う国際色豊かなまちとして発展してきました。また、海や運河などの水辺、公園・緑地などの豊かな自然環境が広がり、区の大きな魅力となっています。

これらの強みを生かし、地球温暖化対策や資源循環、生物多様性保全などの施策を総合的に推進することで、環境課題への対応と都市の多面的な価値向上を両立し、持続可能で魅力あふれるまちを実現します。

（3）区民、事業者、地域の団体など、多様な主体の協働・連携を深めるとともに、一人ひとりの行動変容を促進し、多様化・複雑化する環境課題に取り組みます

これまで構築してきた「みなと環境にやさしい事業者会議（ｍｅｃｃ）」「生物多様性みなとネットワーク」「港区３Ｒ推進行動会議」等の各協働組織との連携を深めるとともに、多様な主体との新たな協働を創出し、実効性の高い課題解決につなげます。

あわせて、環境意識の向上にとどまらず、実際の行動変容へ結びつけ定着させるため、区民、事業者、地域団体等の立場やライフスタイルに応じたアプローチを展開していきます。

４　施策策定の視点

環境施策を次の５つの視点で捉えるとともに、各分野を横断する視点も踏まえて、施策を講じていきます。

（１）脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める（地球環境分野）

2050 年ゼロカーボンシティの早期実現に向け、国や東京都の新たな目標を踏まえ、港区の二酸化炭素削減目標を設定するとともに、多様な主体及び分野連携により実効力のある対策の強化を図ります。特に集合住宅やテナントビルが多い港区の特性を踏まえ、民間建築物における脱炭素化を加速し、都市の魅力や価値を高めながら創エネルギー・省エネルギー施策を推進します。加えて、カーボンクレジット*創出などの新たなアプローチによる創エネルギー・省エネルギー機器等助成制度の深化を図ります。

区有施設においては、区内の脱炭素化を牽引する立場から、先進的な省エネルギー・創エネルギー技術の実装など、率先した取組を展開します。

さらに、「港区気候非常事態宣言」を踏まえ、区民の「いのち」と「暮らし」を守るため、顕在化する気候変動への危機感や対応の必要性を地域全体で共有するとともに、関連部局との連携による暑熱対策や災害対応などの適応策を進め、区民・事業者の適応に向けた行動変容を加速させていきます。

（２）未来につなぐ循環型の都市をつくる（循環型社会分野）

循環経済（サーキュラーエコノミー）の動きを背景に、３Ｒの徹底や食品ロス削減、ごみとなり得るものを作らない・使わない・長く使い続けるといったサーキュラーエコノミーの視点を取り入れた施策を展開するとともに、使い捨てや無駄のない暮らしの定着に向けた実効性の高い取組の推進と、区民や事業者の行動変容を促していきます。

また、製品のライフサイクル全体における再資源化の「量」と「質」の向上に向け、資源回収品目や回収拠点などの拡大、民間事業者と連携した再資源化の仕組み構築を図ります。

活発な経済活動が行われる港区において、都市の清潔な環境の確保と持続可能な資源循環を実現するため、排出量の多くを占める事業系ごみの発生抑制と適正な分別・排出・資源化を進める必要があることから、大規模建築物等への指導や事業者の主体的な取組を促す普及啓発や情報提供を強化します。

さらに、多様化するニーズに対応した安全・安心で利便性の高い収集体制を確立するとともに、大規模災害時においても都市機能を維持できる災害廃棄物処理体制を整備するなど、社会課題に対応した清掃事業を推進していきます。

（３）良好で快適に暮らせる生活環境をつくる（生活環境分野）

本区の生活環境は多くの項目で環境基準を達成しているものの、建設工事等に伴う騒音・振動への継続的な指導や、羽田空港新飛行経路に関する区民の不安低減に向けた対策・国への要請・情報提供が必要であり、良好で安全な生活環境の確保に向けた取組を推進します。

また、開発事業において、区独自の環境アセスメントを活用し、計画段階からの環境配慮と適切な誘導を図るとともに、その取組を区民へ周知していきます。

訪日外国人客をはじめとする多くの来街者に対してごみの持ち帰り文化を啓発するとともに、地域に応じたごみ箱の設置検討や適正なごみの排出方法を啓発することで、路上等へのごみのポイ捨てやごみの散乱対策に取り組みます。また、「みなとタバコルール」の周知を強化するとともに、引き続き、喫煙場所の整備等による分煙環境の確保を進めます。さらに、住宅に大量の物品を溜め込み、近隣の生活環境に影響を及ぼす家庭に対して、福祉分野等の関係部署と連携した適切な対策を行います。

（４）自然と生きものにやさしい都市環境をつくる（自然環境分野）

生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向けて、区民や事業者とのパートナーシップをこれまで以上に強化し、区民・事業者に対する普及啓発や環境学習を充実させていきます。

「緑に関する新たな指標」を導入して緑の量の向上を図るとともに、民有地等に現存する歴史ある緑の保全に対する支援の拡充や、ビオトープ整備などを進め、緑の質の向上を図ります。

日々の行動が生態系に与える影響を区民や事業者が自覚できるよう、啓発や環境学習を充実させ、生物多様性に配慮した行動変容を促します。また、大規模開発における在来種の選定誘導や、企業等の自然共生サイト認定申請への支援などを通じ、官民連携による保全活動を強化します。

さらに、港区の象徴である豊かな水辺資源において、環境保全と利活用が両立する明確な管理方針のもと、官民一体の協働運営体制を構築します。

（５）環境に対する意識を高め行動を広げる（環境保全活動分野）

国が示す「組織や社会経済システム全体の変革」を見据え、これまでの取組をさらに深化させ、区民の学習内容・機会の充実と、それによる行動の変容と定着につなげます。

暮らしの場面などにおける行動変容の考え方を取り入れた啓発や、次世代を担う子どもなど多様な層へのターゲットに応じた周知など、実効性のある普及啓発を図ります。

また、日々の生活や業務で実践すべき「環境行動指針」を時代に合わせて更新するとともに、「みなとエコチャレンジ」や「みなとエコ宣言」等を推進し、区民・事業者の主体的な環境配慮行動への支援を拡充します。

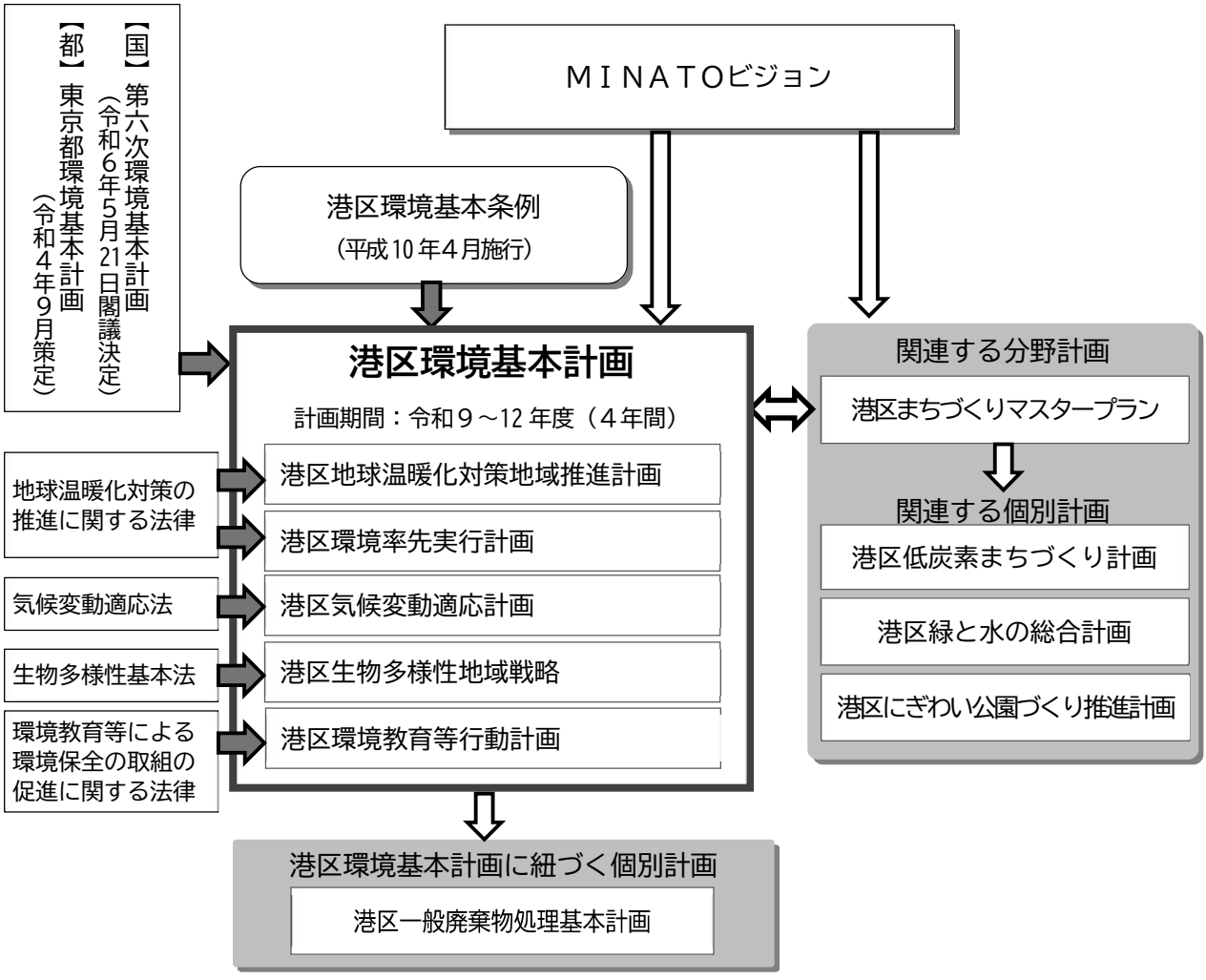
あわせて、「みなと環境にやさしい事業者会議（ｍｅｃｃ）」をはじめとした官民連携プラットフォーム*において、情報発信やマッチングなどの中間支援機能*を強化します。

5　計画の基本的事項及び検討体制

（1）計画の位置付け

港区環境基本計画は、区の総合計画である「ＭＩＮＡＴＯビジョン」に掲げる 2040 年代の港区の将来像の実現を図るための環境・リサイクル分野の計画であり、関連する他の分野計画との整合性を図りつつ、環境関連計画の総合的な計画として、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示すものです。

また、区民、事業者等が、ＭＩＮＡＴＯビジョンで掲げる環境・リサイクル分野の 2040 年代の港区の将来像の実現に向けた行動の必要性を理解し、自ら積極的に行動していくことができるよう、港区環境基本条例第８条に基づく「港区環境行動指針」を含みます。



（2）計画期間

港区環境基本計画は、令和９（2027）年度から令和 12（2030）年度までの４年間を計画年度とします。

（３）検討体制

次の体制により、港区環境基本計画の策定について検討を進めます。

①港区環境審議会

「港区環境審議会」は、港区環境基本条例第 20 条に基づき、環境の保全に関する基本的事項について調査審議するため、区長の付属機関として設置するもので、学識経験者、区民、事業者及び区議会議員により構成します。

港区環境基本計画の策定に向け、今後の港区の環境施策に関して様々な視点から幅広い御意見をいただくため、港区環境基本条例に基づき「港区環境審議会」に計画策定に係る基本的な考え方について諮問し、答申をいただきます。

②港区環境調整委員会

港区環境審議会からの答申に基づき、区の環境施策に関わる部局で構成する「港区環境調整委員会」において、港区環境基本計画の内容について検討します。

（４）区民意見反映のための方策

計画に区民･事業者等の意見を幅広く取り入れるため、港区環境基本計画策定に係る基礎調査、区民等アンケート、事業者ヒアリング、ＭＩＮＡＴＯビジョン策定に向けた「ＭＩＮＡＴＯビジョン・タウンフォーラム（環境・リサイクル分野グループ)」からの提言を十分に踏まえるとともに、区民等から広く意見を聴くため、区民意見募集及び説明会を実施します。

（５）計画書の作成

環境分野の総合的な計画としての取組を体系的に明示するとともに、図表やグラフを効果的に活用するなど、誰もが分かりやすい冊子として編集します。

６　スケジュール（予定）

令和８（2026）年	９月	港区環境調整委員会　素案審議
	10 月	港区環境審議会　素案審議
		庁議　素案確定
	11 月	港区議会へ報告
	12 月	区民意見募集及び説明会の実施
令和９（2027）年	１～２月	港区環境調整委員会　計画案審議
	２月	計画確定
		パブリック・コメントの結果を港区議会へ報告
	３月	港区環境審議会へ計画策定報告

■用語解説

ウェルビーイング
身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む。
エコロジカルネットワーク
個々の生きものの生息地が、生きものの移動が可能であるようにつながれた状態にあること。野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然のふれあいの場の提供などの機能が発揮されることが期待される。
カーボンクレジット
省エネルギー設備の導入や森林管理の取組などによるCO_2の排出削減量や吸収量を、第三者機関による検証等を経て、企業等の間で取引できるよう認証したもの。
カーボンハーフ
東京都が令和３（2021）年１月に表明した、令和12（2030）年までに温室効果ガス排出量を平成12（2000）年比で50%削減するという目標のこと。
昆明・モントリオール生物多様性枠組
令和４（2022）年 12 月に中国の昆明とカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（ＣＯＰ15）で採択された、新たな生物多様性に関する世界目標。生物多様性条約に限らず、他の条約や協定、枠組みとの連携促進を図りつつ、過去の教訓に基づいて、先住民や地域社会の貢献と権利の尊重、全政府的及び全社会的アプローチ、人権に基づくアプローチ、ジェンダー・世代間衡平（※）、生物多様性と健康などが考慮事項として掲げられている。 ※世代間衡平とは、現在生きている世代と、将来生まれてくる将来世代との間で、環境・資源・経済・社会保障などの負担や利益を公平に分かち合うべきという考え方。
サステナブルシティ（持続可能な都市）
環境、経済、社会のバランスを保ち、将来の世代に負担をかけることなく、今も未来も人々が快適に暮らし続けられるように設計された都市のこと。
資源有効利用促進法
資源が大量使用・大量廃棄されることを抑制し、リサイクルによる資源の有効利用の促進を図るための法律。
自然共生サイト
「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づき、企業の森や里地里山、都市の緑地などにおいて、民間の取組等による生物多様性を増進する活動計画として国から認定を受けた活動を、実施する区域のこと。
循環経済（サーキュラーエコノミー）
３Ｒ（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化））の取組による資源循環に加え、資源の投入・消費を抑えつつ、効率的・循環的に資源を利用し、付加価値を生み出すことを図る経済活動のこと。「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線形経済

から移行することで、事業活動の持続可能性を高め、中長期的な競争力を培うことが期待されている。
生物多様性国家戦略 2023-2030
令和５（2023）年３月に閣議決定された、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である。2050 年ビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げ、その達成に向けた短期目標（2030 年ミッション）として「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」としている。国際目標である 30by30 目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復することをめざしている。
ゼロエミッション
人間の活動から排出される温室効果ガスや廃棄物を実質的にゼロにすることをめざす考え方。
第五次循環型社会形成推進基本計画
令和６（2024）年８月に閣議決定された、循環型社会形成推進基本法（平成 12（2000）年制定）に基づく計画。循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として策定された。
脱炭素（カーボンニュートラル）
二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律
ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずることで、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進しようとする法律。
中間支援機能
区民、事業者、団体、学校、行政など多様な主体をつなぎ、情報交流やネットワーク形成、対話と協働を促進することで、地域課題の解決や持続可能な地域づくりを支える機能。
ネイチャーポジティブ（自然再興）
自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。いわゆる自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方のこと。
プラットフォーム
情報共有やマッチングの場・仕組みのこと。
緑被率
緑被地（樹木被覆地、草地、屋上緑地）に覆われている面積の割合のこと。

5　港区環境審議会

（1）構成

［第 14 期］令和６（2024）年９月１日から令和８（2026）年８月 31 日まで

	氏 名	役 職 名 等	
委 員	青　柳　　みどり	中央大学総合政策学部 教授	学識経験者
委 員	柘　植　　隆　宏	神戸大学大学院経済学研究科 教授	
委 員	佐々木　　剛	東京海洋大学海洋生命科学部 教授	
委 員	袖　野　　玲　子	芝浦工業大学システム理工学部 教授	
委 員	二　藤　　泰　明	区民	区民及び事業者
委 員	前　田　　真　鈴	区民	
委 員	三　木　　基　嗣	区民	
委 員	安　田　　淳	一般社団法人東京都港区医師会	
委 員	臼　井　　浩　之	港区商店街連合会 会長	
委 員	薄　井　　啓　子	港区消費者団体連絡会 運営委員	
委 員	伊　藤　　隆　雄	東京商工会議所港支部	
委 員	土　屋　　準	港区議会議長	区議会議員
委 員	やなざわ　亜　紀	区民文教常任委員会委員長	
委 員	池　田　　たけし	環境等対策特別委員会委員長	

（敬称略）

［第 15 期］令和８（2026）年９月１日から令和 10（2028）年８月 31 日まで

	氏 名	役 職 名 等	
委 員	青　柳　　みどり	中央大学総合政策学部 教授	学識経験者
委 員	柘　植　　隆　宏	神戸大学大学院経済学研究科 教授	
委 員	佐々木　　剛	東京海洋大学海洋生命科学部 教授	
委 員	袖　野　　玲　子	芝浦工業大学システム理工学部 教授	
委 員	黒　川　　宗　照	区民	区民及び事業者
委 員	森　　秀　彦	区民	
委 員	塩　本　　真　夕	区民	
委 員	安　田　　淳	一般社団法人東京都港区医師会	
委 員	臼　井　　浩　之	港区商店街連合会 会長	
委 員	薄　井　　啓　子	港区消費者団体連絡会 運営委員	
委 員	伊　藤　　隆　雄	東京商工会議所港支部	
委 員	土　屋　　準	港区議会議長	区議会議員
委 員	やなざわ　亜　紀	区民文教常任委員会委員長	
委 員	池　田　　たけし	環境等対策特別委員会委員長	

（敬称略）

（２）港区環境審議会規則

○港区環境審議会規則

平成十年三月三十日
規則第五十七号

（趣旨）
第一条　この規則は、港区環境基本条例（平成十年港区条例第二十八号。以下「条例」という。）第二十条第六項の規定に基づき、港区環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）
第二条　条例第二十条第四項に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき委嘱する。
一　学識経験を有する者　四人以内
二　区民及び事業者　七人以内
三　区議会議員　三人以内

（会長及び副会長）
第三条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）
第四条　審議会は、会長が招集する。

（定足数及び表決数）
第五条　審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
２　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見聴取等）
第六条　審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）
第七条　審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

（専門部会）
第八条　会長は、諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
２　部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
３　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。
４　部会は、部会長が招集する。
５　部会長は、部会の事務を統括し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。

（会議録の作成保存）
第九条　会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

（庶務）
第十条　審議会の庶務は、環境リサイクル支援部環境課において処理する。

（その他）
第十一条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、区長が定める。

付　則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

付　則（平成一二年八月二八日規則第七九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十一条の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

付　則（平成一三年三月三〇日規則第四一号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

付　則（平成一八年三月三一日規則第八七号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付　則（平成二二年三月二九日規則第四九号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

6　港区環境調整委員会

（1）構成

※組織名称は現時点の名称です。

	所　　属
委員長	環境リサイクル支援部長
副委員長	環境リサイクル支援部環境課長
委員	芝地区総合支所協働推進課長
委員	麻布地区総合支所協働推進課長
委員	赤坂地区総合支所協働推進課長
委員	高輪地区総合支所協働推進課長
委員	芝浦港南地区総合支所協働推進課長
委員	総合支所まちづくり課長代表
委員	産業・地域振興支援部地域振興課長
委員	保健福祉支援部保健福祉課長
委員	みなと保健所生活衛生課長
委員	子ども家庭支援部子ども政策課長
委員	街づくり支援部都市計画課長
委員	街づくり支援部水辺整備推進担当課長
委員	環境リサイクル支援部地球温暖化対策担当課長
委員	環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所長
委員	企画経営部企画課長
委員	防災危機管理室防災課長
委員	総務部総務課長
委員	教育委員会事務局教育推進部教育長室長
委員	教育委員会事務局学校教育部学務課長

（２）港区環境調整委員会設置要綱

○港区環境調整委員会設置要綱

平成10年８月24日
10港都環第280号

（目的及び設置）

第１条　港区における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、港区環境調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

（１）　港区環境基本条例（平成10年港区条例第28号。以下「条例」という。）に基づく環境基本計画の推進に関すること。

（２）　条例に基づく環境行動指針の策定に関すること。

（３）　環境行動指針に基づく区の行動計画の策定に関すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策の総合調整及び推進に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は、環境リサイクル支援部長をもって充て、委員会を統括する。

３　副委員長は、環境課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

４　委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

５　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（会議）

第４条　委員会は、委員長が招集する。

（作業部会）

第５条　委員長は、所掌事項の調査検討について必要と認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

２　作業部会の長（以下「部会長」という。）及び部会の構成員（以下「部会員」という。）は、委員長が指名する。

３　部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　委員会及び作業部会の庶務は、環境リサイクル支援部環境課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

付　則

この要綱は、平成10年９月22日から施行する。

付　則

この要綱は、平成12年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成16年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成16年12月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成17年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和８年８月１日から施行する。

別表　※組織名称は現時点の名称です。

芝地区総合支所	協働推進課長
麻布地区総合支所	協働推進課長
赤坂地区総合支所	協働推進課長
高輪地区総合支所	協働推進課長
芝浦港南地区総合支所	協働推進課長
総合支所	まちづくり課長代表
産業・地域振興支援部	地域振興課長
保健福祉支援部	保健福祉課長
みなと保健所	生活衛生課長
子ども家庭支援部	子ども政策課長
街づくり支援部	都市計画課長
	水辺整備推進担当課長
環境リサイクル支援部	地球温暖化対策担当課長
	みなとリサイクル清掃事務所長
企画経営部	企画課長
防災危機管理室	防災課長
総務部	総務課長
教育委員会事務局教育推進部	教育長室長
教育委員会事務局学校教育部	学務課長

7　港区の環境に関するアンケート調査結果（概要）

（１）調査概要

①目的

令和８年度に満了を迎える「港区環境基本計画」の改定にあたり、区民・事業者等が実践している環境に関する取組や、取組を推進するにあたっての課題などを把握し、計画改定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査対象・調査期間・回答数

調査の対象、調査方法、調査期間及び回収結果は以下のとおりです。

●区民アンケート調査

調査対象	港区に住民登録している満 18 歳以上の 2,000 名を無作為抽出
調査期間	令和７（2025）年９月 15 日～10 月 17 日
調査方法	配付方法：調査票の郵送 回収方法：返信用封筒による郵送及びＷＥＢ回答 ※日本語、英語、中国語、韓国語の４か国語で実施。
配布数	2,000
回収数/回収率	472　（郵送:277、WEB:195)／23.6％
有効回答数/回答率	471／23.6％

●事業者アンケート調査

調査対象	港区内に所在する 700 事業者を無作為抽出
調査期間	令和７（2025）年９月 22 日～10 月 17 日
調査方法	配付方法：調査票の郵送 回収方法：返信用封筒による郵送及びＷＥＢ回答
配布数	700（うち宛所不明による返送数 102）
回収数	130（郵送：65、ＷＥＢ：65）／18.6％
有効回答数/回答率	127／18.1％

●学校アンケート調査

調査対象	港区内の公立小中学校に通学する小学校５年生、中学校２年生及び各校教員【29 校】
調査期間	令和７（2025）年７月３日～７月 18 日
調査方法	配布方法:教育委員会を通して各校に配布 回収方法:GOOGLE FORM によるＷＥＢ回答
有効回答数	1,942（小学生：1,481、中学生：461） ※白金小学校については２年生と５年生に実施。

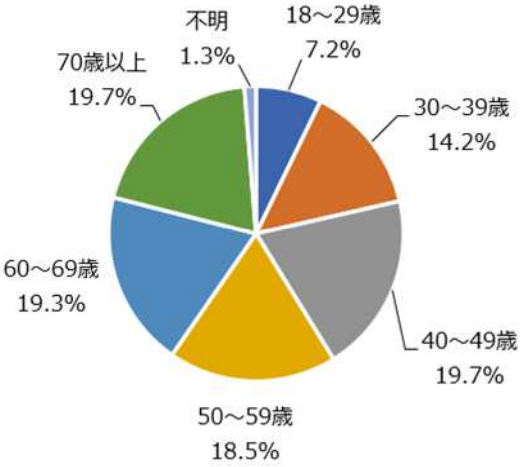
③その他

・回答結果は、小数点第２位を四捨五入のうえ割合を示しているため、単数回答であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。また、各選択肢の回答割合をまとめた際、それぞれの合計値を足した値と同じにならない場合があります。
・複数回答の設問の場合、全体の回答数に対する割合を示しているため、合計が 100.0%を超える場合があります。
・図表等に記載された「n」は、回答割合算出上の基数(有効回答数)を示しています。グラフは「n」をもととした百分率（%）で示します。区民・事業者・小中学生それぞれの有効回答数と同じ場合は「n」数は記載せず、異なる場合のみ「n」数を記載しています。
・各設問において、回答の記入がないもの、回答が識別できないものについては、「不明」として処理しています。
・図表中の選択肢の表記について、語句などを一部簡略化している場合があります。

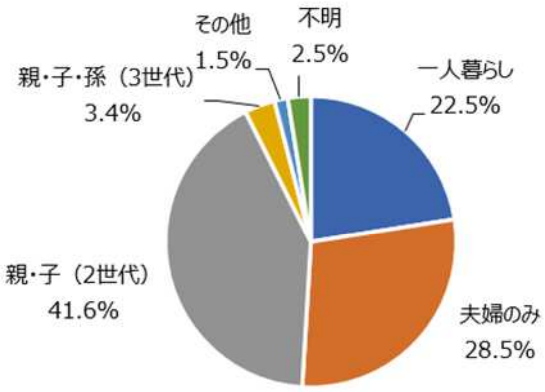
（２）区民アンケート調査結果（概要）

①回答者属性

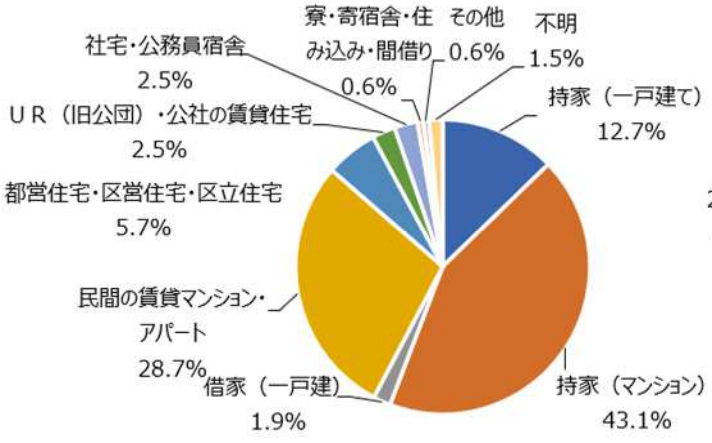
ア）年齢



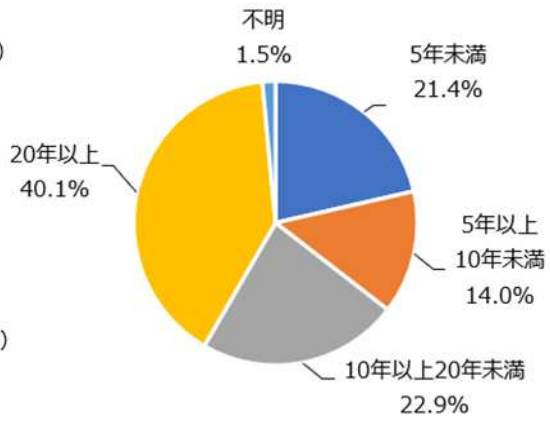
イ）世帯構成



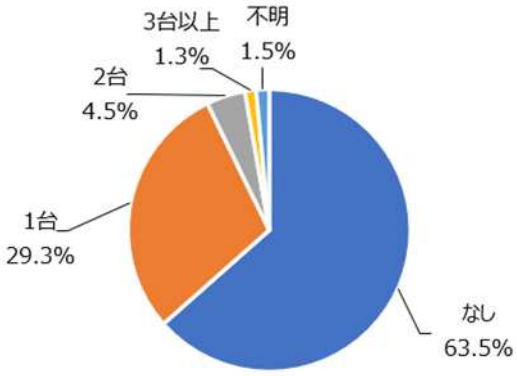
ウ）居住形態



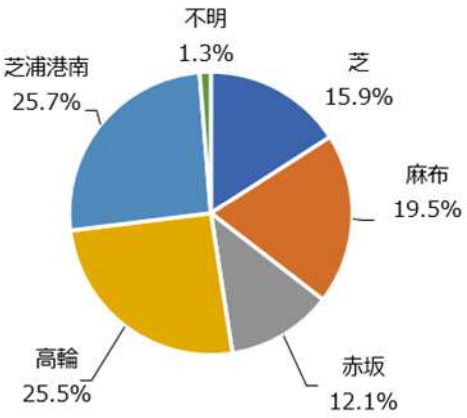
エ）居住年数



オ）自動車所有台数

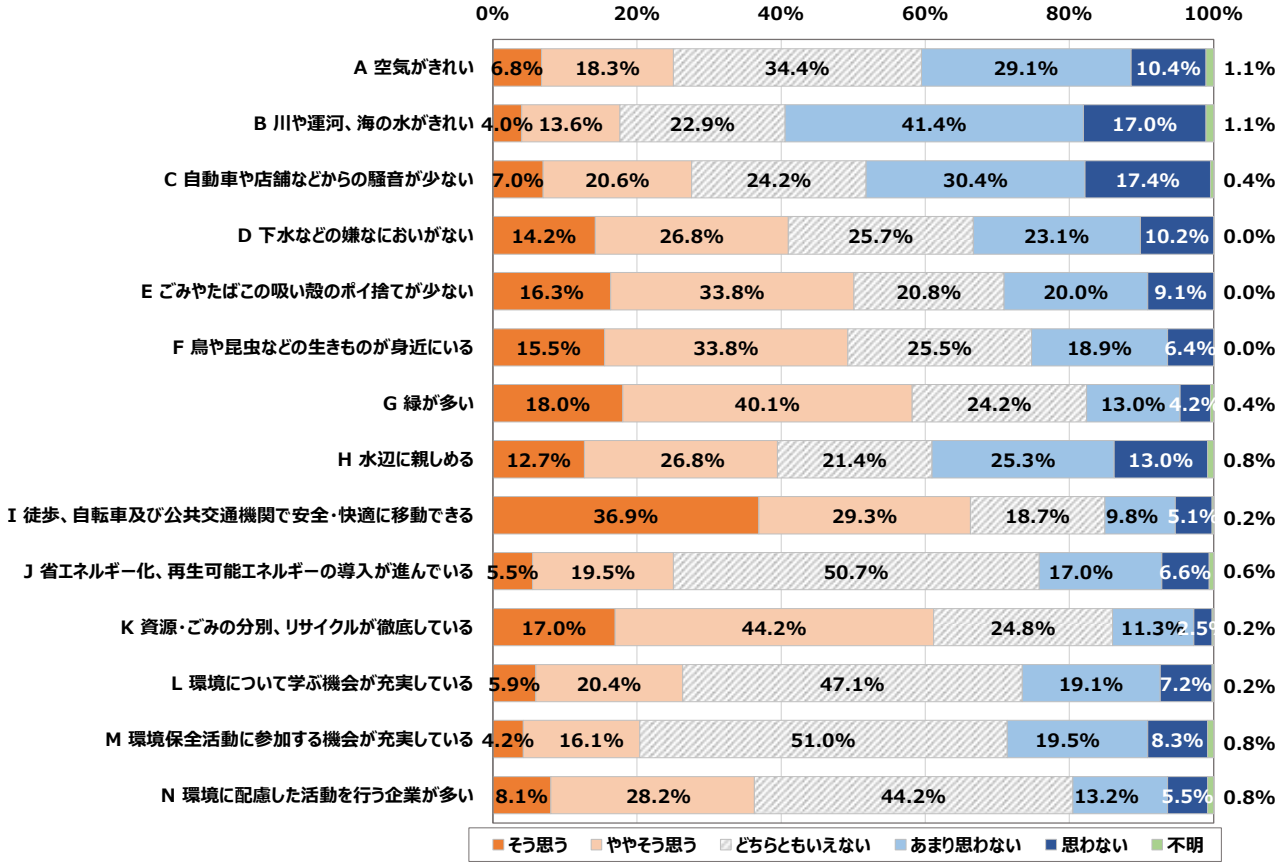


カ）居住地域



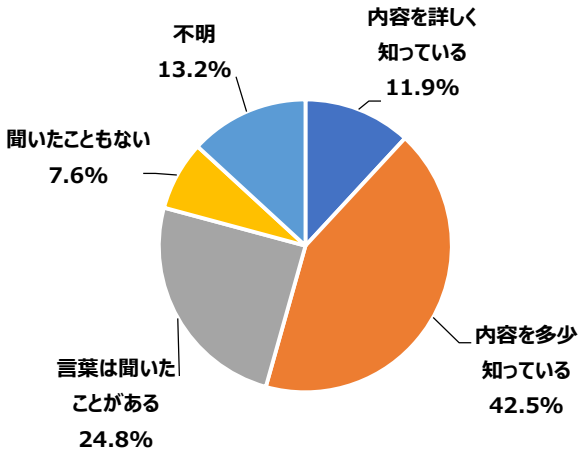
②身の回りの環境について

問１　あなたは、日常の暮らしの中で港区の環境をどのように感じていますか。
次の中から、港区の環境に当てはまると思うものを選んでください。



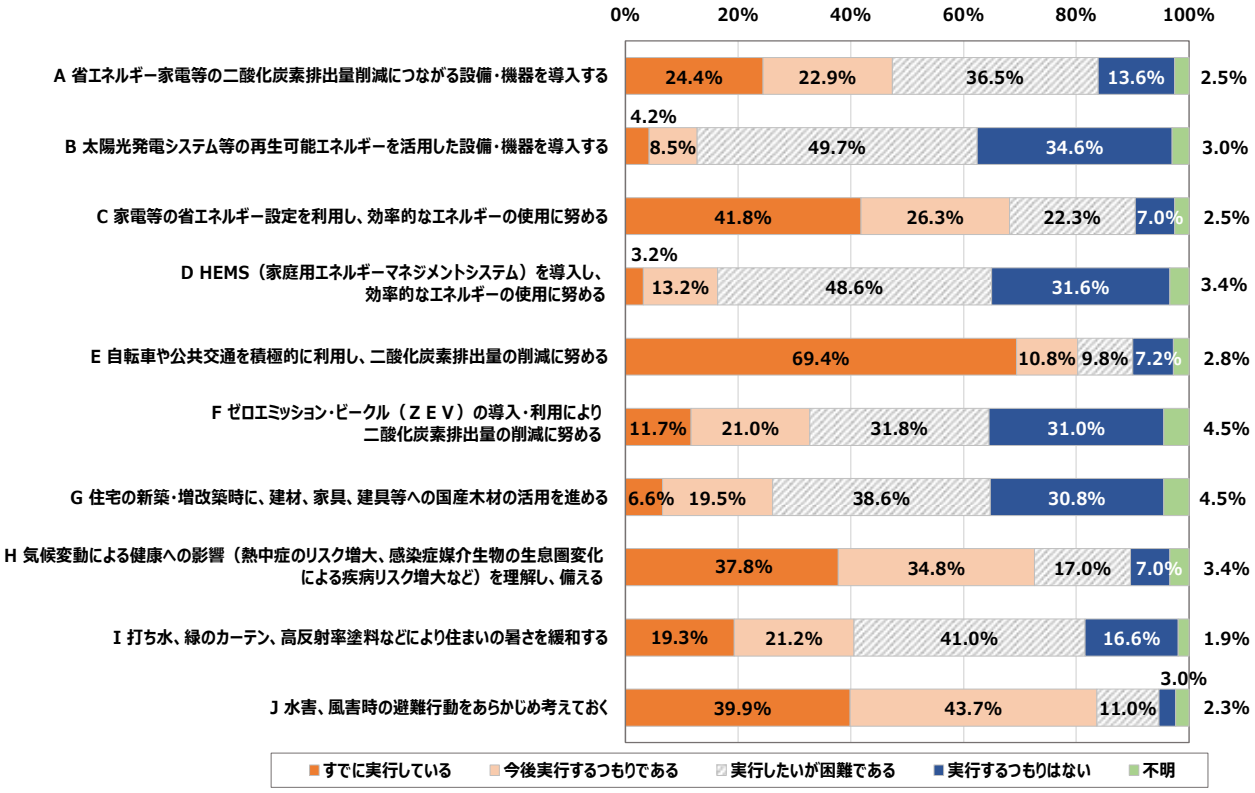
③気候変動に関する取組について

問２　あなたは、「気候変動の影響への適応」についてどのくらい知っていますか。

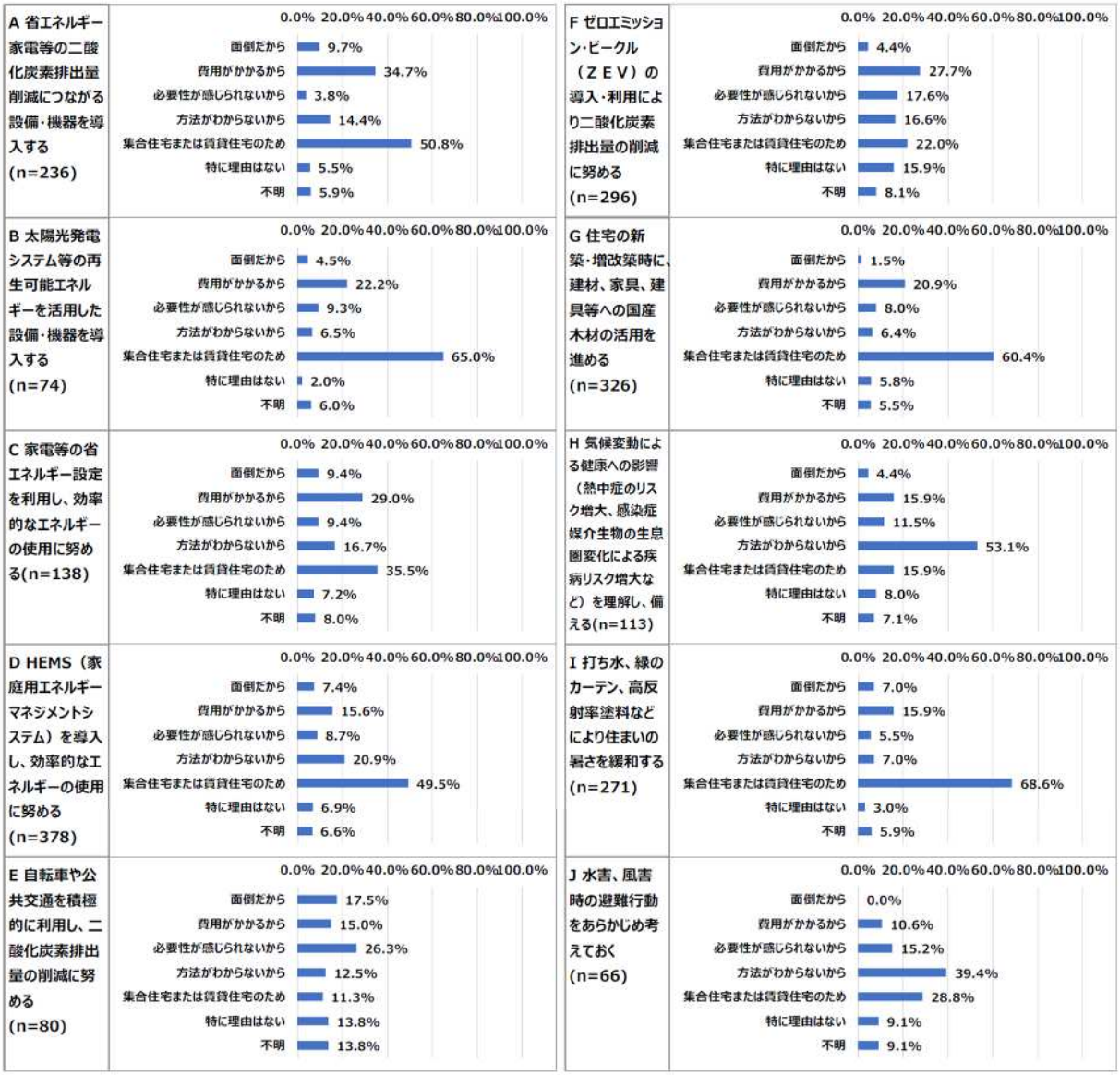


問３　気候変動の影響への緩和や適応のための取組の状況をお答えください。

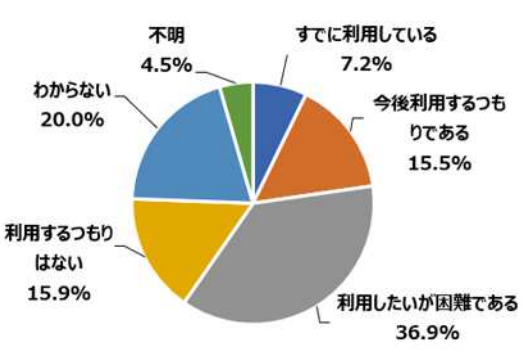
「実行したいが困難である」又は「実行するつもりはない」を選んだ場合、実行しない理由もお答えください。



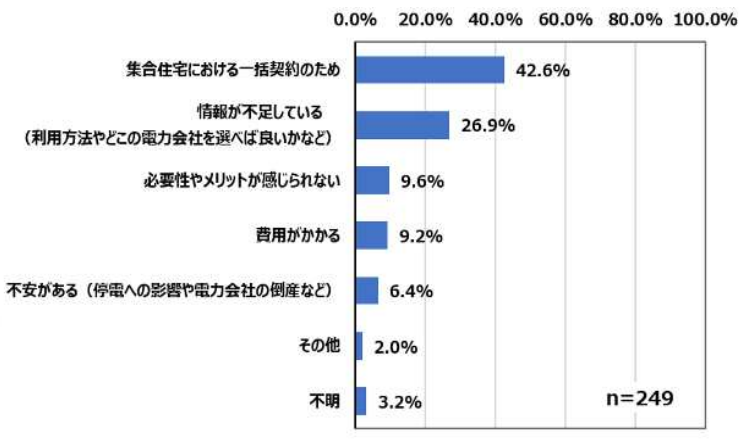
［実行しない理由］



問４　ご家庭の電気契約における再生可能エネルギープランの利用状況に関して、次の中で該当するものを選んでください。「利用したいが困難である」又は「利用するつもりはない」を選んだ場合、理由もお答えください。

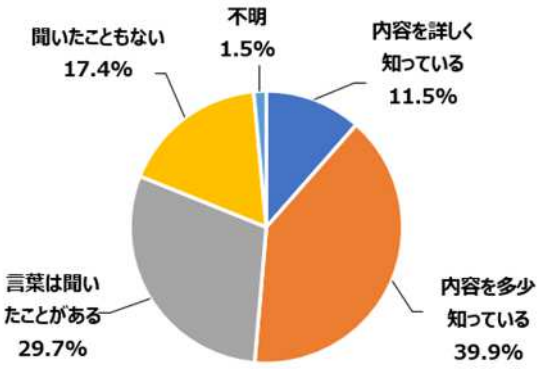


「利用したいが困難である」又は「利用するつもりはない」理由

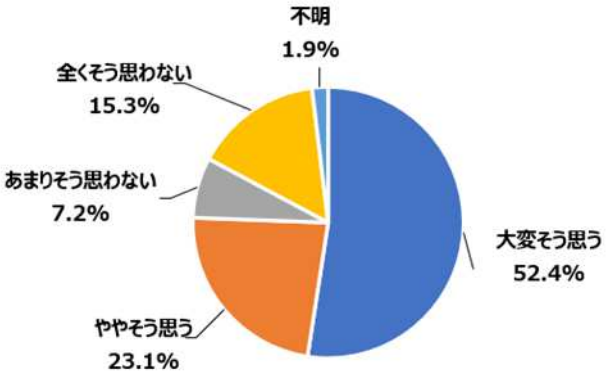


④生物多様性に関する取組について

問５　あなたは、「生物多様性」についてどのくらい知っていますか。

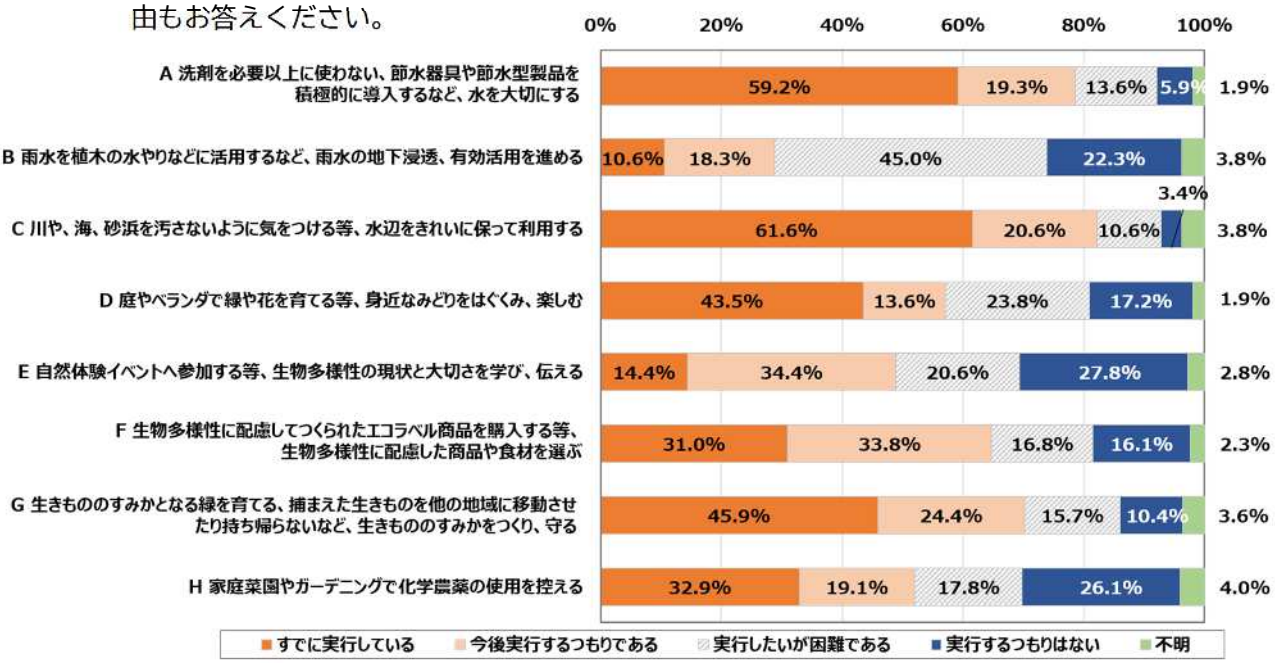


問６　「生物多様性を守り、はぐくむことは大切である」という意見や考えについて、次の中からあなたの考えや意見に最も近いものを選んでください。

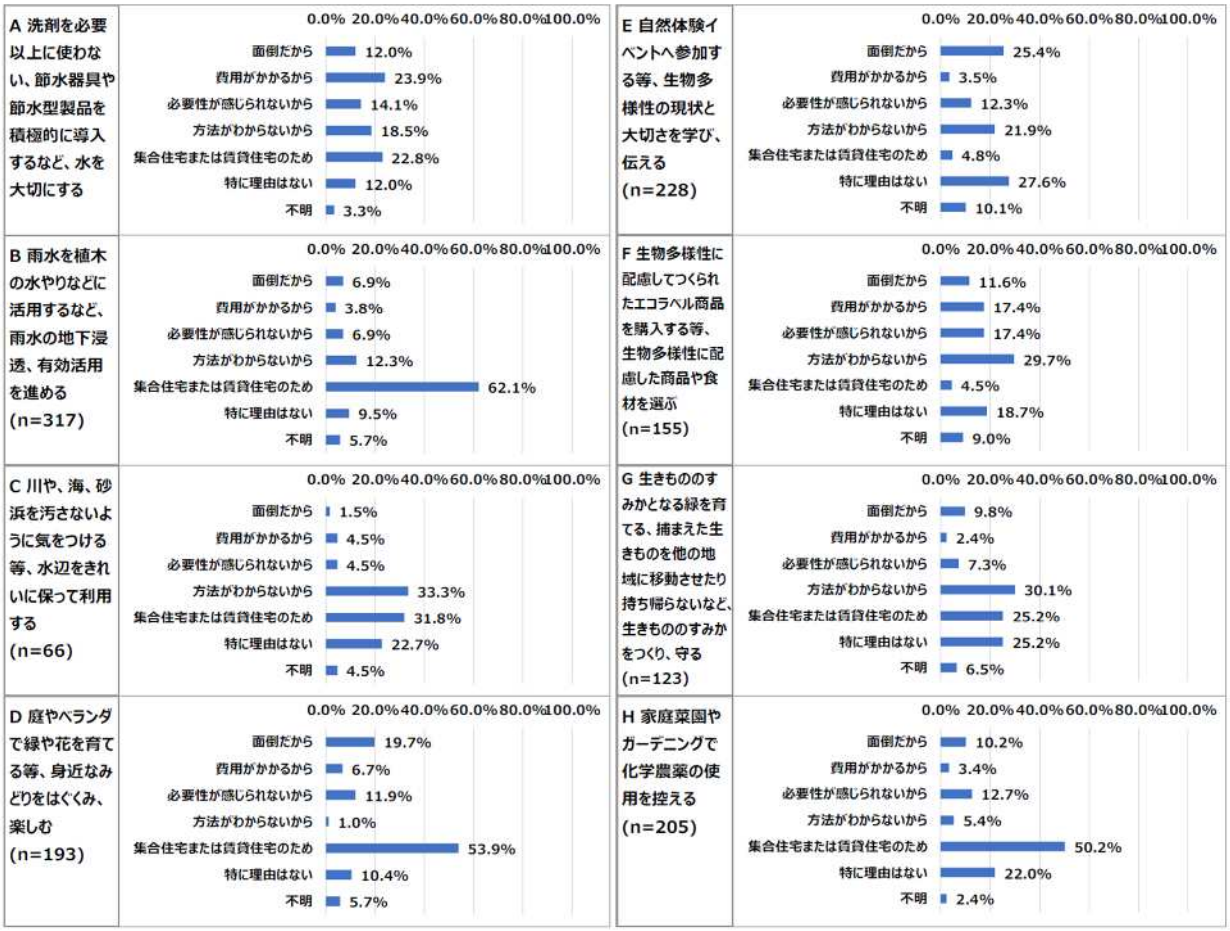


問７　自然環境(緑や水辺、生きもの)に関する取組の状況をお答えください。

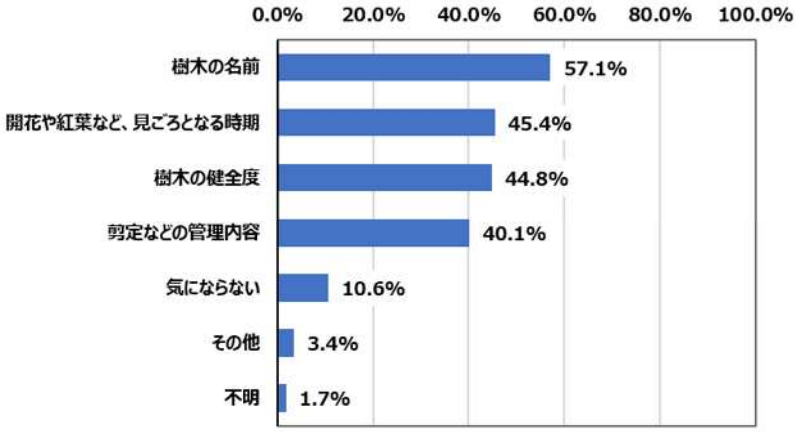
「実行したいが困難である」又は「実行するつもりはない」を選んだ場合、実行しない理由もお答えください。



［実行しない理由］



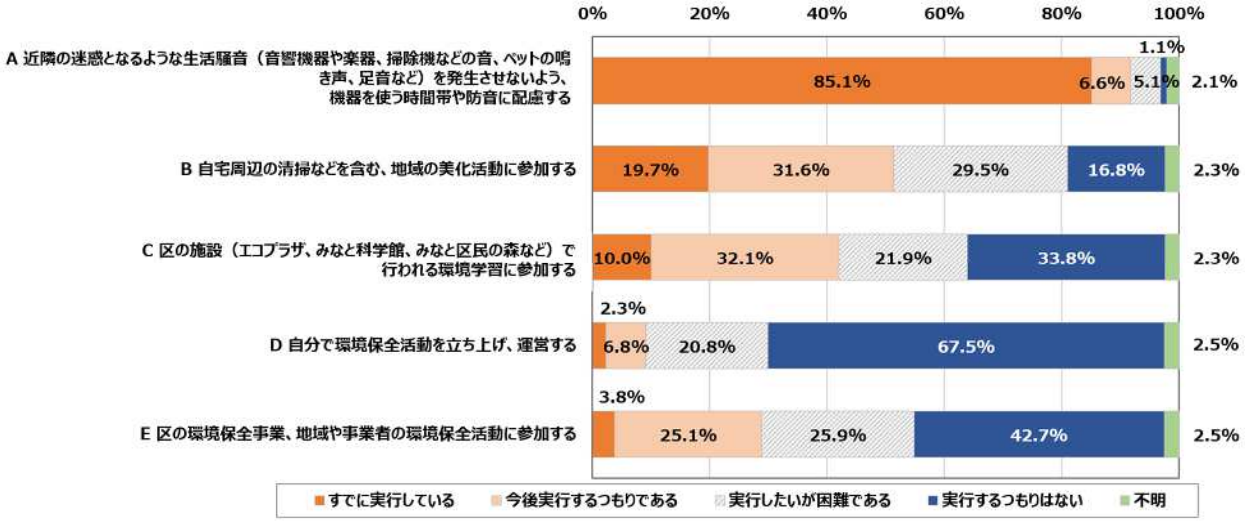
問８　道路や公園に植えてある樹木について、どんな情報が気になりますか。



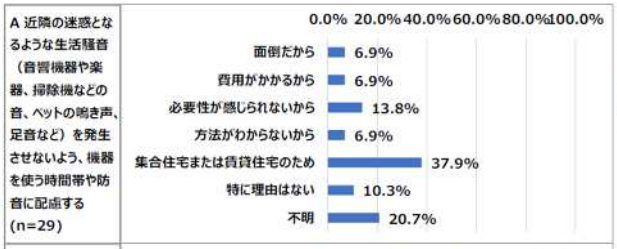
⑤身近な環境や環境保全活動に関する取組について

問９　身近な環境への配慮や環境保全活動に関する取組の状況をお答えください。

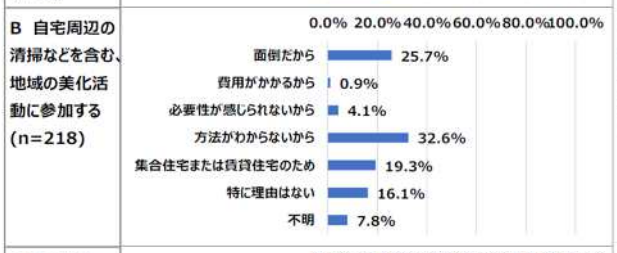
「実行したいが困難である」又は「実行するつもりはない」を選んだ場合、実行しない理由もお答えください。

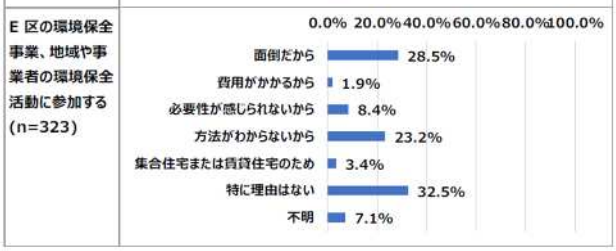


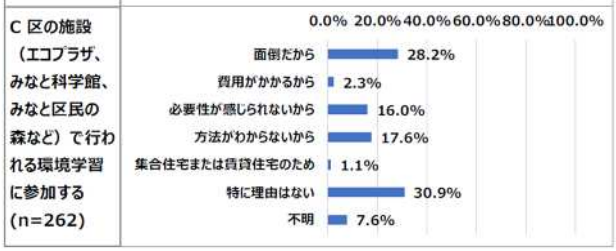
［実行しない理由］





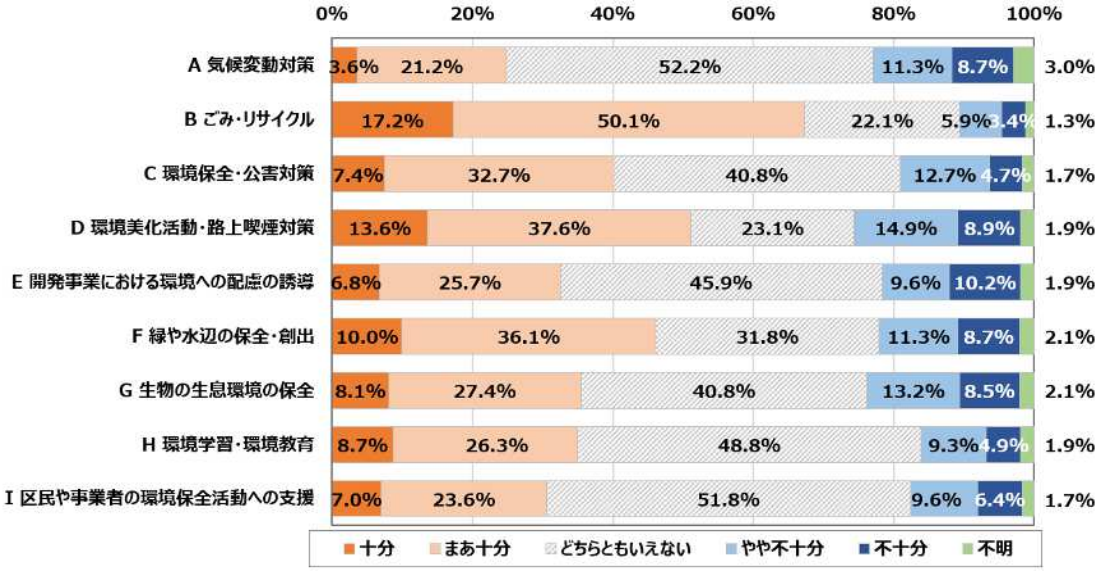




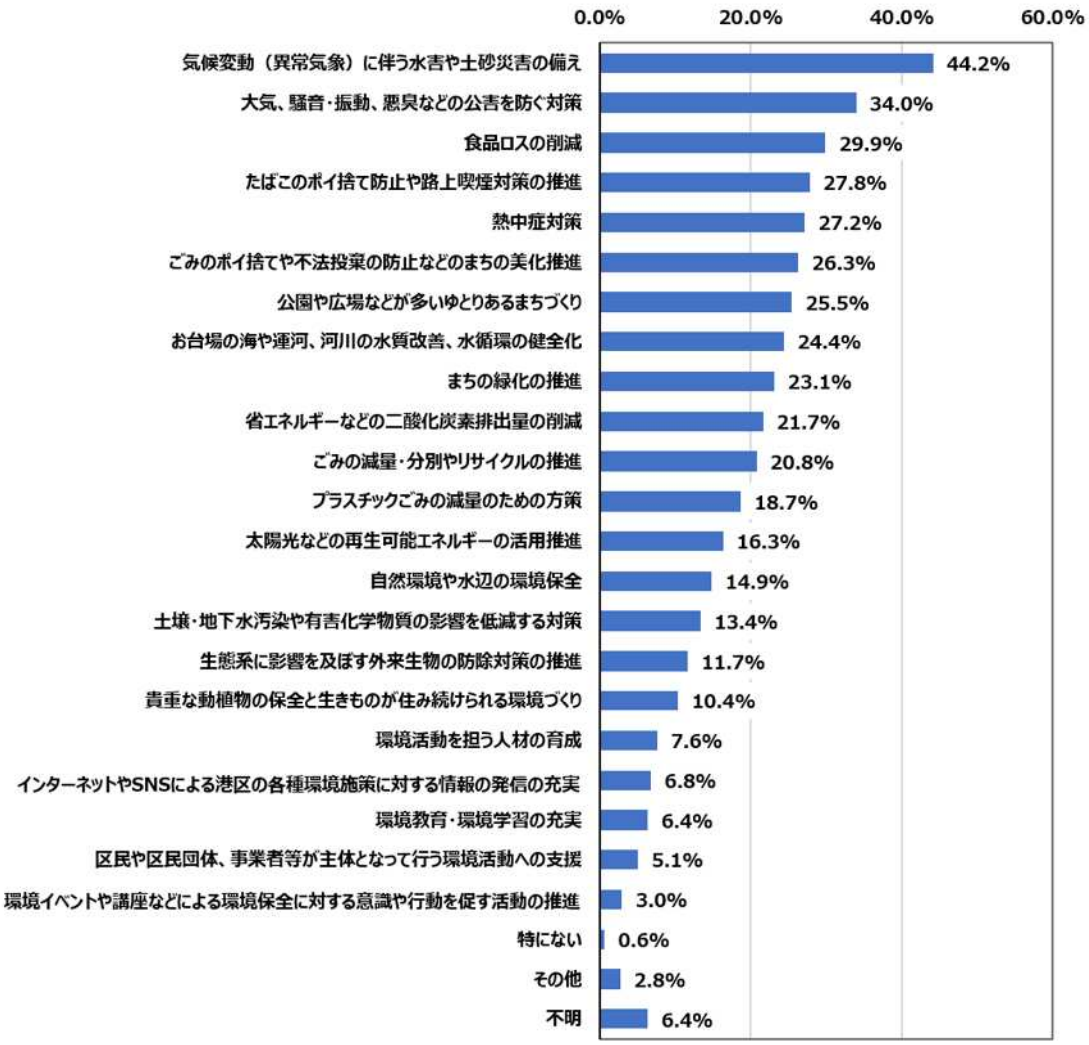


⑥区の取組について

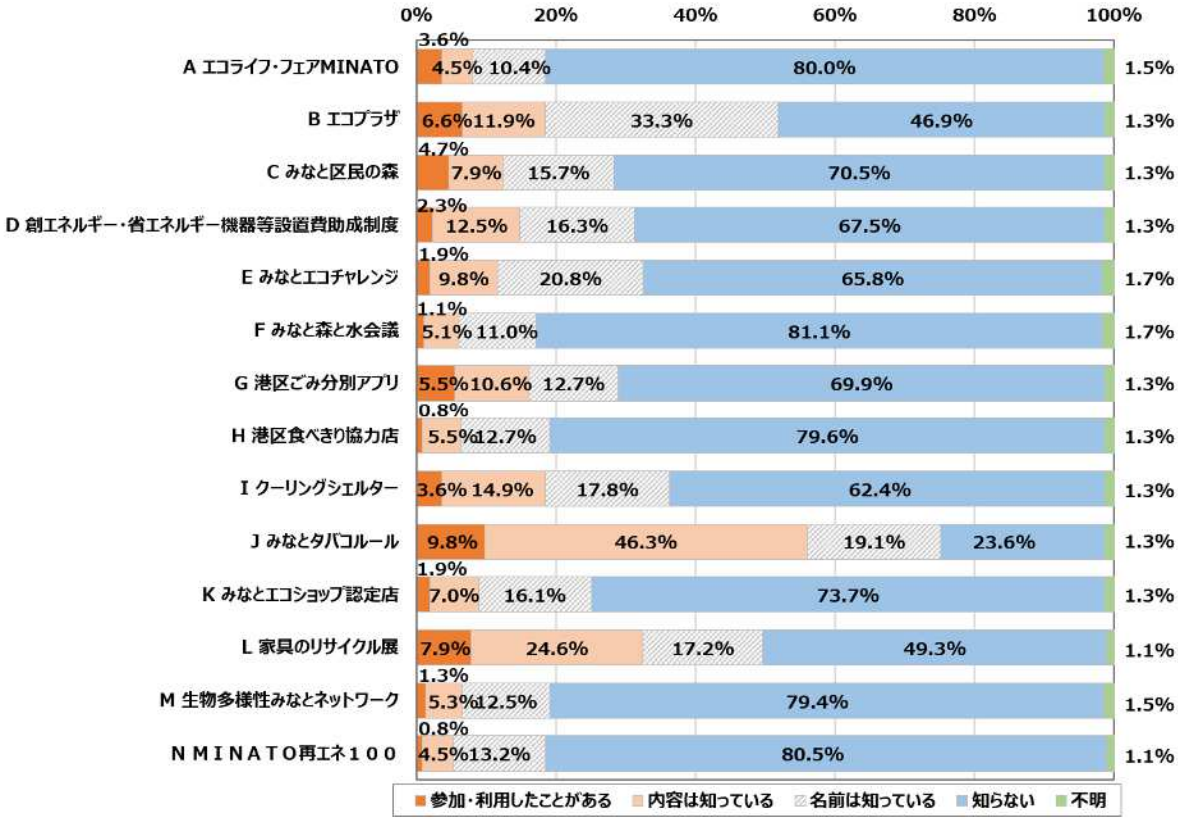
問 10　環境に関する現在の区の取組状況について、どのように感じていますか。



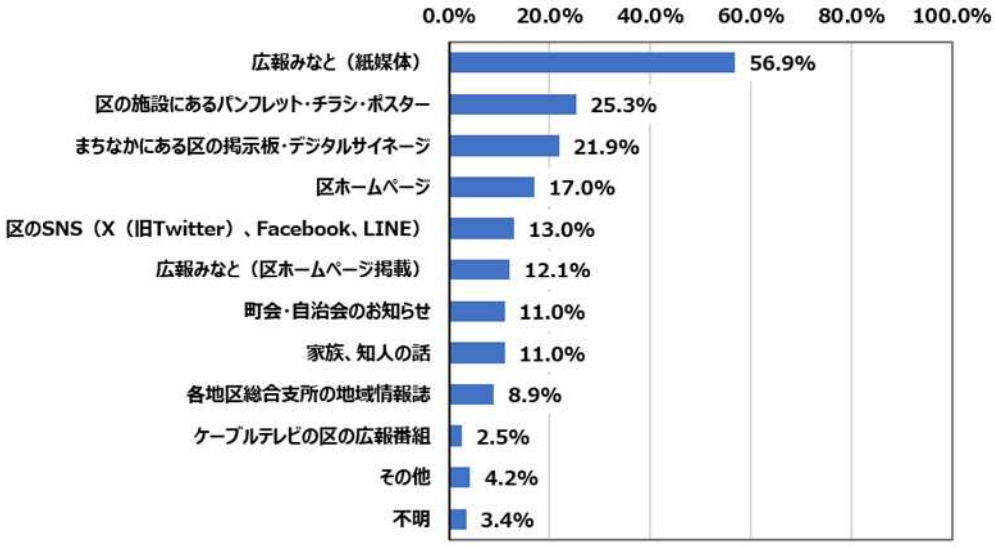
問 11　港区の環境をより良くしていくため、今後、区が重点的に取り組むべきと思うものを選んでください。（○は５つまで）



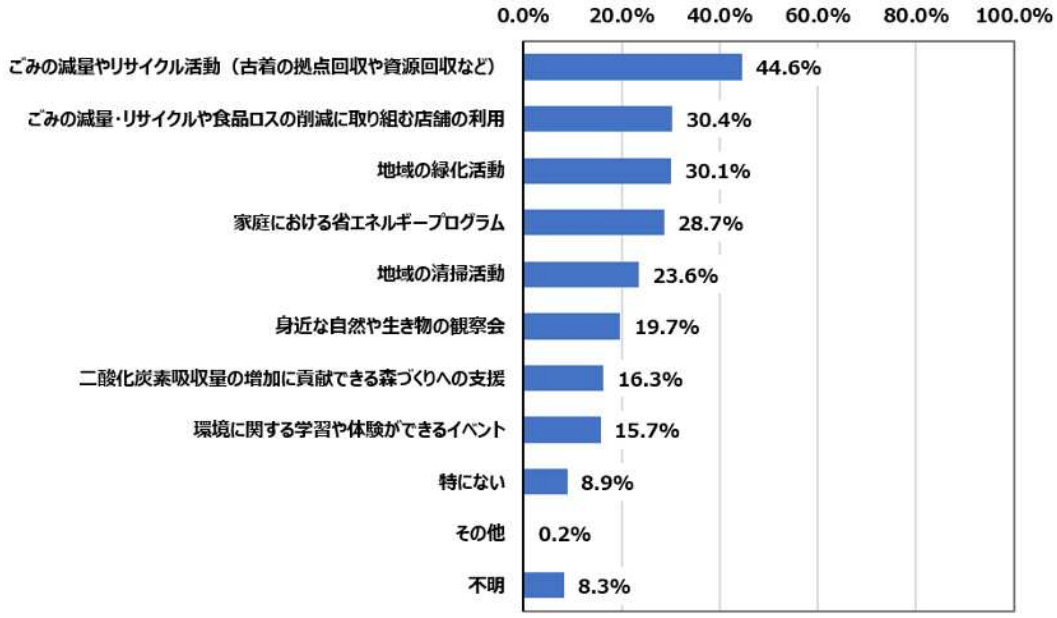
問 12　区の環境に関する取組や施設等について伺います。あなたは、次の事業を知っていますか。



問 13　あなたは、港区の環境に関する活動の情報をどこから入手していますか。



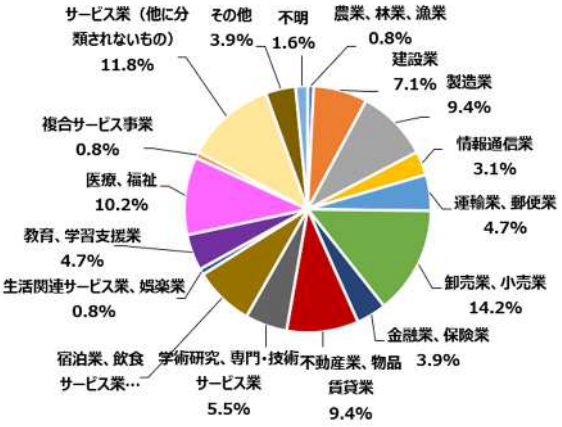
問 14　今後、区民と区が協力して取り組む環境に関する活動に参加するとすれば、どのような活動に興味がありますか。



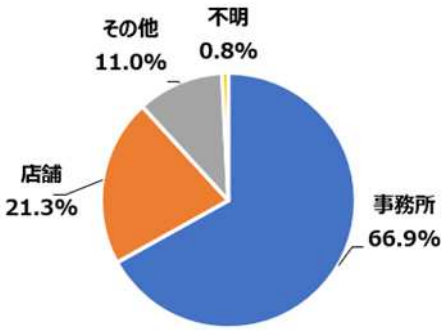
（３）港区の環境に関する事業者アンケート　調査結果（概要）

①回答者属性

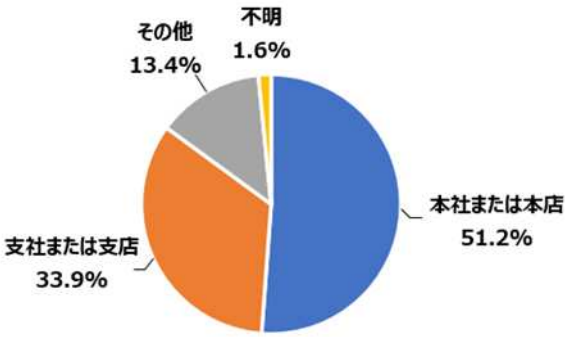
ア）業種



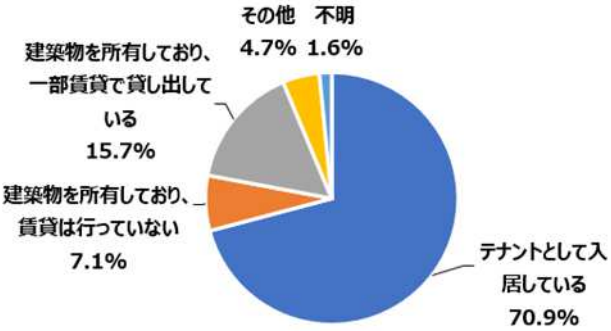
イ）事業者の形態



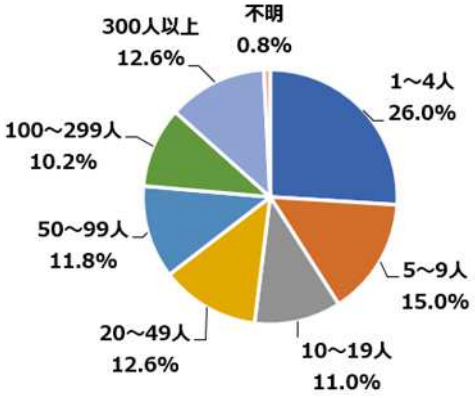
ウ）本社（本店）・支社（支店）の別



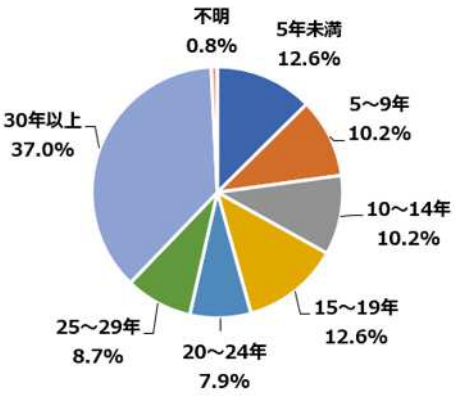
エ）建物の所有の状況



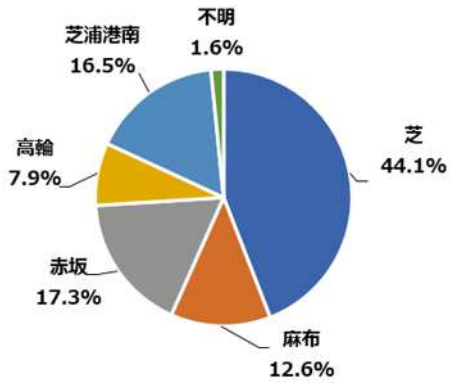
オ）従業員数



カ）区内での事業年数

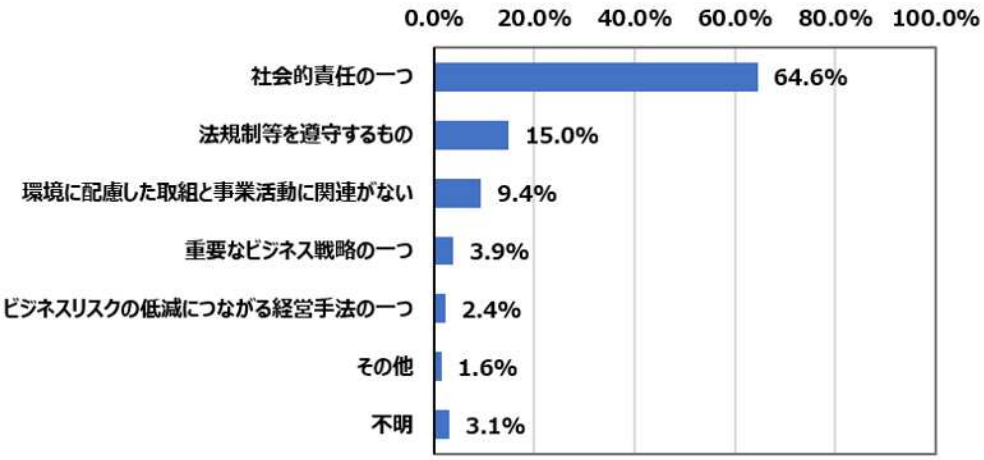


キ）事業所の所在地

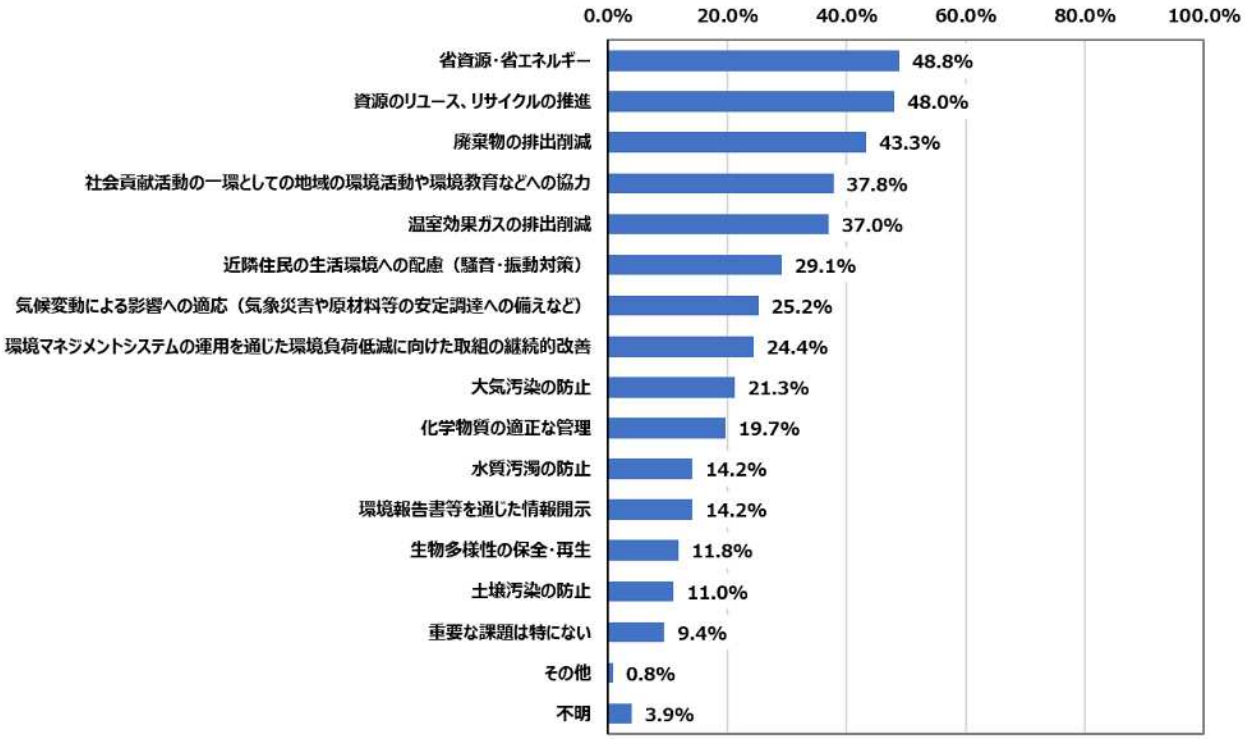


②事業活動における環境に関する取組等の位置づけについて

問１　貴組織の事業活動において、環境に配慮した取組は、現在どのように位置づけられていますか。貴組織の考えにもっとも近いものを１つお選びください。

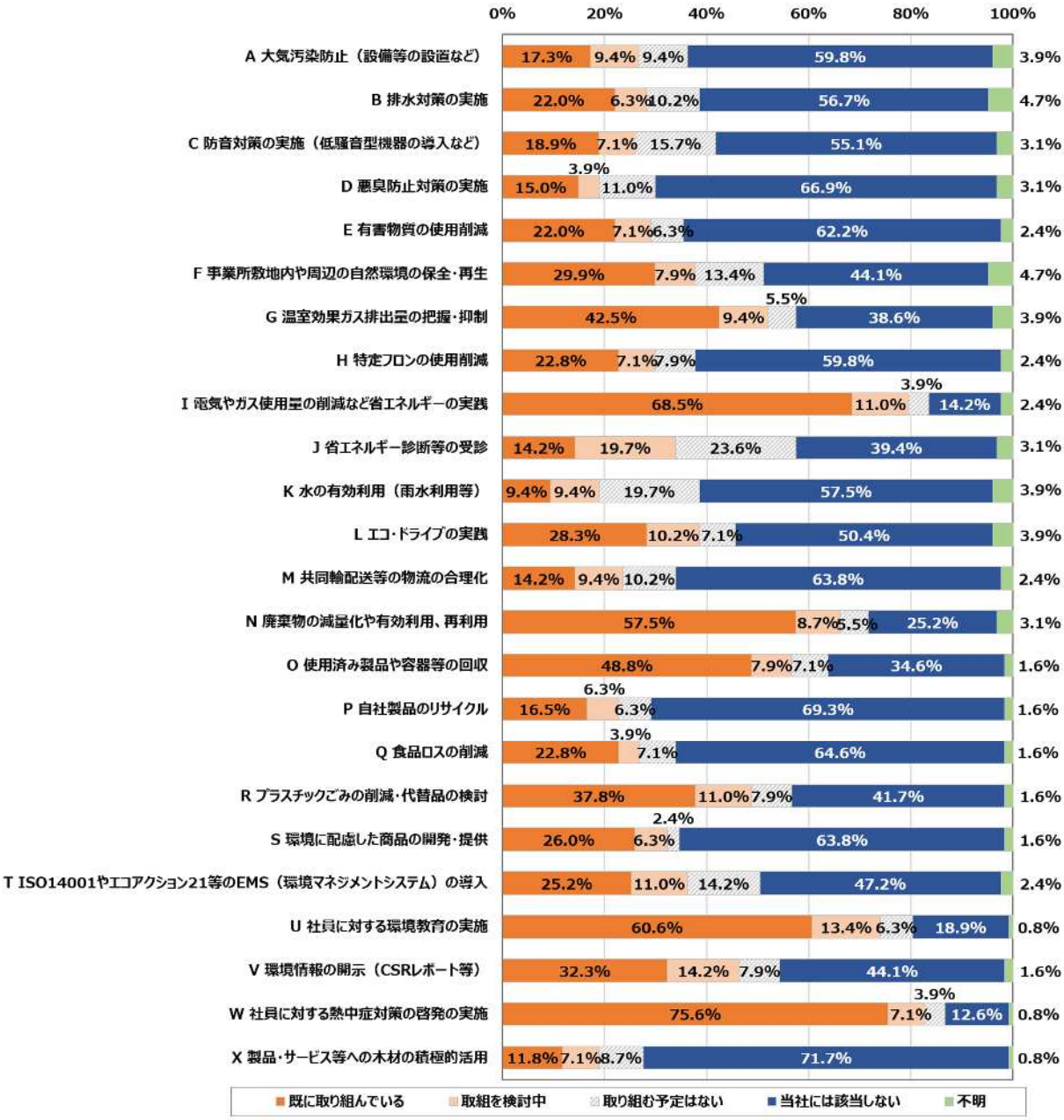


問２　貴組織の事業活動における環境に配慮した取組の中で、重要な課題として位置づけられているものは何ですか。



③実施している環境に配慮した取組について

問３　貴組織で実施している、あるいは今後実施する予定の環境に配慮した取組について、当てはまる番号に○をつけてください。「３ 取り組む予定はない」を選んだ場合、取り組まない理由もお答えください。

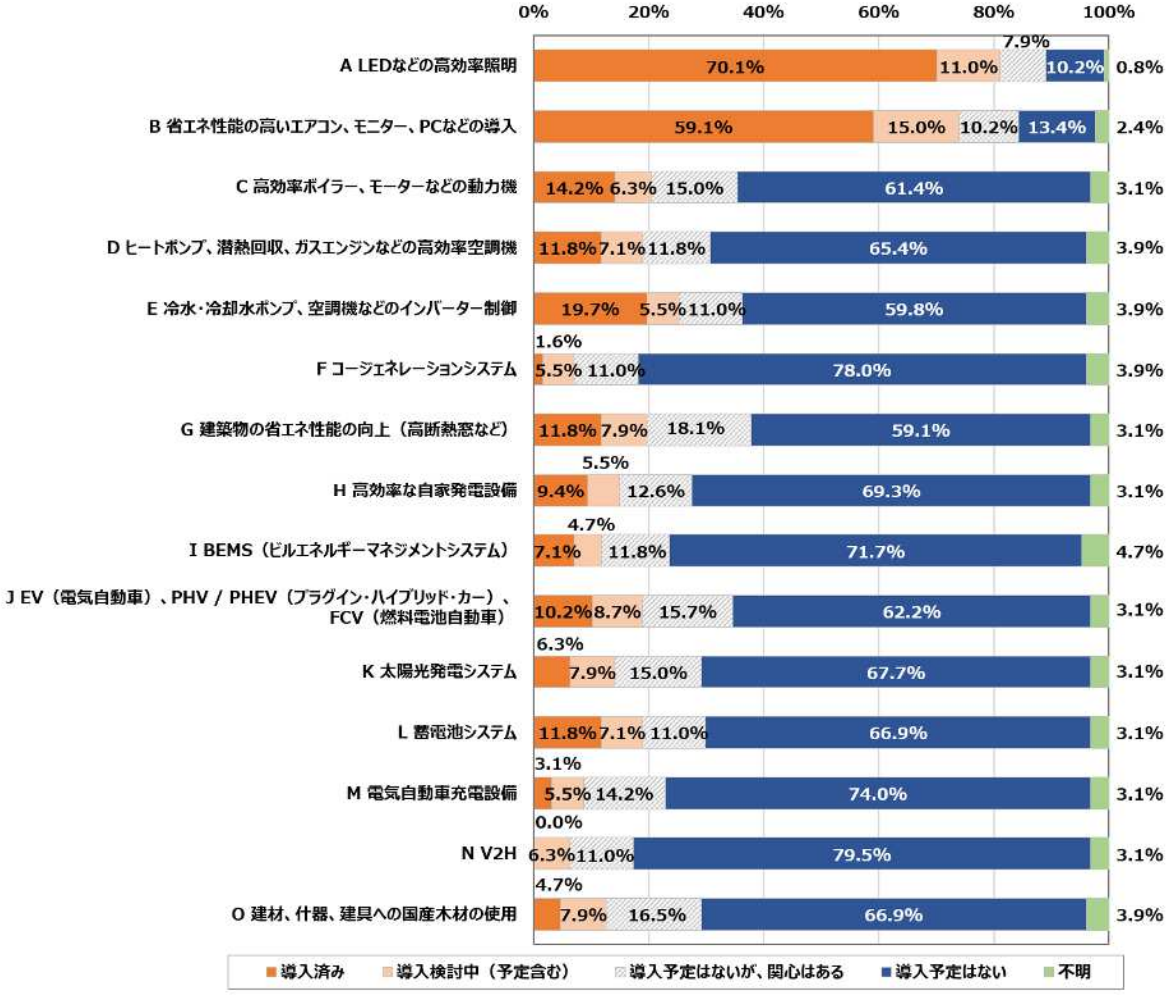


［取り組まない理由］

・すべての項目において、「テナントとして入居しているため」の回答が最も多い。

④脱炭素の取組について

問４　地球温暖化防止につながる機器や設備を導入していますか。それぞれの項目について、当てはまる番号に〇をつけてください。「３ 導入予定はないが、関心はある」「４ 導入予定はない」を選んだ場合、導入しない理由もお答えください。



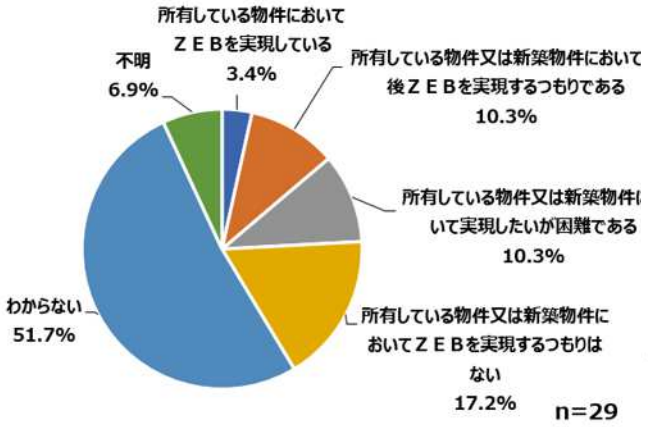
[地球温暖化防止設備機器を導入しない理由]

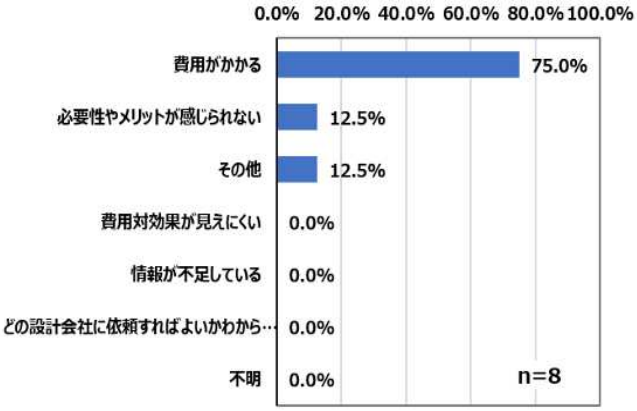
・すべての項目において、「テナントとして入居しているため」の回答が最も多い。次点として「必要性が感じられないから」や「特に理由はない」の回答が多い。

問５　ＺＥＢについて、貴組織の考えにもっとも近いものを１つ選んでください。

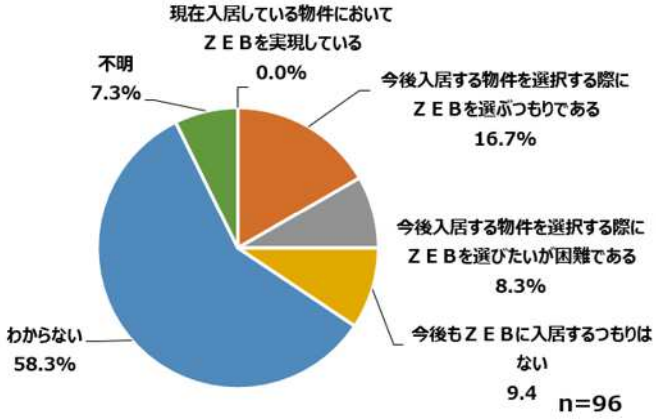
「３ 所有している物件又は新築物件において実現したいが困難である」又は「４ 所有している物件又は新築物件においてＺＥＢを実現するつもりはない」を選んだ場合、理由もお答えください。

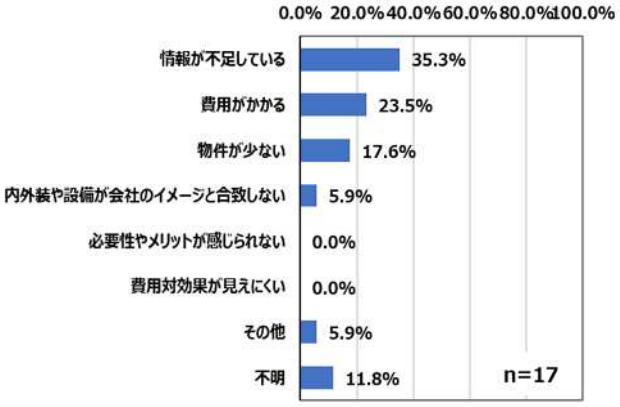
［①ビルを所有している事業者］





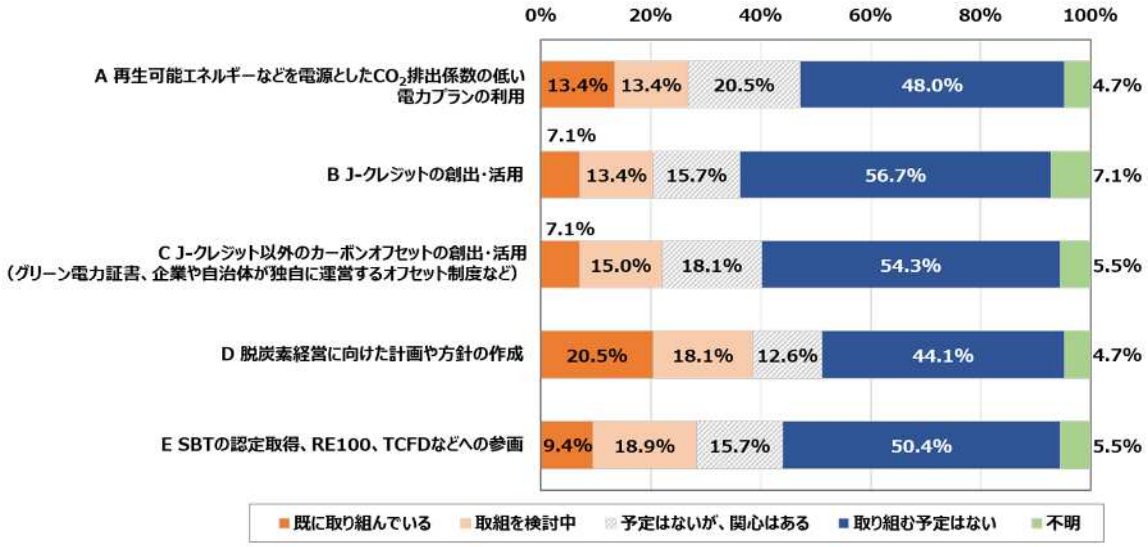
［②テナントに入居している事業者］





問６　以下は、設備導入が伴わない脱炭素経営の取組です。貴事業所で取り組んでいること、また関心があることはありますか。それぞれの項目について、当てはまる番号に○をつけてください。

「３ 予定はないが、関心はある」「４ 取り組む予定はない」を選んだ場合、取り組まない理由もお答えください。

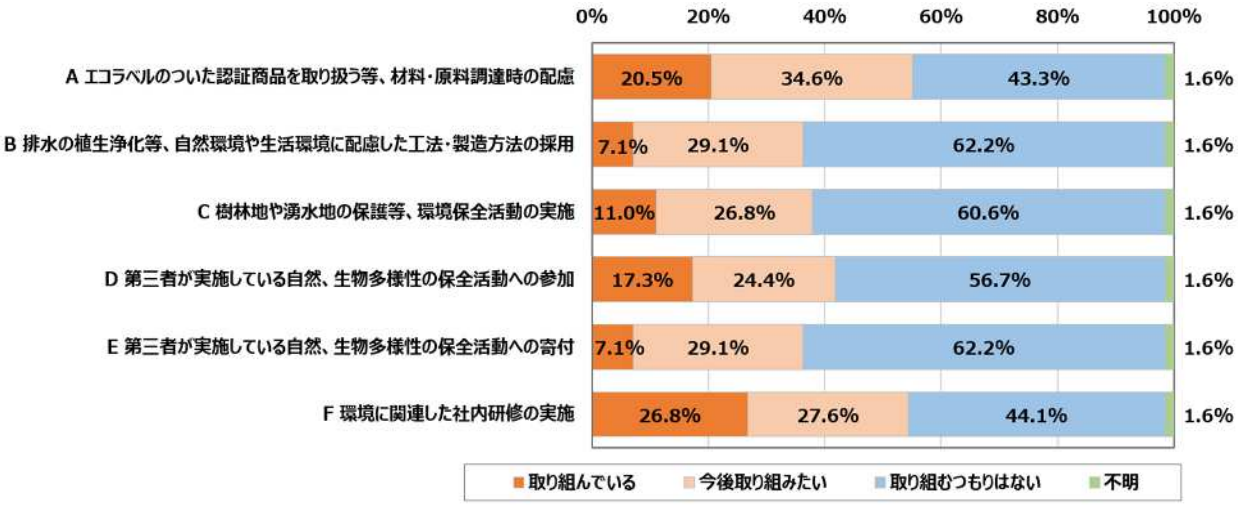


［取り組まない理由］

・すべての項目において、「テナントとして入居しているため」の回答が最も多い。

⑤生物多様性に関する取組について

問７-１ 貴組織が取り組んでいる、あるいは今後取り組む予定の生物多様性の保全に関する取組について、当てはまる番号に○をつけてください。



問7-2　7-1のA～Fのうち、「取り組んでいる」又は「今後取り組みたい」を選んだ方にお聞きします。具体的にどのようなことに取り組んでいる、もしくは取り組みたいと考えていますか。

【主な回答（要約）】

ＳＤＧｓへの参画や勉強会の実施、環境保護の社内教育（e-learning）を定期的に実施している、 外構植物への散水に中水を使用、ビオトープ、ＦＳＣ認証紙の採用、サーキュラーエコノミーを学ぶコンテンツの受講、エシカル など

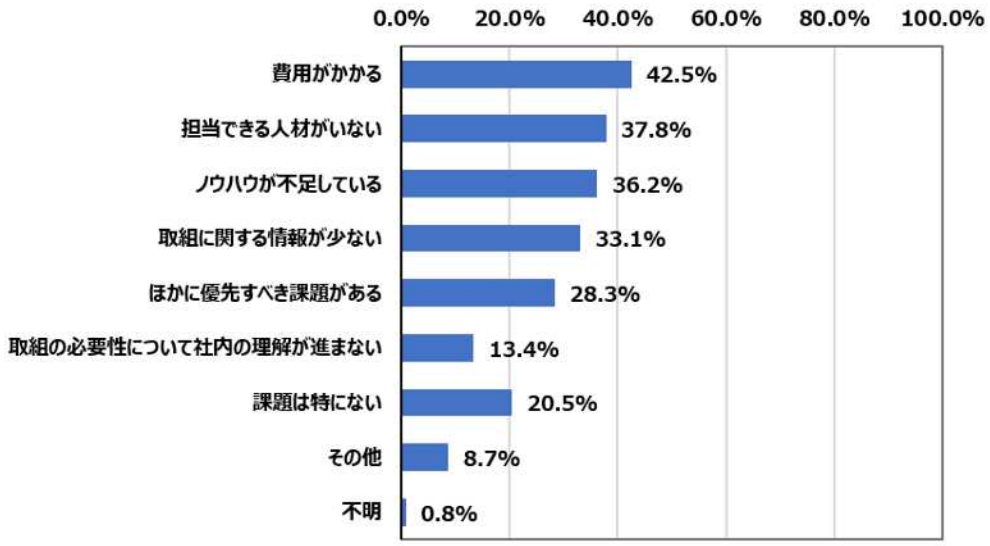
問 7-3 生物多様性の保全について、7-1のA～F以外に取り組んでいるものや、今後取り組む予定のものがあれば記入してください。

【主な回答（要約）】

製品設計や材料選出･梱包･輸送等の面での環境や生き物への活動、施設の敷地内に干潟があり保護保全活動を実施、森林保全活動の実施、お台場海岸清掃活動に参加、日本野鳥の会への巣箱寄贈 など

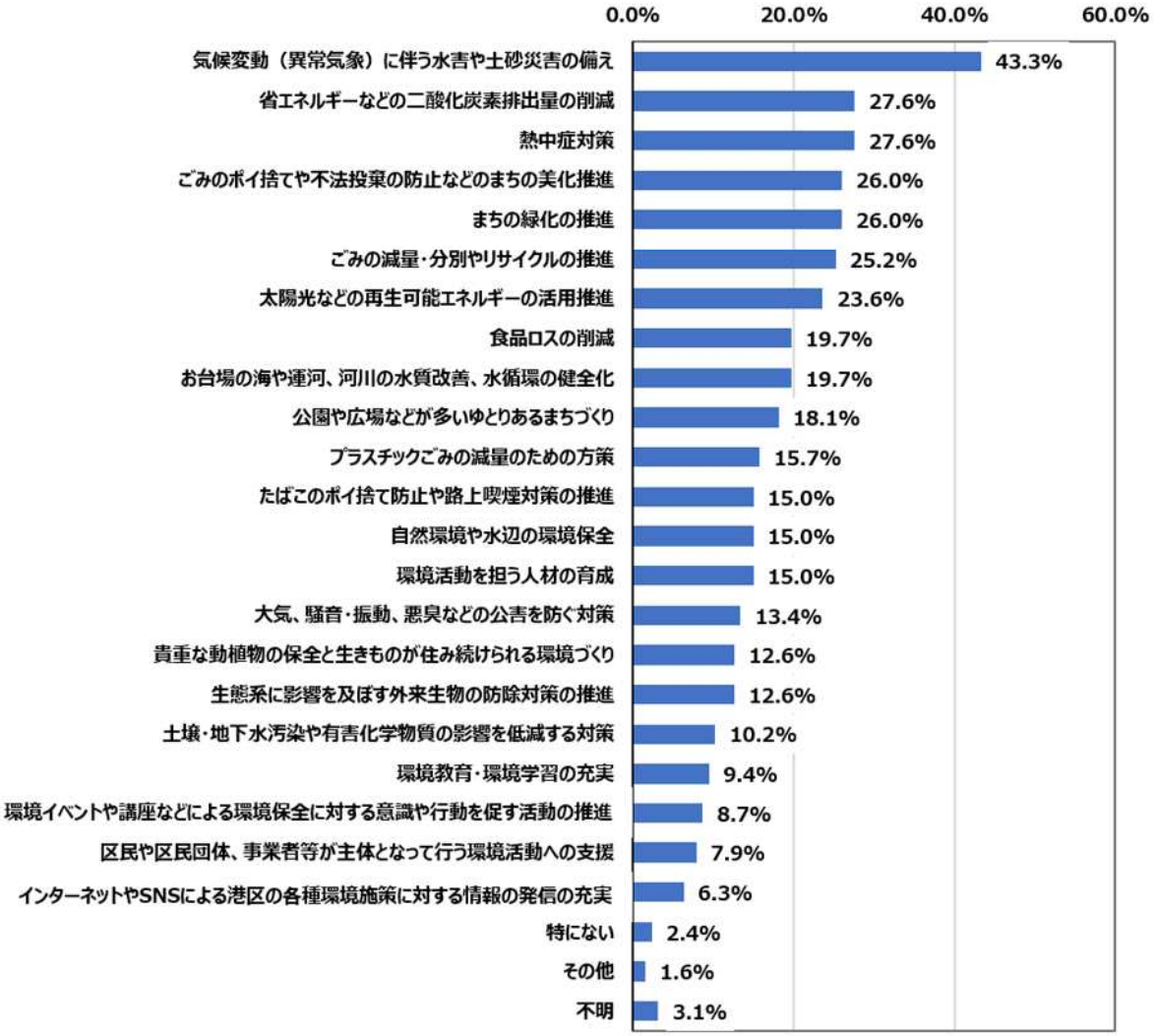
⑥取組を進める上での課題について

問８　貴組織において環境に配慮した取組を進める上での課題は何ですか。

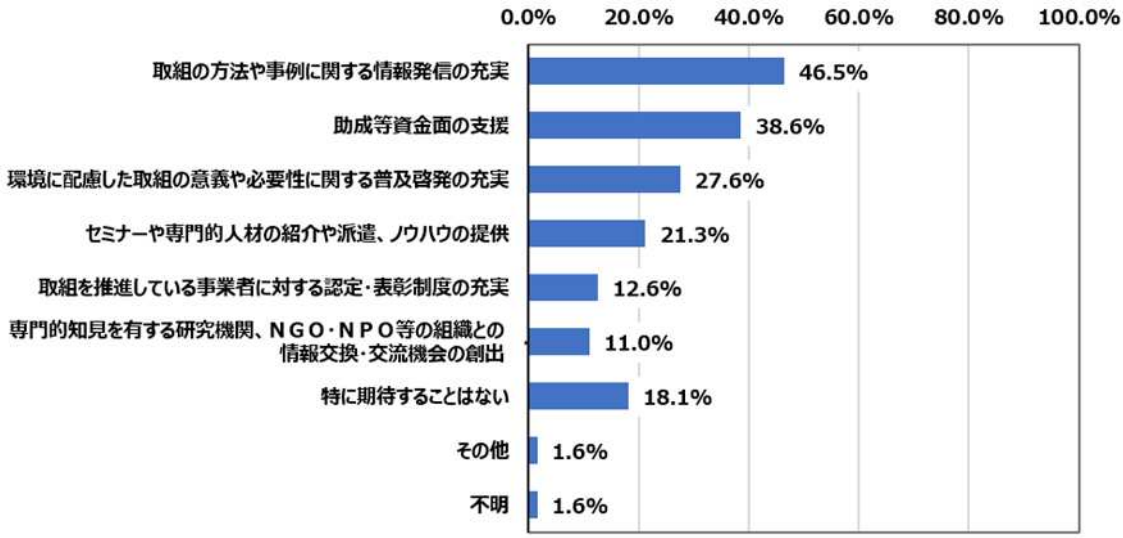


⑦区の取組、区への協力、支援について

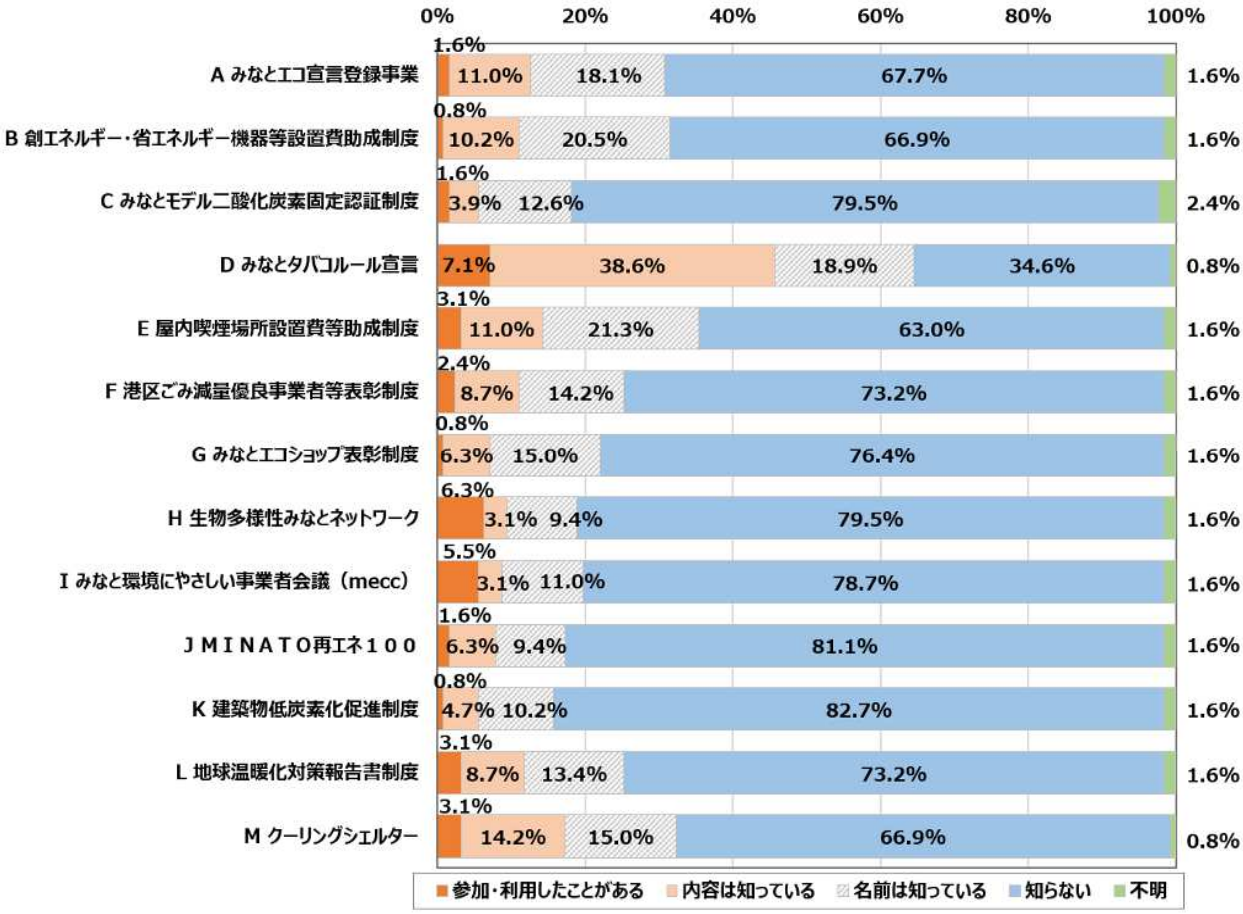
問９　港区の環境をより良くしていくため、今後、区が重点的に取り組むべきと思うものを選んでください。（○は５つまで）



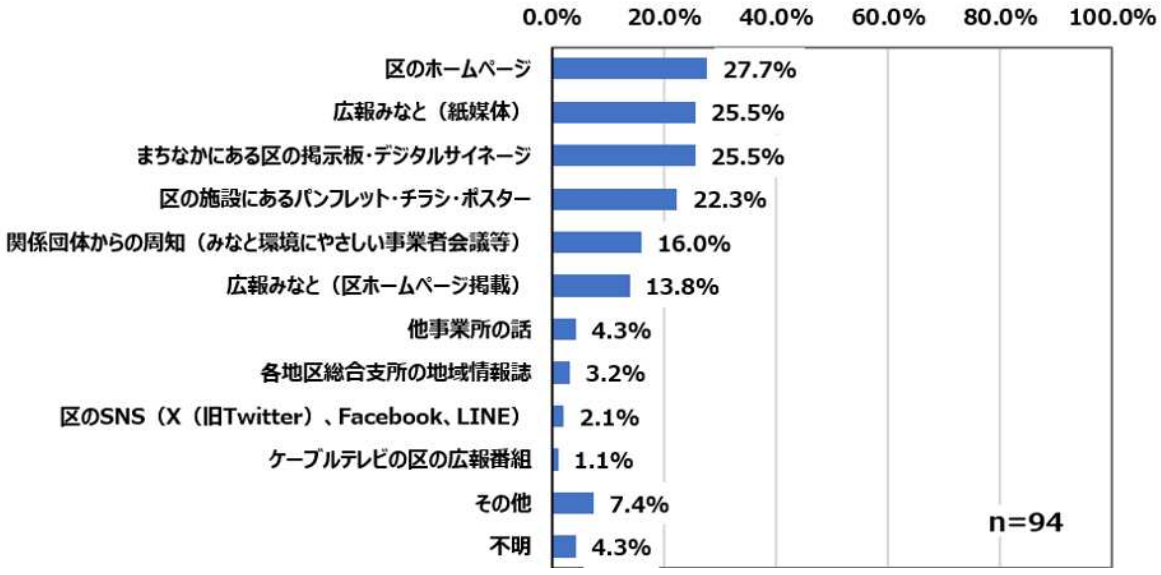
問 10　貴組織において環境に配慮した取組を進めるために、今後、区にどのような支援を期待しますか。



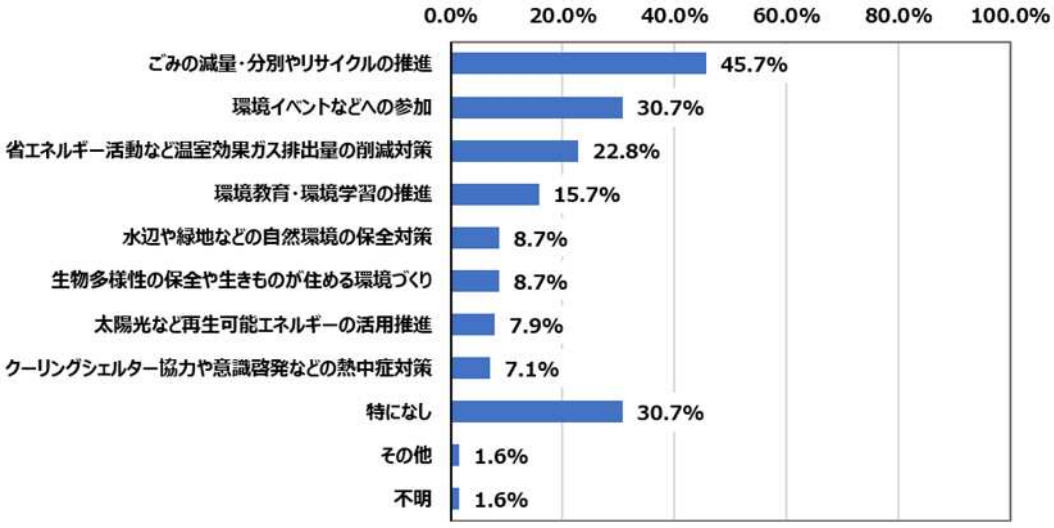
問 11-１　区が、事業者と協力して環境の保全を進めるため行っている事業・取組について伺います。貴組織では、次の事業を知っていますか。



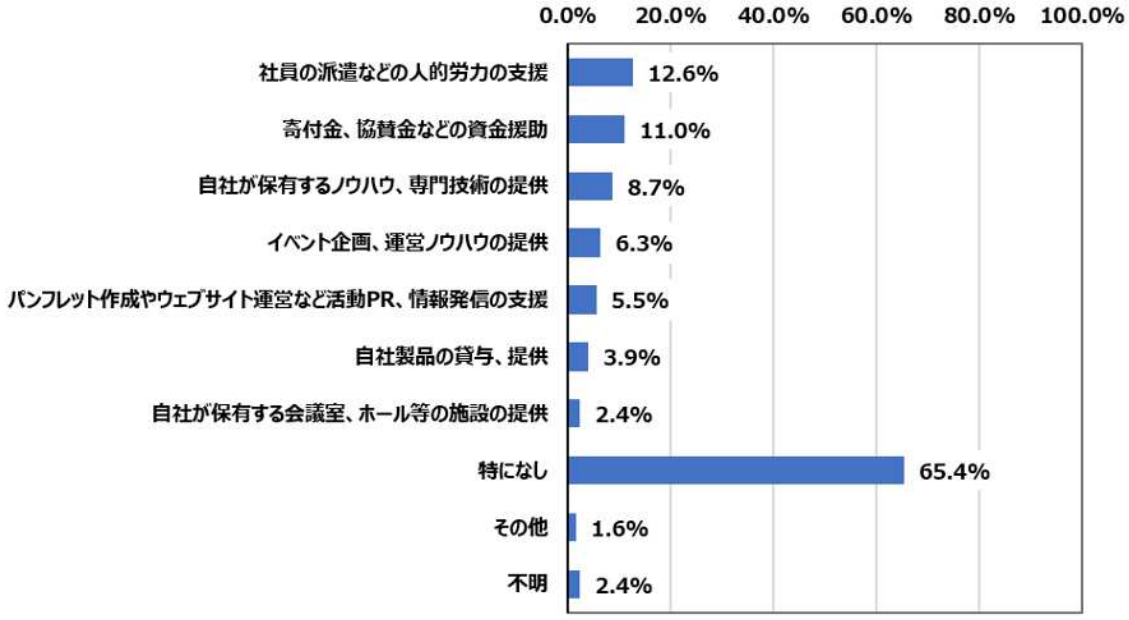
問 11-２　問 11-１で、「１ 参加・利用したことがある」、「２ 内容は知っている」、「３ 名前は知っている」に１つでも○を付けた方にお聞きします。貴組織では、港区の事業に関する情報をどこから入手していますか。



問 12　貴事業所が、環境に関する地域貢献活動において、区に協力、支援できる活動分野はありますか。



問 13　貴事業所が、上記において、区に協力、支援できる取組はありますか。

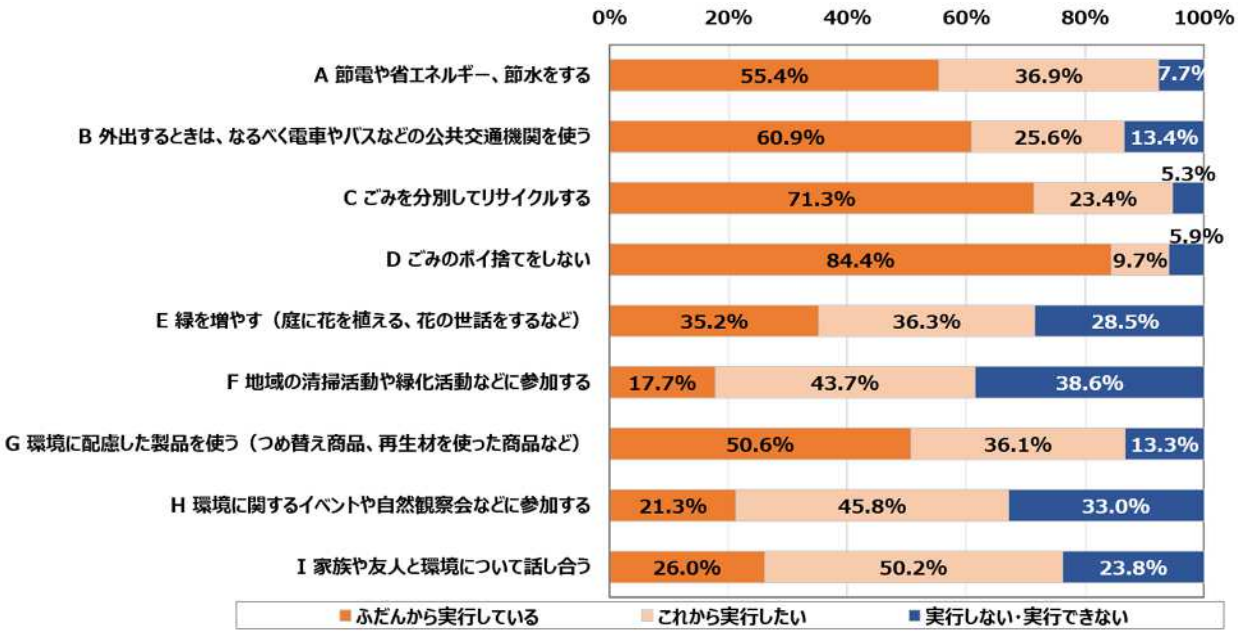


（４）港区の環境に関する学校アンケート　調査結果（概要）

［児童・生徒］

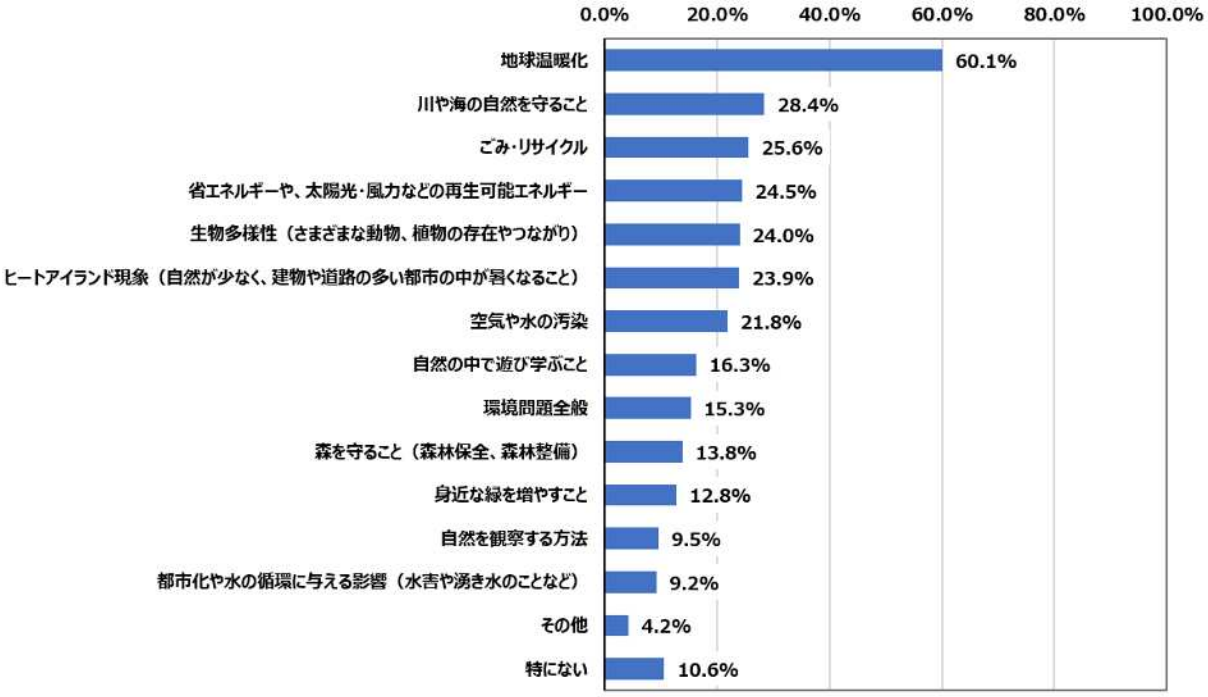
①環境をよくするために実行していること

問１　環境をよくするために、あなたが学校や家でふだんから実行していることはありますか。



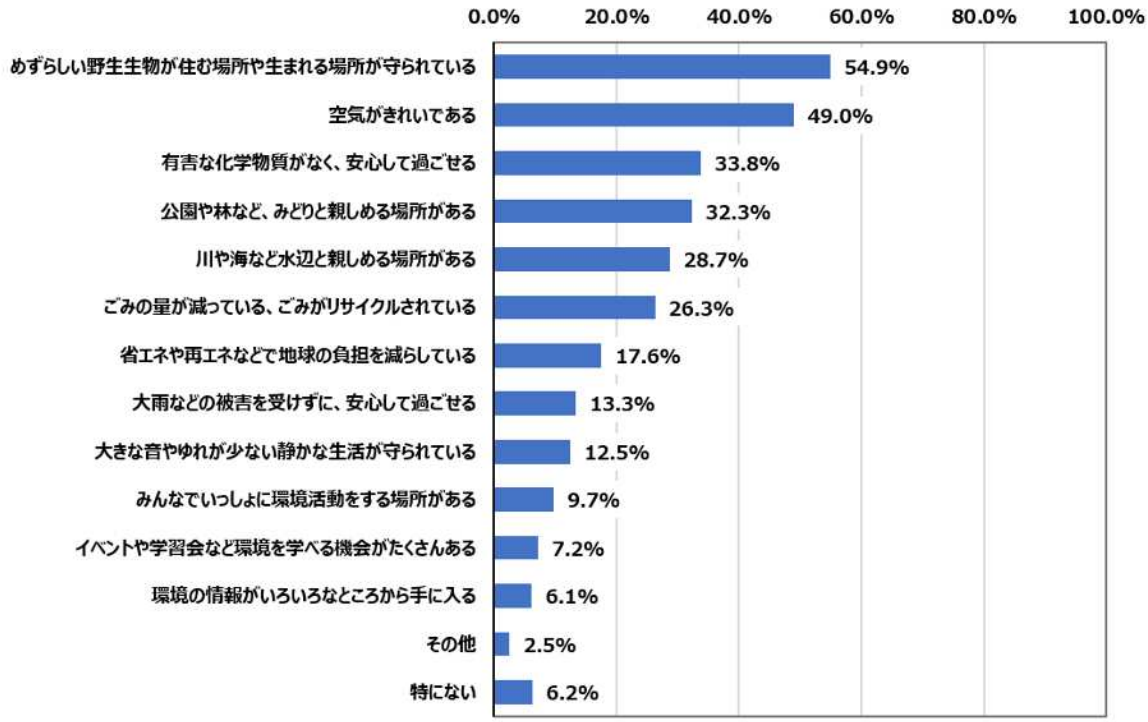
②学校で特に教えてほしい環境問題

問２　あなたが、学校などで特に教えてほしい環境問題は何ですか。次の中から３つ選んでください。



③よい環境であるために大切だと思うこと

問３　よい環境であるためには、何が大切だと思いますか。次の中から３つ選んでください。



④将来の港区の環境の姿について

問４　将来、港区の環境がどのようになっているとよいですか。また、そのためにあなたができることはありますか。以下に自由に書いてください。

分類	件数
総計	2,248
①緑・自然・公園	645
②ごみ・ポイ捨て・清掃	491
③空気がきれい（大気汚染・臭いがない）	221
④生物多様性・動物と共存	168
⑤リサイクル・分別・３Ｒ/５Ｒ	143
⑥治安・平和・安心安全	118
⑦温暖化・暑さ/涼しさ・ヒートアイランド	98
⑧水辺（川・海・運河）・水質	75
⑨ボランティア・参加	66
⑩再生可能エネルギー・省エネ	50
⑪都市開発（ビル、マンション）・自然減少への懸念	37
⑫将来悲観/悪化・滅亡	35
⑬教育・学び・意識	28
⑭交通・脱炭素移動	21
⑮遊べる場所・子ども	15
⑯技術・ＡＩ・スマートシティ	14
⑰防災・気象災害	12
⑱ルール・マナー・喫煙	11

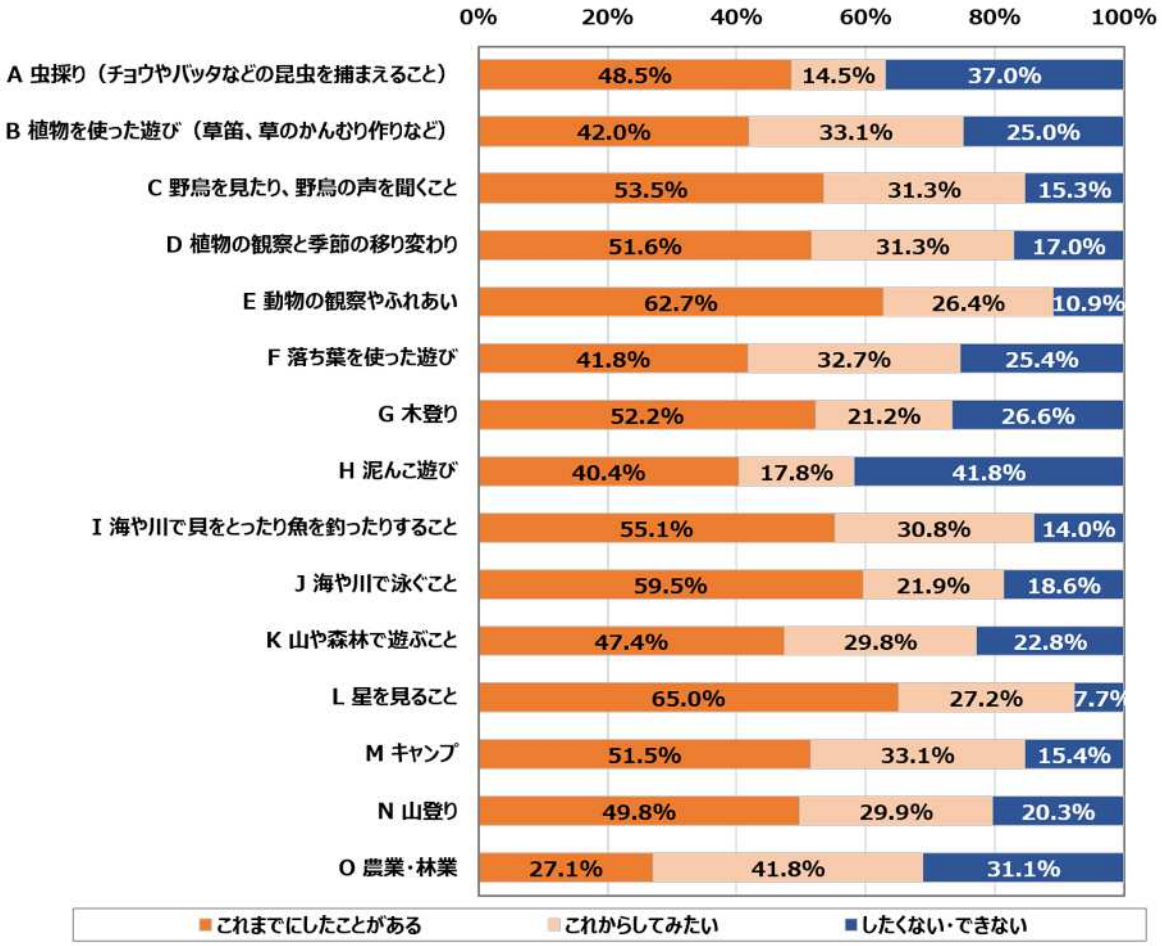
【未来の港区のイメージ（ワードクラウド）】

出現回数で重み付けしたキーワードを文字の大きさで示すワードクラウドでまとめました。

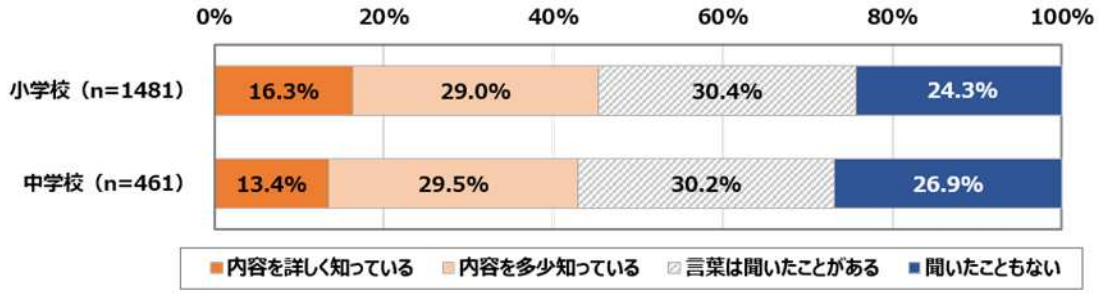


⑤自然共生・生物多様性について

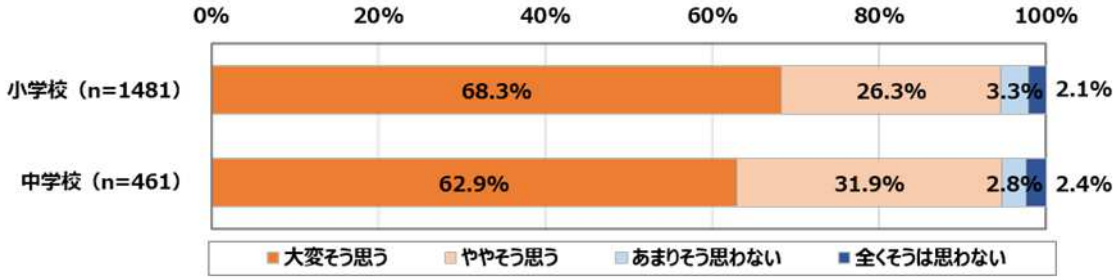
問５　これまでにしたことがある、これからしてみたい外遊びや自然体験すべてを選んでください。
港区以外での体験でも良いです。



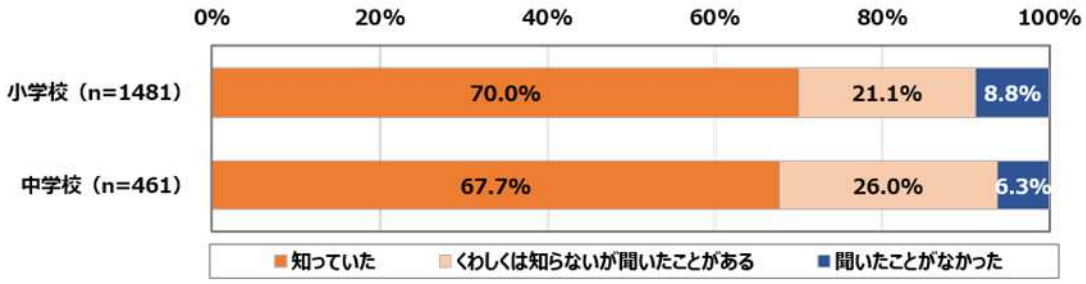
問６　あなたは、「生物多様性」について、どのくらい知っていますか。



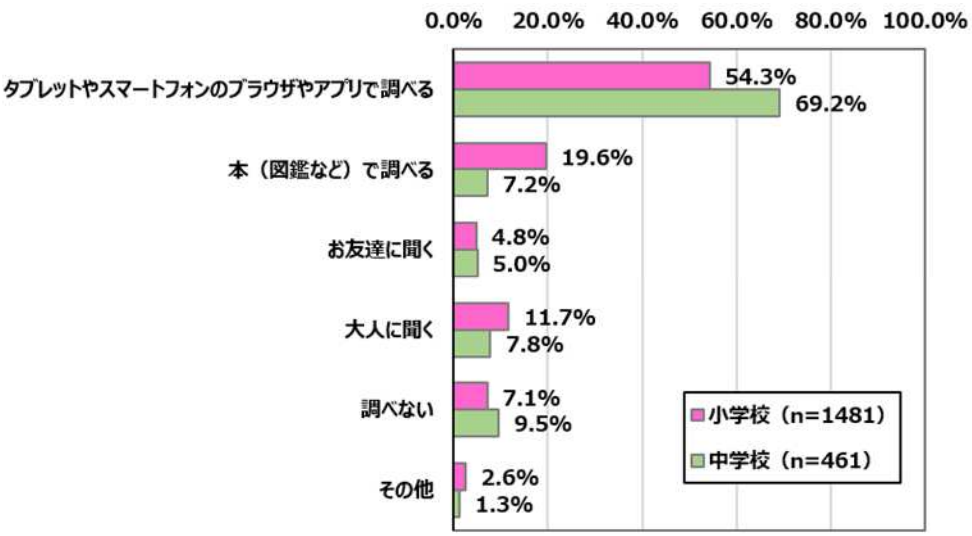
問７　いろいろな生きものが元気にくらせるように、生物多様性を守ることは大切だと思いますか。



問８　「外来種」の問題を知っていましたか。



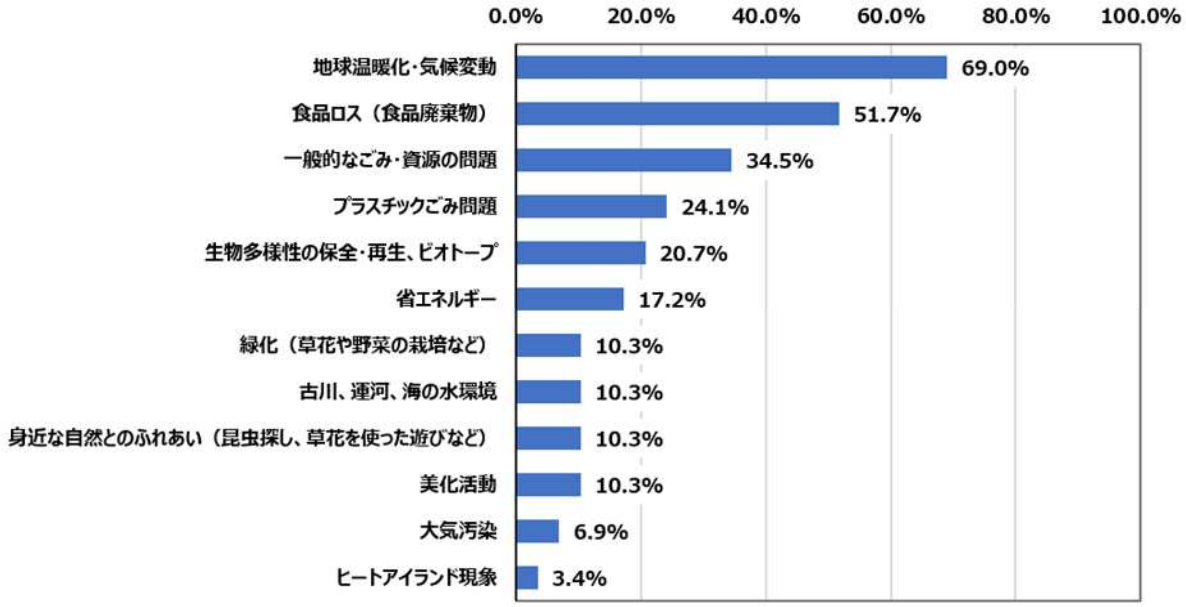
問９　みなさんは、身近に見かけた生きものの名前やとくちょうを調べるとき、どのように調べていますか。



［教員］

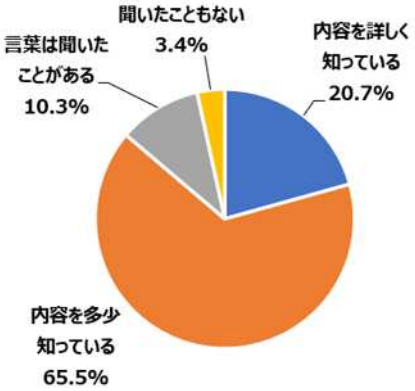
①環境問題・話題に対する児童・生徒の関心･認知度

問１　教科学習、総合的な学習の時間、みなと子どもエコアクションの活動などを通じて、 最近の児童・生徒が特に関心を持っていると感じる環境分野は何ですか。

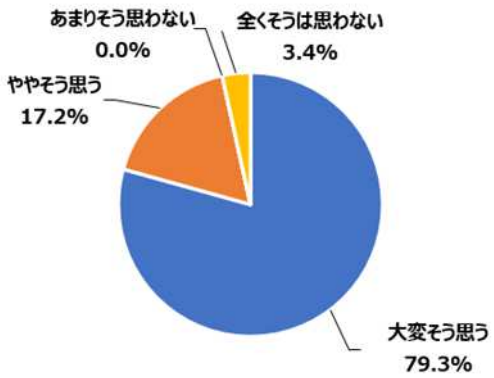


②生物多様性について

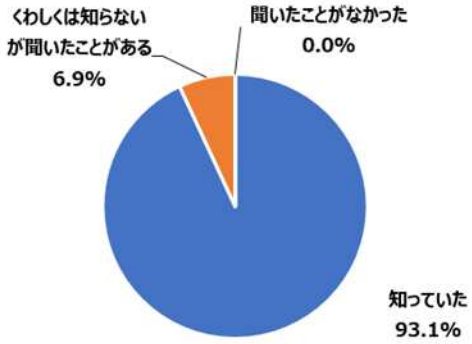
問２　あなたは、環境に関する「生物多様性」の話題をどのくらい知っていますか。



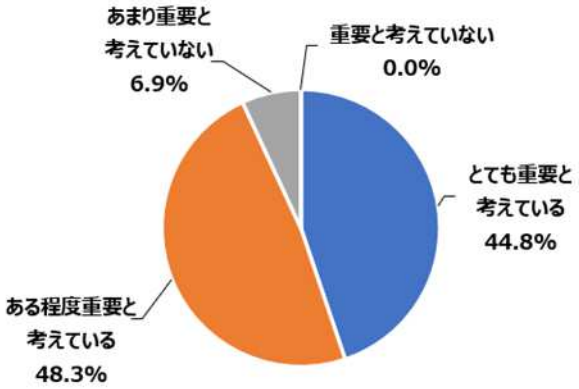
問３　「生物多様性を守り、はぐくむことは大切である」という意見や考えについて、「大変そう思う」から「全くそうは思わない」までの４段階で、あなたの考えや意見に最も近いものを選んでください。



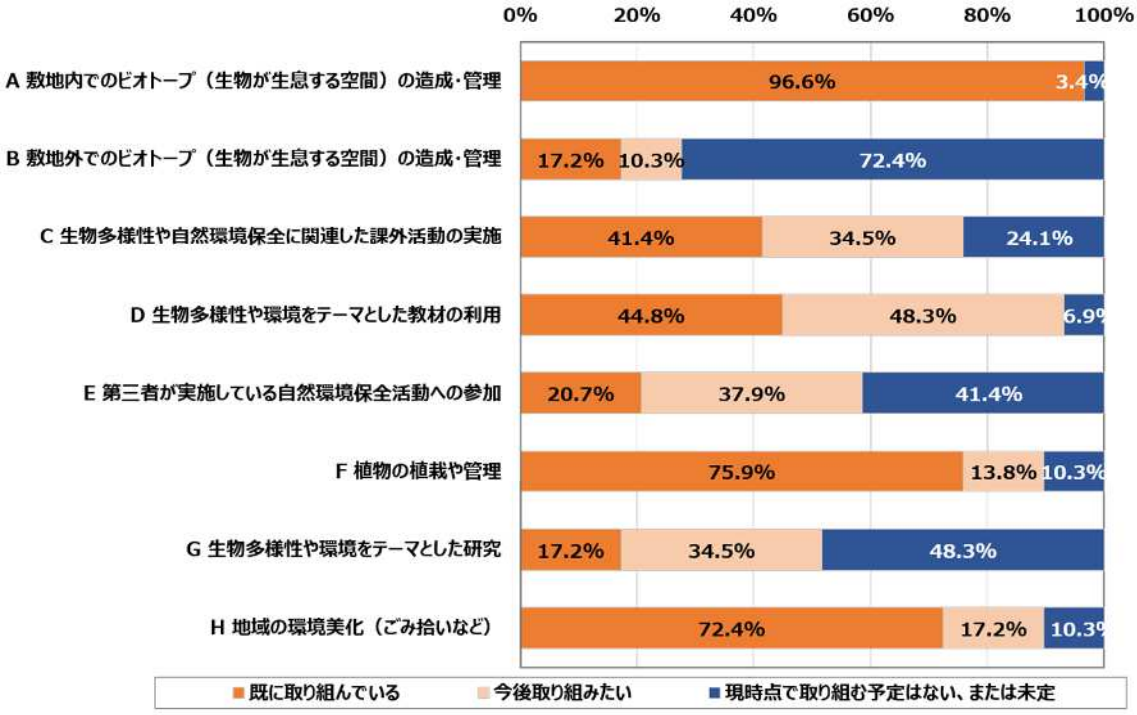
問４　「外来種」の問題を知っていましたか？



問５　貴校(貴園)としては、生物多様性に関する教育をどの程度重要と考えていますか。また、その理由を教えてください。

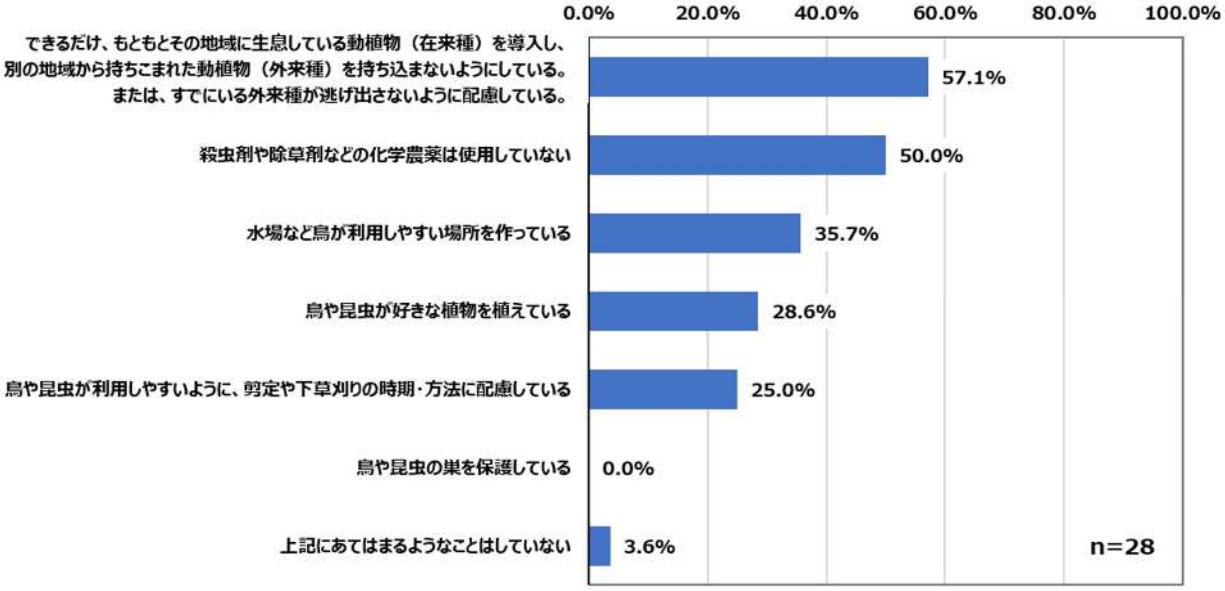


問６　生物多様性に関する教育の内容について、貴校(貴園)の取組状況としてあてはまるものを選んでください。

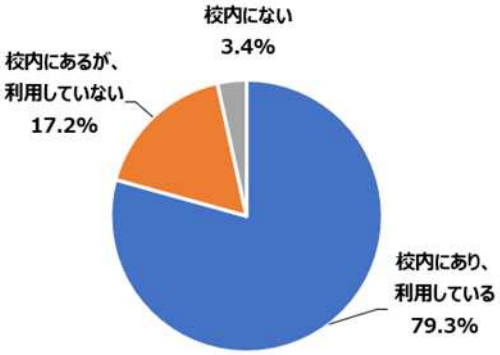


問７　問６の「Ａ.敷地内でのビオトープ(生物が生息する空間)の造成･管理」「Ｆ.植物の植栽や管理」について、「１.既に取り組んでいる」を選択された学校に質問です。

貴校(貴園)におけるビオトープ･植栽の管理方法についてあてはまるものすべてを選んでください。

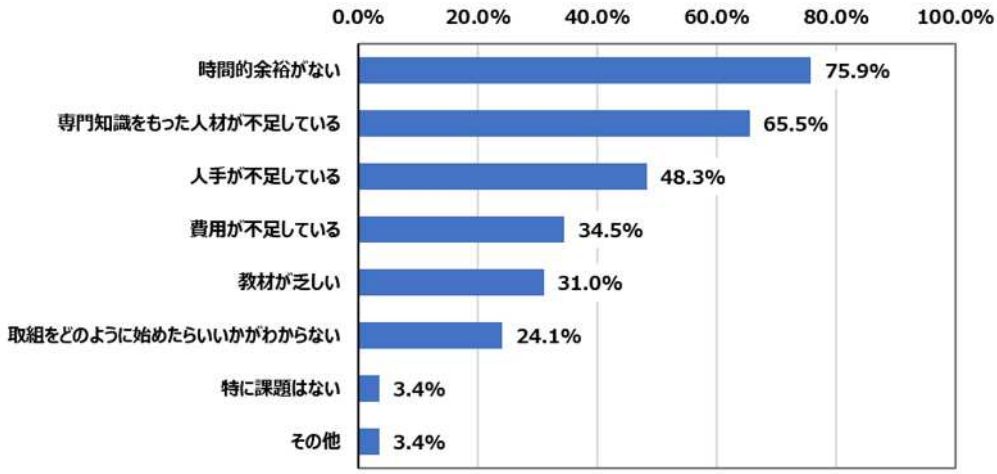


問８　貴校(貴園)にビオトープ(生物が生息する空間)はありますか。また、授業や課外活動で利用していますか。

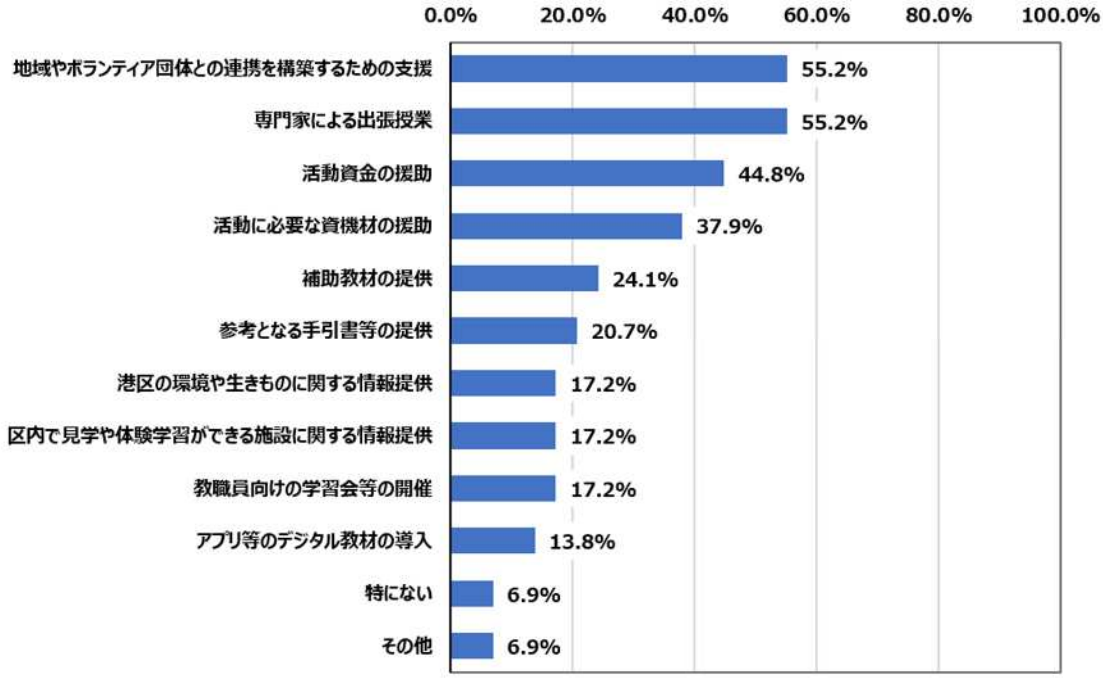


③環境学習を進めるうえでの課題･必要な支援

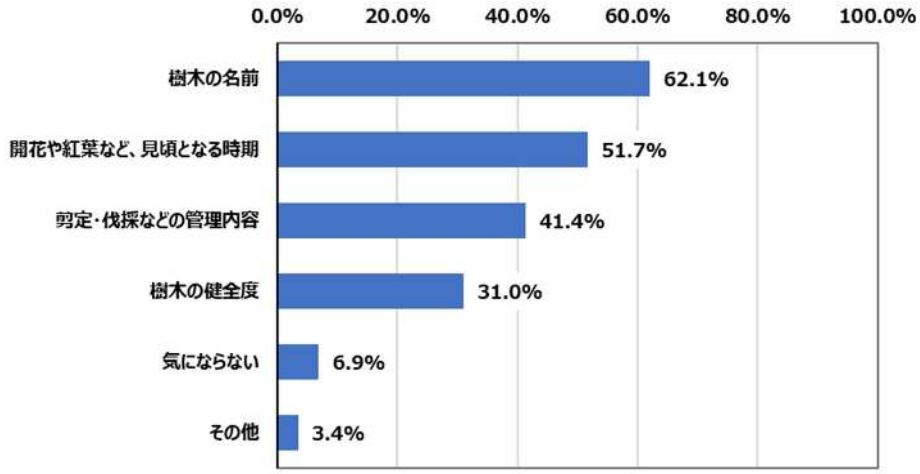
問９　貴校（貴園）が環境学習（生物多様性を含む）を進める上で課題となっているのはどのようなことですか。



問 10　児童・生徒の環境学習(生物多様性を含む)を効果的に推進するために、どのような支援が必要だと感じていますか。



問 11　道路や公園に植えてある樹木について、どんな情報が気になりますか。



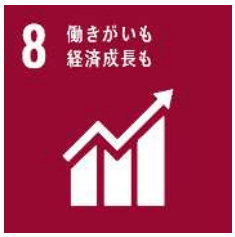
8　関連計画等一覧

名称等	内容
港区まちづくりマスタープラン （平成 29 年度からおおむね 20 年後）	都市計画に関する基本的な方針を示す港区の街づくり分野の最上位の計画です。港区における今後のまちづくりの“道しるべ”となり、区民、企業等、行政がまちの将来像を共有するためのよりどころとなるものです。
港区低炭素まちづくり計画 （令和３年度～令和 12 年度）	社会活動に伴って発生するCO_2の相当部分が都市において発生していることを踏まえ、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針、目標、施策等を定めた計画です。
港区緑と水の総合計画 （令和３年度～令和 12 年度）	緑地の保全及び緑化の目標・施策、都市公園の整備及び管理の方針等、更には水循環系も含めた、港区の緑とオープンスペース、水に関する総合的な計画です。
港区景観計画 （計画期間なし）	景観形成に関する総合的な計画として、港区における景観形成の基本方針を示すとともに、景観法に基づく届出制度の活用に当たり、場所に応じたきめ細かな基準等を示した計画です。
港区地域防災計画 （計画期間なし）	区及び地域における防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、その所掌に係る震災予防・震災応急対策や震災復興を計画的に実施することにより、区民の生命や身体、財産を災害から保護することを目的とした計画です。
港区一般廃棄物処理基本計画 （令和３年度～令和 14 年度）	区における一般廃棄物処理に係る長期的・総合的視点に立った基本方針を明確にする計画です。
港区災害廃棄物処理基本方針 （計画期間なし）	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（環境省）において、地方公共団体が策定するものとする災害廃棄物処理計画です。

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

9　ＳＤＧｓと施策の関係

各施策や取組を着実に推進していくことで、ＳＤＧｓの達成にも貢献していきます。施策に関するＳＤＧｓを一覧で掲載します。

	－
	・施策２　未来につなぐ循環型の都市をつくる
	・施策２　未来につなぐ循環型の都市をつくる ・施策３　良好で快適に暮らせる生活環境をつくる ・施策４　自然と生きものにやさしい都市環境をつくる
	・施策１　脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める ・施策２　未来につなぐ循環型の都市をつくる ・施策４　自然と生きものにやさしい都市環境をつくる ・施策５　環境に対する意識を高め行動を広げる
	－
	・施策４　自然と生きものにやさしい都市環境をつくる
	・施策１　脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める ・施策５　環境に対する意識を高め行動を広げる
	・施策１　脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める ・施策２　未来につなぐ循環型の都市をつくる
	・施策１　脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める ・施策２　未来につなぐ循環型の都市をつくる ・施策５　環境に対する意識を高め行動を広げる
	・施策５　環境に対する意識を高め行動を広げる



・施策１　脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める
・施策２　未来につなぐ循環型の都市をつくる
・施策３　良好で快適に暮らせる生活環境をつくる
・施策４　自然と生きものにやさしい都市環境をつくる



・施策２　未来につなぐ循環型の都市をつくる
・施策５　環境に対する意識を高め行動を広げる



・施策１　脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める
・施策２　未来につなぐ循環型の都市をつくる
・施策５　環境に対する意識を高め行動を広げる



・施策１　脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める
・施策２　未来につなぐ循環型の都市をつくる
・施策３　良好で快適に暮らせる生活環境をつくる
・施策４　自然と生きものにやさしい都市環境をつくる
・施策５　環境に対する意識を高め行動を広げる



・施策１　脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める
・施策２　未来につなぐ循環型の都市をつくる
・施策３　良好で快適に暮らせる生活環境をつくる
・施策４　自然と生きものにやさしい都市環境をつくる
・施策５　環境に対する意識を高め行動を広げる



－



・施策１　脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める
・施策２　未来につなぐ循環型の都市をつくる
・施策３　良好で快適に暮らせる生活環境をつくる
・施策４　自然と生きものにやさしい都市環境をつくる
・施策５　環境に対する意識を高め行動を広げる

10　用語解説（脚注）の索引

暑さ指数（ＷＢＧＴ値）
WBGT（湿球黒球温度：Wet Bulb Globe Temperature（ウェット・バルブ・グローブ・テンプラチャー）の略称）のことで、温度、日射・輻射などの周辺の熱環境、気温の要素を取り入れた指標。
ＥＳＧ投資
財務的な要素に加えて、非財務的な要素である環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）を考慮する投資のこと。
ＥＶ
バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。
ウェルビーイング
身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む。
雨水浸透対策
降った雨水を集めて地下に浸透させることにより水路や河川の負担を軽減する役目を果たす他、開発等で地表を覆うことにより起こる地下水・湧き水の枯渇を防止するなど、水環境を守る効果もあり、都市における健全な水循環の保持・創出に資する対策のこと。
ＡＢＩＮＣ認証
一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブ（ＪＢＩＢ）が開発した「いきもの共生事業所®推進ガイドライン」及び「土地利用通信簿®」を認証基準として、企業における生物多様性に配慮した緑地づくりや管理・利用などの取組を、一般社団法人いきもの共生事業推進協議会（ＡＢＩＮＣ）が、第三者評価・認証する制度。認証期間は、認証交付日から起算し３年。
エコロジカルネットワーク
個々の生きものの生息地が、生きものの移動が可能であるようにつながれた状態にあること。野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然のふれあいの場の提供などの機能が発揮されることが期待される。
カーボンクレジット
省エネルギー設備の導入や森林管理の取組などによるCO_2の排出削減量や吸収量を、第三者機関による検証等を経て、企業等の間で取引できるよう認証したもの。
カーボンハーフ
東京都が令和３（2021）年１月に表明した、令和12（2030）年までに温室効果ガス排出量を平成12（2000）年比で50％削減するという目標のこと。
環境アセスメント
開発事業等が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業実施に際して環境配慮がなされるようにするための一連の手続のこと。

環境行動指針
港区環境基本条例前文にある「すべての人びとが日常の生活や事業活動の中で、自らの行動を考え、創意と工夫によって環境にやさしい継続的な行動をとる」という理念に基づき、条例第８条に区長が策定することを規定されている、区民・事業者・区がとるべき具体的な環境保全行動のこと。
グリーンインフラ
自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの。これは、人と自然の関わりから形成されるものであり、戦略的な計画、持続的な維持管理、幅広いステークホルダーの参画などを通じてより大きな効果の発現が期待できる。
光化学オキシダント
大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、強い日射（紫外線）による光化学反応で生成する酸化性物質の総称。光化学スモッグの主な原因となる。
昆明・モントリオール生物多様性枠組
令和４（2022）年 12 月に中国の昆明とカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（ＣＯＰ15）で採択された、新たな生物多様性に関する世界目標。生物多様性条約に限らず、他の条約や協定、枠組みとの連携促進を図りつつ、過去の教訓に基づいて、先住民や地域社会の貢献と権利の尊重、全政府的及び全社会的アプローチ、人権に基づくアプローチ、ジェンダー・世代間衡平（※）、生物多様性と健康などが考慮事項として掲げられている。 ※世代間衡平とは、現在生きている世代と、将来生まれてくる将来世代との間で、環境・資源・経済・社会保障などの負担や利益を公平に分かち合うべきという考え方。
再資源化事業等高度化法
効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の過程の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律のこと。
ＣＥコマース
３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも「ごみの発生量を減らすリデュース」・「ものをそのまま繰り返し使うリユース」を事業スキームとして体現したビジネスのこと。
サステナブルシティ（持続可能な都市）
環境、経済、社会のバランスを保ち、将来の世代に負担をかけることなく、今も未来も人々が快適に暮らし続けられるように設計された都市のこと。
シェアサイクル
地域内のどのサイクルポートからでも、自転車を貸出・返却ができる自転車の共有サービスのこと。ポートにある自転車を乗りたいときに借りて、行きたい場所のポートで返すことができる。区では放置自転車対策、環境負荷の低減、区民の利便性の向上、地区内の回遊性を高め、観光振興や商店街振興など関連する施策の推進等を目的とした自転車シェアリング事業を実施している。

ＪＨＥＰ（ジェイヘップ）認証シリーズ
公益財団法人日本生態系協会が開発・運営する、生物多様性の保全や回復に資する取組を定量的に評価、認証する制度。事業実施によって得られる「将来50年間の自然の価値」が「評価基準値」を上回る場合、生物多様性の向上に貢献する事業、あるいは生物多様性へ影響を与えない事業として認証される。
資源有効利用促進法
資源が大量使用・大量廃棄されることを抑制し、リサイクルによる資源の有効利用の促進を図るための法律。
自然環境デジタルミュージアム
東京都が昭島市に整備を進める、生物多様性に関する情報を継続的に収集・一元管理し、その発信を通じて生物多様性の保全・回復に向けた行動変容を促す戦略的拠点となるミュージアム。
自然共生サイト
「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づき、企業の森や里地里山、都市の緑地などにおいて、民間の取組等による生物多様性を増進する活動計画として国から認定を受けた活動を、実施する区域のこと。
指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）
「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときに、暑さをしのげる場所として一般に開放するほか、熱中症特別警戒アラート発表の有無にかかわらず、暑さを避けるための滞在場所としても開放している施設のこと。
３０ｂｙ３０（サーティーバイサーティー）
国が掲げる令和 12（2030）年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。
循環経済（サーキュラーエコノミー）
３Ｒ（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化））の取組による資源循環に加え、資源の投入・消費を抑えつつ、効率的・循環的に資源を利用し、付加価値を生み出すことを図る経済活動のこと。「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線形経済から移行することで、事業活動の持続可能性を高め、中長期的な競争力を培うことが期待されている。
生物多様性国家戦略2023-2030
令和５（2023）年３月に閣議決定された、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である。2050年ビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げ、その達成に向けた短期目標（2030年ミッション）として「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」としている。国際目標である30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復することをめざしている。
ＺＥＨ（ゼッチ）
「Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略称。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることをめざした住宅のこと。

ＺＥＢ（ゼブ）
「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」の略称。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることをめざした建築物のこと。
ゼロエミッション
人間の活動から排出される温室効果ガスや廃棄物を実質的にゼロにすることをめざす考え方。
第五次循環型社会形成推進基本計画
令和６（2024）年８月に閣議決定された、循環型社会形成推進基本法（平成12（2000）年制定）に基づく計画。循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として策定された。
脱炭素（カーボンニュートラル）
二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
食べきり協力店
小盛りメニューの導入や、食べ残しを減らすための案内など、食べ残し削減に向けた活動を積極的に行っている飲食店のこと。
Ｔ．Ｐ．（ティー　ピー）
Tokyo Peilの略であり、東京湾平均海面のこと。標高を表す際の基準となる高さ。
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）
平成13（2001）年４月に施行され、環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする条例。
ネイチャーポジティブ（自然再興）
自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。いわゆる自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方のこと。
熱中症警戒アラート
熱中症の危険性に対する「気づき」を促すものとして、都道府県予報区等内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数（WBGT）が33（予測値）に達する場合に発表される、熱中症警戒情報のこと。
熱中症特別警戒アラート
都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に発表される、熱中症特別警戒情報のこと。
プラットフォーム
情報共有やマッチングの場・仕組みのこと。
ブルーカーボン
海草や海藻、マングローブなどの海洋生態系が光合成によって二酸化炭素（CO_2）を吸収し、海底や深海に長期間蓄積･貯留する炭素のこと。こうしたCO_2吸収源対策や生物多様性等の様々

な課題の解決に貢献する藻場・干潟等をブルーカーボン生態系（藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれた炭素を隔離・貯留する海洋生態系のこと）及びその生息環境を形成する基盤となる藻場・干潟等をブルーインフラという。
ＭａａＳ（マース）
「Mobility as a Service（モビリティ・アズ・ア・サービス）」の略称。地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。
ライフサイクルカーボン
建築物の設計から建設、運用、解体に至るまでのライフサイクル全体において排出されるCO_2を含む環境負荷のこと。
緑被率（りょくひりつ）
緑被地（樹木被覆地、草地、屋上緑地）に覆われている面積の割合のこと。
レジリエンス
災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつこと。

港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。
旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

区　の　木

ハナミズキ

区　の　花



アジサイ



バラ



港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和６０年８月１５日

港　区

港区では世界の恒久平和と核兵器の廃絶を広く訴えるため、昭和６０年８月１５日に「港区平和都市宣言」を行いました。

刊行物発行番号　2026146-5611

港区環境基本計画（素案）
令和８（2026）年 11 月発行
発行：港区
編集：港区環境リサイクル支援部環境課（※組織名称は現時点の名称です。）
港区芝公園一丁目５番 25 号
TEL 03-3578-2111（代表）
FAX 03-3578-2489
https://www.city.minato.tokyo.jp/